

2022年度における
地球温暖化対策計画の進捗状況
(環境省取りまとめの対策・施策)
(詳細版)

※ 本資料は、実績把握時期の都合等で、一部調整中の内容が含まれており、今後、変更となる可能性があります。

各対策・施策の進捗状況

目 次

温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

1. 温室効果ガスの排出削減対策・施策

<エネルギー起源二酸化炭素>

A. 産業部門（製造事業者等）の取組

10. 燃料転換の推進	1
-------------	---

B. 業務その他部門の取組

20. 廃棄物処理における取組	3
-----------------	---

C. 家庭部門の取組

23. 高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）	16
--	----

<非エネルギー起源二酸化炭素>

51. バイオマスプラスチック類の普及	21
---------------------	----

52. 廃棄物焼却量の削減	24
---------------	----

<メタン>

54. 廃棄物最終処分量の削減	29
-----------------	----

55. 廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	32
-----------------------------	----

<代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）>

58. 代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ）	36
--	----

分野横断的な施策

62. J-クレジット制度の活性化	51
-------------------	----

63. 二国間クレジット制度（JCM）の推進	55
------------------------	----

64. 国立公園における脱炭素化の取組	60
---------------------	----

定性-05. 温室効果ガス排出削減等指針に基づく取組	62
----------------------------	----

定性-06. 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度	64
-----------------------------	----

定性-07. 事業活動における環境への配慮の促進	66
--------------------------	----

定性-08. 成長に資するカーボンプライシング	69
-------------------------	----

定性-09. 税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用	71
--------------------------------	----

定性-10. サステナブルファイナンスの推進	73
------------------------	----

基盤的施策

定性-11. 国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備	86
--	----

公的機関における取組

65. 国の率先的取組	90
66. 地方公共団体の率先的取組と国による促進	93

地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

67. 地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進	97
--------------------------------	----

脱炭素型ライフスタイルへの転換

68. 脱炭素型ライフスタイルへの転換	102
定性-14. 環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	116

地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）

定性-15. 脱炭素先行地域づくり	124
定性-16. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）	126
定性-17. 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築	128
定性-18. グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション	131
定性-19. 社会全体を脱炭素に向けるルールイノベーション	133

海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進

定性-21. 相手国の政策・制度構築	141
定性-22. 国際ルール作りの主導	143
定性-23. 都市の取組の推進	150
定性-25. グリーン冷媒技術・製品等の国際展開	152

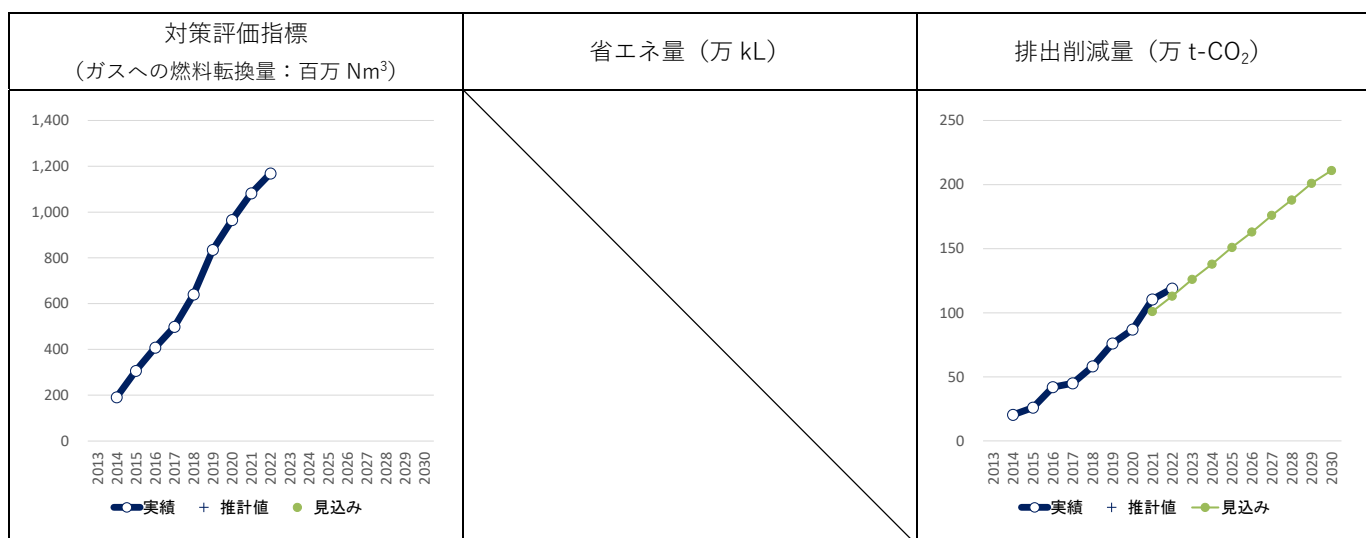
対策名：	10. 燃料転換の推進
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	エネルギー
具体的内容：	省 CO ₂ 効果が高く、直近から着実に実施可能な対策である石炭・重油等からガス等への燃料転換により、工場・事業場における CO ₂ 削減を図る。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 燃料転換の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ガスへの燃料 転換量	百万 Nm ³	実績	-	191	306	408	499	640	835	965	1082	1169								
		見込み													-					-
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
		見込み													-					-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	20	26	42	45	58	76	87	110.4	118.9								
		見込み									101	113	126	138	151	163	176	188	201	211



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > 燃料転換量 【2022 年度】 1,169 百万 Nm³ ・ 燃料転換量は調査により把握。
	< 省エネ量 > —

	<排出削減量> 【2022 年度】 118.9 万 t-CO₂ ・ 下記算出方法により算出 $(\text{排出削減量}) = \Sigma \{ (\text{燃料転換前 CO}_2\text{排出量}) - (\text{燃料転換後 CO}_2\text{排出量}) \}$ $= \Sigma (\text{燃料転換前燃料種の CO}_2\text{排出係数}) \times (\text{燃料転換前の燃料量})$ $- \Sigma (\text{燃料転換後燃料種の CO}_2\text{排出係数}) \times (\text{燃料転換後の燃料量})$ ・ CO₂排出係数は燃料種ごとに異なる。
出典	・ 燃料転換量および排出削減量の実績は日本ガス協会提供 ・ 電力の排出係数は、電気事業低炭素社会協議会公表資料（2021 年度（確報値）、2022 年度 CO₂排出実績（速報値））及び協議会提供情報から作成 ・ 燃料の排出係数は、エネルギー源別総発熱量・炭素排出係数一覧表（資源エネルギー庁）に基づき作成
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 — 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標と排出削減量は、算出方法上連動して推移する。2021 年度以降の推計値は、2016 年度から 2019 年度までの実績値をもとに毎年 132 百万 Nm³の開発量、12.5 万 t-CO₂/年の削減効果が累積すると仮定しており、2030 年度に向けて直線的に推移する見通し。 今後補助事業により燃料転換の推進を図っていく。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
補助	（環境省） ○工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 ・ 工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援。 ・ 優良事例を公表し、横展開を図る。 40.0 億円（2021 年度予算） 37.0 億円（2022 年度予算） 40.0 億円（2022 年度補正予算）	○工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 36.9 億円（2023 年度予算） 40.3 億円（2023 年度補正予算）

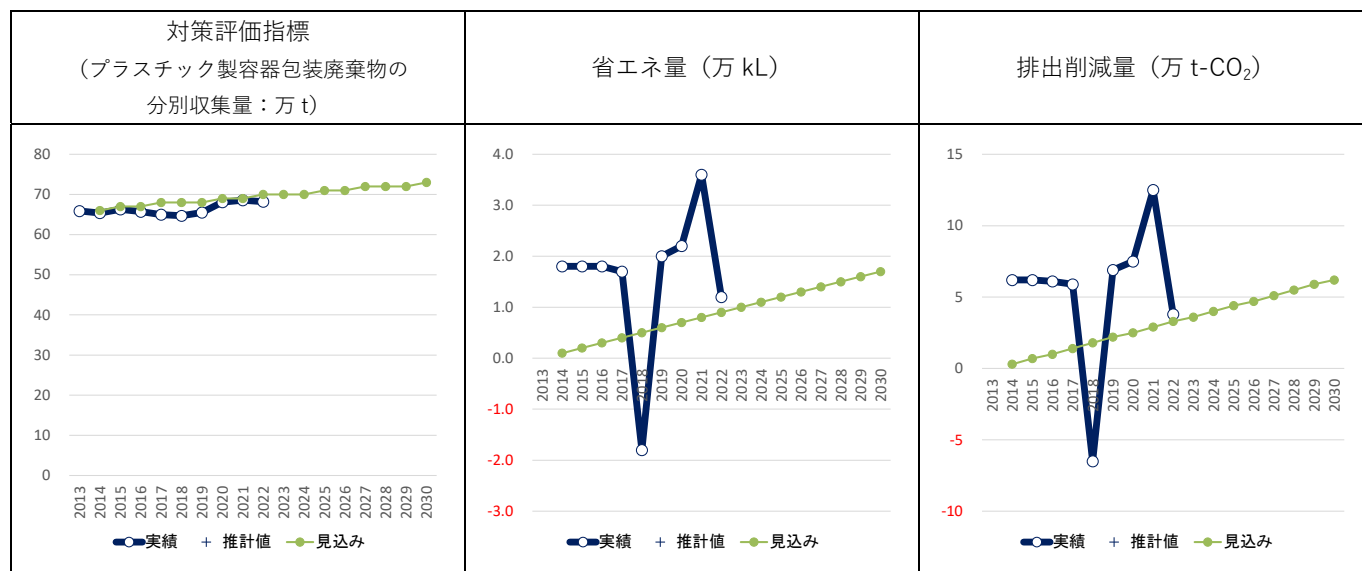
対策名：	20. 廃棄物処理における取組
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	廃棄物（対策効果は「エネルギー」で発現）
具体的内容：	・ 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル（材料リサイクル、ケミカルリサイクル）の推進。 ・ 廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時に施設規模に応じて高効率発電設備を導入することにより、電気の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 ・ 廃プラスチック類及び紙くず等の廃棄物を原料として燃料を製造し、製造業等で使用される化石燃料を代替することで、燃料の燃焼に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 ・ 低燃費型の廃棄物収集運搬車両・処理施設の導入、節電に向けた取組等の省エネルギー対策を推進し、燃料の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 ・ 走行から積込までを全て電動化したEV ごみ収集車により、現行の内燃機関ごみ収集車の代替を図り、ごみ収集車から排出されるCO₂量の削減を図る。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	万 t	実績	66	65.4	66.3	65.7	65.0	64.7	65.5	68.1	68.6	68.2								
		見込み		66	67	67	68	68	68	69	69	70	70	70	71	71	72	72	72	73
省エネ量	万 kL	実績	－	1.8	1.8	1.8	1.7	-1.8	2.0	2.2	3.6	1.2								
		見込み		0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	－	6.2	6.2	6.1	5.9	-6.5	6.9	7.5	12.5	3.8								
		見込み		0.3	0.7	1.0	1.4	1.8	2.2	2.5	2.9	3.3	3.6	4.0	4.4	4.7	5.1	5.5	5.9	6.2



定義・算出方法	<対策評価指標> 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会における市町村からの引き取り実績データ
	<省エネ量> 対策評価指標のうちケミカルリサイクル（高炉分、コークス炉分）量相当分にプラスチック発熱量 29.3MJ/kg-wet を乗じ、さらに原油換算原単位 0.0258kL/GJ を乗じて算出したものから、2013 年度の省エネ量との差
	<排出削減量> コークスの CO ₂ FE (29.38gC/MJ) 及び原料炭（コークス用）の CO ₂ FE (24.51gC/MJ) にそれぞれの発熱量を乗じて算出したものから、2013 年度の削減量との差
出典	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 HP
備考	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進について、2021 年度の分別収集量に誤りがあったため、数値を更新。

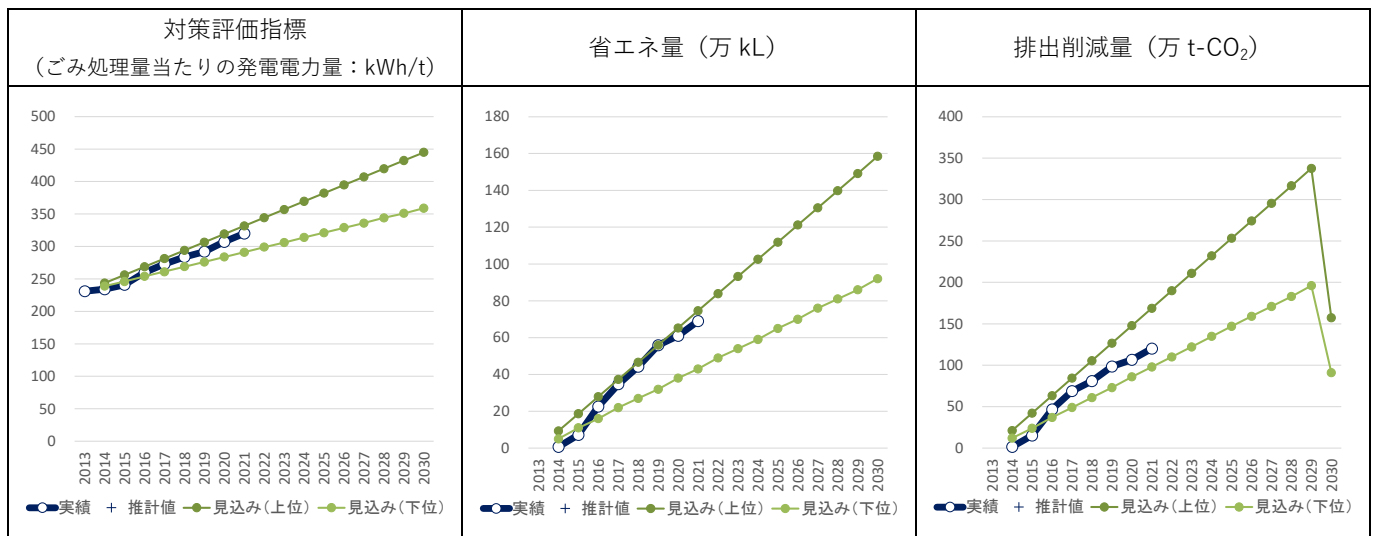
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標であるプラスチック製容器包装の分別収集実績について、微増しており、市町村による分別収集の促進により目標水準と同等程度になると考えられる。また、分別収集実績が増加するため、省エネ量及び排出削減量についても、目標水準を上回ると考えられる。

(2) 一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ごみ処理量当たりの 発電電力量	kWh/t	実績	231	234	241	260	273	284	292	307	320									
		見込み (上位)		244	256	269	281	294	307	319	332	344	357	369	382	395	407	420	432	445
		見込み (下位)		239	246	254	261	269	276	284	291	299	306	314	321	329	336	344	351	359
省エネ量	万 kL	実績	—	0.7	7.2	23	35	44	56	61	69									
		見込み (上位)		9	19	28	37	47	56	65	75	84	93	103	112	121	131	140	149	158
		見込み (下位)		5	11	16	22	27	32	38	43	49	54	59	65	70	76	81	86	92
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	1.6	15.1	46.7	68.8	80.8	98.5	106.7	120.0									
		見込み (上位)		21	42	63	84	106	127	148	169	190	211	232	253	274	295	317	338	359
		見込み (下位)		12	24	37	49	61	73	86	98	110	122	135	147	159	171	183	196	208



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > ごみ処理量当たりの発電電力量 (kWh/t) は「日本の廃棄物処理」(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)より把握(民間施設に係るものを除く。)
	< 省エネ量 > 当該年度の発電電力量の実績値(千 kWh)、電力発熱量(9.76GJ/千 kWh)、原油換算単位(0.0258kL/GJ)を用いて、BAU ケースとの比較により算出。
	< 排出削減量 > 電力排出係数(2021 年度は 0.435kg-CO ₂ /kWh)を用いて算出。
出典	日本の廃棄物処理(2021 年度実績) 電力の排出係数は、電気事業低炭素社会協議会公表資料(2021 年度(確報値))から

	作成
備考	2030 年度の排出削減量の値が前年までの値と比べて著しく低くなっているのは、2030 年度の電力排出係数に 0.37kg-CO₂/kWh を用いていることによる。 「日本の廃棄物処理」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）は毎年度末に前年度の値を集計・公表しており、これに基づく算出を行うため、現時点では 2021 年度実績が最新の値となる。

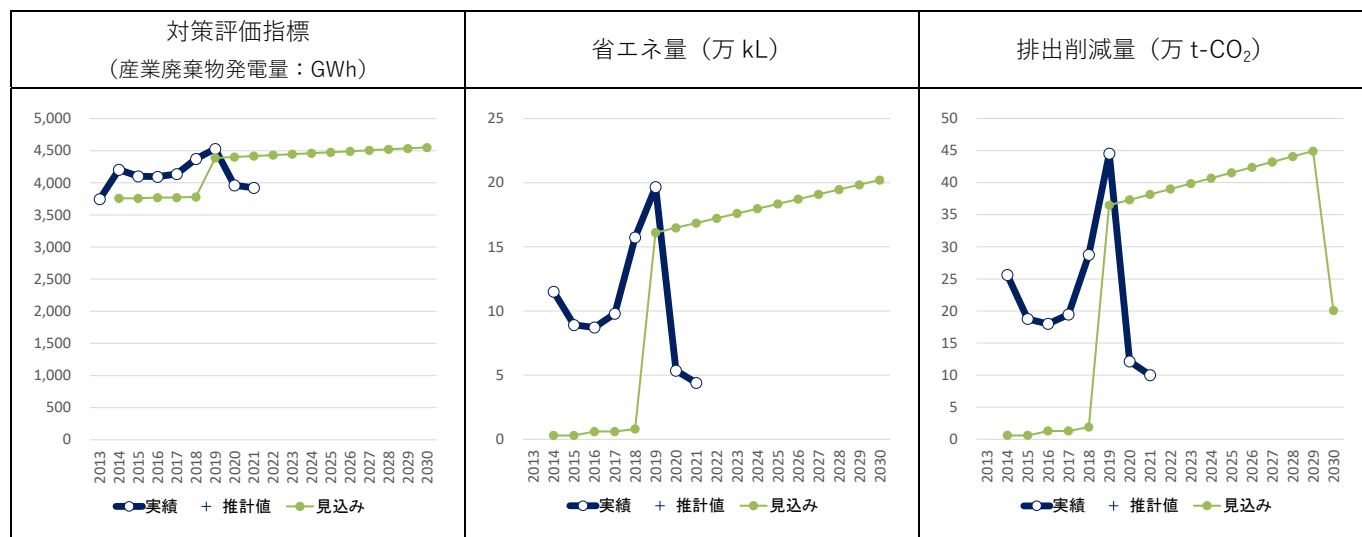
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	循環型社会形成推進交付金等の活用による高効率エネルギー回収が可能となる施設の更新や CO₂ 排出削減に資する施設の改良の促進といった一般廃棄物処理施設における廃棄物発電の導入に関する取組の進展により、対策評価指標であるごみ処理量当たりの発電電力量は 231kWh/t（2013 年度）から 320kWh/t（2021 年度）に増加しており、省エネ量及び排出削減量はそれぞれ 69 万 kL（2021 年度）、120.0 万トン-CO₂（2021 年度）となっている。2020 年度から 2021 年度にかけての発電電力量の増加量で今後推移すれば、2030 年度目標水準を達成できる見込みである。今後も、循環型社会形成推進交付金等の活用による高効率エネルギー回収が可能となる施設の更新や CO₂ 排出削減に資する施設の改良の促進に加えて、これまで廃棄物エネルギーが十分活用されてこなかった中小規模の廃棄物処理施設における廃棄物エネルギー利活用に係る技術評価・検証事業等を行うことにより、目標の確実な達成を目指す。

（３）産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 産業廃棄物発電量	GWh	実績	3748	4205	4102	4094	4137	4373	4529	3961	3924									
		見込み		3759	3759	3770	3770	3781	4388	4403	4417	4432	4447	4462	4477	4491	4506	4521	4536	4551
省エネ量	万 kL	実績	－	11.5	8.9	8.7	9.8	15.7	19.7	5.4	4.4									
		見込み		0.3	0.3	0.6	0.6	0.8	16.1	16.5	16.9	17.2	17.6	18.0	18.3	18.7	19.1	19.5	19.8	20
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	－	25.6	18.8	18.0	19.5	28.8	44.5	12.1	10.0									
		見込み		0.6	0.6	1.3	1.3	1.9	36.5	37.3	38.2	39.0	39.8	40.7	42	42.4	43.2	44.1	44.9	20



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > 産業廃棄物処理業者による発電電力量（GWh）は「産業廃棄物処理施設状況調査」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）より把握。
	< 省エネ量 > 当該年度の産業廃棄物処理業者による発電電力量（GWh）、電力発熱量（9.76GJ/千kWh）、原油換算原単位（0.0258kL/GJ）を用いて、BAU ケースとの比較により算出。
	< 排出削減量 > 電力排出係数（0.57kg-CO₂/kWh）を用いて算出。
出典	産業廃棄物処理施設状況調査
備考	2030 年度の排出削減量の値が前年までの値と比べて著しく低くなっているのは、2030 年度の電力排出係数に 0.25kg-CO₂/kWh を用いていることによる。 対策評価指標は「産業廃棄物処理施設状況調査」から把握しており、2022 年度確報値は 2024 年 4 月に公表予定。 2020 年度点検時に、電力排出係数を修正した。

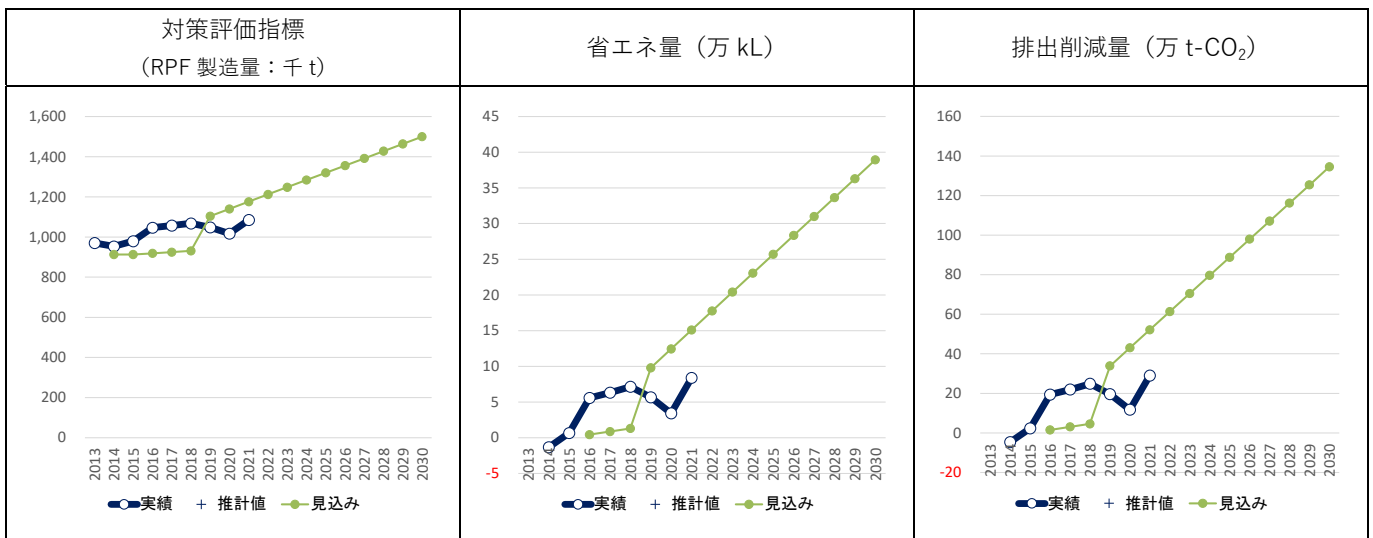
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる
評価の補 足および 理由	2021 年度には新たに 5 施設で廃棄物発電が導入されたが、発電電力量は前年度から減少した。 今後も廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業等の活用による産業廃棄物処理設備における廃棄物発電の導入を推進する。

(4) 廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 RPF 製造量	千 t	実績	971	953	980	1047	1057	1068	1048	1017	1085									
		見込み		913	913	919	925	931	1104	1140	1176	1212	1248	1284	1320	1356	1392	1428	1464	1500
省エネ量	万 kL	実績	-	-1.3	0.7	5.6	6.3	7.2	5.7	3.4	8.4									
		見込み		-	-	0.44	0.88	1.3	9.8	12.5	15.1	17.8	20.4	23.1	26	28.4	31.0	33.7	36.3	39
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-4.6	2.3	19.4	22.0	24.8	19.6	11.8	29.0									
		見込み		-	-	1.5	3.1	4.6	34	43	52	61	70	80	89	98	107	116	125	135



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > RPF 使用量は、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）で集計される石油製品製造業・化学工業・パルプ・紙・紙加工品製造業・窯業・土石製品製造業の RPF 使用量より把握。
	< 省エネ量 > 当該年度の RPF 使用量、RPF の固形分割合（97.4%）、RPF の発熱量（29.3MJ/kg）、原油換算原単位（0.0258kL/GJ）を用いて、BAU ケースとの比較により算出。
	< 排出削減量 > RPF が代替する燃料（石炭を想定）の二酸化炭素排出係数（2014 年度から 2018 年度までは 89.5kg-CO ₂ /GJ、2019 年度は 89.1kg-CO ₂ /GJ）を用いて算出。
出典	我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）
備考	我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）において、各種統計データの算

	定方法の見直し等が行われたことから、2019 年度確定値（2021 年 4 月公表）を基に、2013 年度から 2019 年度までの RPF 製造量の実績値を修正した。RPF 製造量の実績値の修正に伴い、2013 年度から 2019 年度までの省エネ量及び排出削減量の実績値を修正した。また、2018 年度の RPF 製造量の実績値を元に 2019 年度以降の見込み値を集計していたため、2019 年度以降の RPF 製造量、省エネ量及び排出削減量の見込み値を修正した。 対策評価指標は「我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）」から把握しており、2022 年度確報値は 2024 年 4 月に公表予定。
--	---

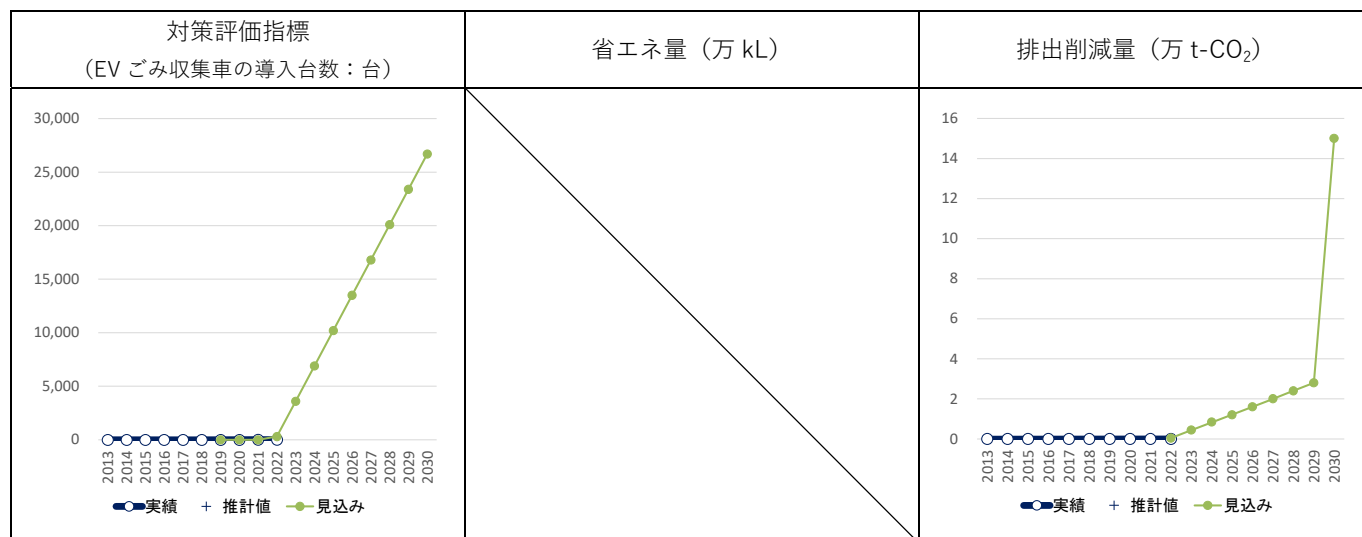
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる
評価の補足および理由	2016 年度以降、低炭素型廃棄物処理支援事業（2020 年度からは「廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業」）の活用による RPF 製造設備の設置を推進することにより、化石燃料の代替による省エネ及び排出削減を推進する。

（５）EV ごみ収集車の導入

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 EV ごみ収集車の導入台数	台	実績	0	0	0	0	0	2	2	2	3	3								
		見込み							2	2	2	302	3602	6902	10200	13500	16800	20100	23400	26700
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
		見込み											-	-	-	-	-	-	-	-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	0	0	0	0	0.0002	0.0002	0.0002	0.0004	0.0004								
		見込み										0.04	0.44	0.84	1.2	1.6	2.0	2.4	2.8	15



定義・算出方法	< 対策評価指標 > メーカー、地方自治体等へのヒアリングにより、毎年度の EV ごみ収集車の導入台数を把握・集計して算出。
	< 省エネ量 > —
	< 排出削減量 > 軽油ごみ収集車と EV ごみ収集車の燃費・電費、両者の最大積載量の差、平均的な走行距離・走行日数等より計算されるごみ収集車 1 台あたりの CO₂ 削減効果に、EV ごみ収集車累積導入台数を乗じて排出削減量を算出。 電力の排出係数：0.57 kg-CO₂/kWh
出典	電力の排出係数は、電気事業における環境行動計画（電気事業連合会）より作成
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標である EV ごみ収集車の導入台数について、増加はないものの、国による EV 収集車の導入促進やメーカーの販促により目標水準と同等程度になると考えられる。それに伴い、排出削減量についても、目標水準と同程度になると考えられる。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき策定。 2016 年 1 月に変更し、「焼却された一般廃棄物量のうち発電設備が設置された焼却施設で処理されたものの割合」を新たな目標として掲げる等、廃棄物エネルギーの有効活用に関する事項について記載。	
	②ごみ処理基本計画策定指針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が「一般廃棄物処理基本計画」を立案し、これに基づき事業を実施する際の指針として策定。 2016 年 9 月に改定し、ごみ処理基本計画と地球温暖化対策計画の整合性や廃棄物発電等のエネルギー回収の更なる推進等について記載。	
		③廃棄物処理施設整備計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 3 の規定に基づき策定。 2023 年度～2027 度の 5 カ年の新たな廃棄物処理施設整備計画を 2023 年 6 月に閣議決定し、「期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値」等を目標値として設定。
補助	①循環型社会形成推進交付金等（2014 年度） エネルギー回収型廃棄物処理施設及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業において地球温暖化対策に資する施設整備を支援。 82,615 百万円の内数（2014 年度） 93,812 百万円の内数（2015 年度） 96,230 百万円の内数（2016 年度） 96,530 百万円の内数（2017 年度）	

	102,255 百万円の内数 (2018 年度) 82,870 百万円の内数 (2019 年度) 82,102 百万円の内数 (2020 年度) 75,778 百万円の内数 (2021 年度) 73,540 百万円の内数 (2022 年度)	
	②廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業 (2016 年度) 廃棄物焼却施設の余熱等の利用を促進するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性調査に対する補助を行う。また、廃棄物焼却施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための熱導管等の付帯設備への補助を行う。 3 件、 67 百万円 (2016 年度) 7 件、113 百万円 (2017 年度) 10 件、147 百万円 (2018 年度) 3 件、 43 百万円 (2019 年度)	
	③低炭素型廃棄物処理支援事業 (2016 年度) CO₂ 排出削減及び廃棄物の適正な循環利用をさらに推進する観点から、低炭素型の廃棄物処理事業について、事業計画策定から設備導入までを包括的に支援 1,700 百万円 (2016 年度) 2,000 百万円 (2017 年度) 2,000 百万円 (2018 年度) 2,000 百万円 (2019 年度)	
	④廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業 (2018 年度) 地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設において発電された電力を充電システム等に供給し、EV パッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図るため、廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用する EV パッカー車の一体的な取組みに対して	

	支援する。 2 件、 58 百万円（2018 年度）	
	⑤廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 廃棄物処理施設へ高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーの有効活用を推進することにより、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、先進的な取組を全国に周知して水平展開を図り、エネルギー利活用施設への民間資金の活用を推進し、地域循環共生圏の構築を促進する。 26,950 百万円（2019 年度） 25,950 百万円（2020 年度） 25,950 百万円（2021 年度） 21,530 百万円（2022 年度）	引き続き、事業を継続する。
	⑥廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業（2020 年度） 廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する事業を支援する。 1,950 百万円（2020 年度） 1,950 百万円（2021 年度） 1,950 百万円（2022 年度）	廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業の今後の予算措置（事業終了予定年度：2024 年度） 1,272 百万円（2023 年度予算）
その他	①廃棄物発電の高度化支援事業（2013 年度） 発電や余熱利用も含めた廃棄物エネルギーの高度利用の普及加速化を支援する。 77 百万円（2013 年度） 90 百万円（2014 年度）	

	209 百万円（2015 年度） 239 百万円（2016 年度） 200 百万円（2017 年度）	
	②中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業（2017 年度） 中小廃棄物処理施設における先導的な廃棄物処理システム化技術について、CO₂排出量の削減や導入コストの低減等に係る評価・検証を行う。 409 百万円（2017 年度） 464 百万円（2018 年度） 396 百万円（2019 年度） 650 百万円（2020 年度）	
	③廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業（2018 年度） 地域特性に応じて最適な一連の廃棄物処理システム（収集運搬、中間処理、最終処分）の在り方について、各地域を対象として各処理方策等に関する実現可能性調査を行うとともに、得られた知見をガイドラインとして取りまとめること等により、全国的に模範となるモデルを確立し、その成果を広く市町村等に周知・普及し、水平展開を図る。 154 百万円（2018 年度） 168 百万円（2019 年度）	
	④先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム低炭素化支援事業（2019 年度） 市区町村が実施する一般廃棄物収集運搬業務について、先端的な情報通信技術等を活用した収集運搬の低炭素化モデル事業を行い、多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、その成果を広く市町村等への周知し水平展開を図る。 49 百万円（2019 年度）	

	⑤廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業（2020 年度） 地域特性に応じて最適な一連の廃棄物処理システム（収集運搬、中間処理、最終処分）の在り方について、各地域を対象として各処理方策等に関する実現可能性調査を行うとともに、得られた知見をガイドラインとして取りまとめる。また市区町村が実施する一般廃棄物収集運搬業務について、先端的な情報通信技術等を活用した収集運搬の低炭素化モデル事業を行い、多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、その成果を広く市町村等へ周知し水平展開を図る。 197 百万円（2020 年度） 75 百万円（2021 年度）	
--	---	--

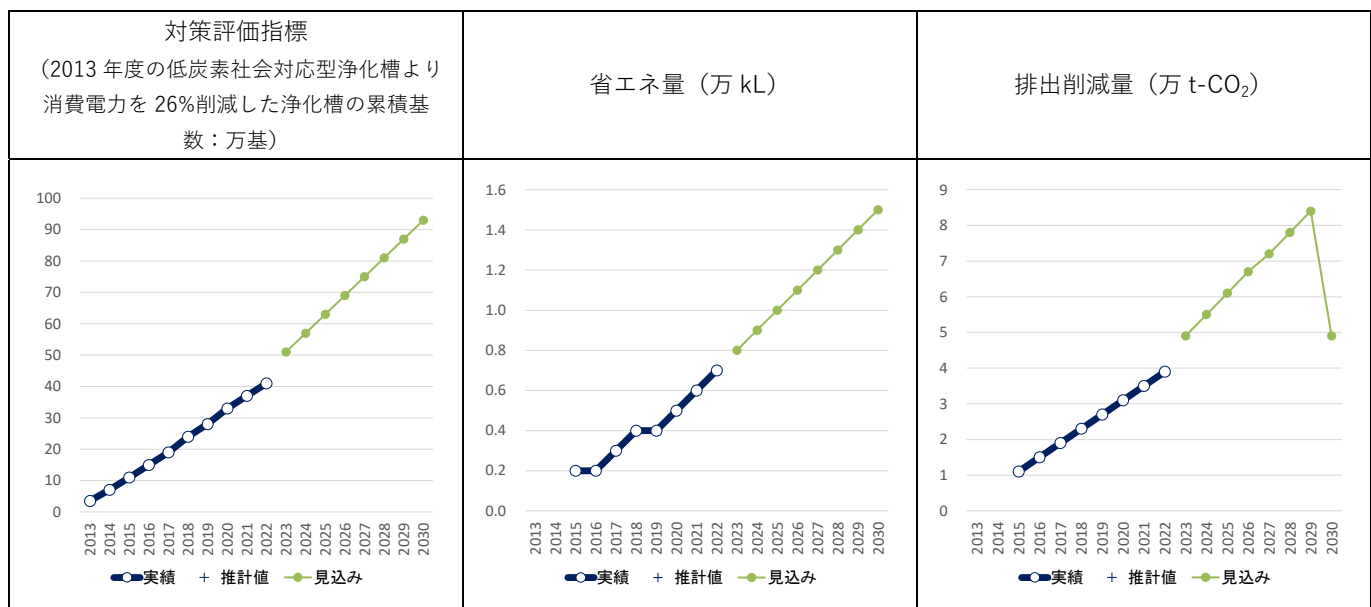
対策名：	23. 高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	エネルギー
具体的内容：	浄化槽を新設もしくは更新する際、現行の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を26%削減した先進的省エネ型浄化槽の導入及びエネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等を行うことにより、ブローア等の消費電力を削減し、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）省エネルギー浄化槽整備の推進（先進的な省エネルギー型家庭用浄化槽の導入）

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 2013年度の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を26%削減した浄化槽の累積基数	万基	実績	3.5	7.1	11	15	19	24	28	33	37	41								
		見込み											51	57	63	69	75	81	87	93
省エネ量	万 kL	実績	—	—	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7								
		見込み											0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	—	1.1	1.5	1.9	2.3	2.7	3.1	3.5	3.9								
		見込み											4.9	5.5	6.1	6.7	7.2	7.8	8.4	4.9



定義・算出方法	< 対策評価指標 > （一社）浄化槽システム協会の出荷統計より把握。
---------	--

	<省エネ量> ・先進的省エネ型家庭用浄化槽の導入 現況年度（2014 年度）以降の BAU の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を 26% 削減した先進的省エネ型浄化槽（50 人槽以下の小型浄化槽）の出荷基数累積値を推計し、評価年度の当該浄化槽の出荷基数との差分に、1 基あたりの電力消費量（kWh）・消費電力削減率・電力発熱量（GJ/千 kWh）・原油換算 kL 原単位（kL/GJ）を乗じて算出。
	<排出削減量> ・先進的省エネ型家庭用浄化槽の導入 現況年度（2014 年度）以降の BAU の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を 26% 削減した先進的省エネ型浄化槽（50 人槽以下の小型浄化槽）の出荷基数累計値を推計し、評価年度の当該浄化槽の出荷基数との差分に、1 基あたりの電力消費量（kWh）・消費電力削減率・電力排出係数を乗じて算出。当該浄化槽の電力消費削減率は、実績値に基づき、2013 年度の低炭素社会対応型浄化槽の基準値の 26%とする。
出典	・2013 年度の低炭素社会対応型浄化槽の人槽区分別の消費電力基準値（1 基あたり）： 5 人槽：0.052kW、7 人槽：0.074kW、10人槽：0.101kW （出典：浄化槽設置整備事業実施要綱の取り扱いについて（2006 環境省）） ・全電源平均の電力排出係数（2013年度）：0.57kg-CO₂/kWh （出典：電気事業における環境行動計画（電気事業連合会）） ・全電源平均の電力排出係数（2030年度）：0.37kg-CO₂/kWh （出典：長期エネルギー需給見通し（2015.7 資源エネルギー庁）） ・全電源平均の電力排出係数（2030年度）：0.25kg-CO₂/kWh （出典：2030年度におけるエネルギー需給の見通し）
備考	

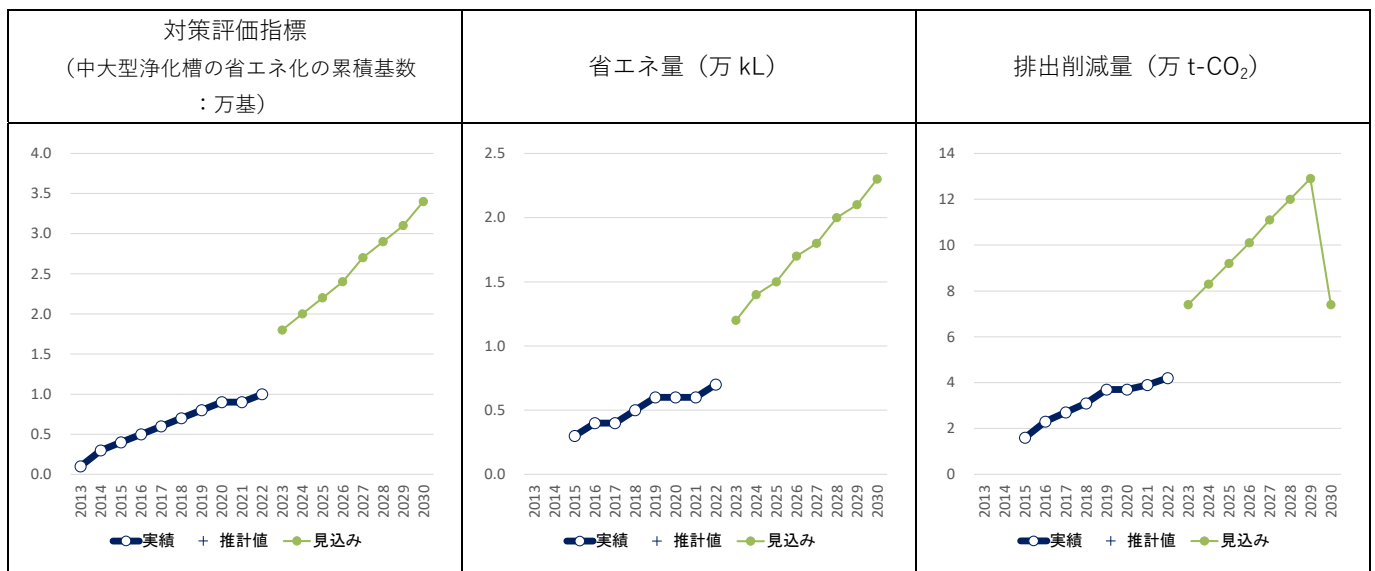
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標、省エネ量、排出削減量（吸収量）は算出方法上、連動して推移する。現在それぞれほぼ見込み通りの値で推移しており、国庫補助事業による財政支援等の取り組みにより一定の効果が出ている。今後については、2017～2019 年度の推移を踏まえ今後の推計を行っており、このまま取組を続ければ対策評価指標等が 2030 年度に目標水準と同等程度になると考えられる。引き続き、循環型社会形成推進交付金（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）等を活用して省エネ型浄化槽の導

	入普及を推進する。
--	-----------

(2) 省エネルギー浄化槽整備の推進(エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等)
対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 中大型浄化槽の省エネ化の累積基数	万基	実績	0.1	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	1.0								
		見込み											1.8	2.0	2.2	2.4	2.7	2.9	3.1	3.4
省エネ量	万 kL	実績	-	-	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7								
		見込み											1.2	1.4	1.5	1.7	1.8	2.0	2.1	2.3
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	1.6	2.3	2.7	3.1	3.7	3.7	3.9	4.2								
		見込み											7.4	8.3	9.2	10.1	11.1	12.0	12.9	7.4



定義・ 算出方法	<対策評価指標> (一社) 浄化槽システム協会の出荷統計より把握。
	<省エネ量> ・エネルギー効率の低い既存・中大型浄化槽の交換等 現況年度(2014年度)以降のBAUの2017年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能の単純平均値以下のものを推計し、1990年度時点の市場製品の1基あたり消費電力量の単純平均値との差分に、1基あたりの電力消費量(kWh)・消費電力削減率・電力発熱量(GJ/千kWh)・原油換算kL原単位(kL/GJ)を乗じて算出。
	<排出削減量> ・エネルギー効率の低い既存・中大型浄化槽の交換等 現況年度(2014年度)以降のBAUの2017年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能の単純平均値以下のものを推計し、1990年度時点の市場製品の1基あたり消

	費電力量の単純平均値との差分に、1基あたりの電力消費量(kWh)・消費電力削減率・電力排出係数を乗じて算出。
出典	・中・大型浄化槽の消費電力については、1990年時点の市場製品の1基あたり消費電力量の単純平均値を使用 51-100人槽：1.125kW、101-300人槽：2.293kW、300人槽以上：6.779kW ・全電源平均の電力排出係数(2013年度)：0.57kg-CO₂/kWh (出典：電気事業における環境行動計画(電気事業連合会)) ・全電源平均の電力排出係数(2030年度)：0.37kg-CO₂/kWh (出典：長期エネルギー需給見通し(2015.7 資源エネルギー庁)) ・全電源平均の電力排出係数(2030年度)：0.25kg-CO₂/kWh (出典：2030年度におけるエネルギー需給の見通し)
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標、省エネ量、排出削減量(吸収量)は算出方法上、連動して推移する。現在それぞれほぼ見込み通りの値で推移しており、国庫補助事業による財政支援等の取り組みにより一定の効果が出ている。今後については、2017～2019年度の推移を踏まえ今後の推計を行っており、このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる。 引き続き、循環型社会形成推進交付金(環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業)及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)等を活用して省エネ型浄化槽の導入普及を推進する。

2. 施策の全体像

	実績(2022年度まで)	今後の予定(2023年度以降)
補助	循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分) 2014年度(当初) 9,059百万円(内数) 2015年度(当初) 9,024百万円(内数) 2016年度(当初) 8,924百万円(内数) 2016年度(補正) 1,000百万円(内数) 2017年度(当初) 9,039百万円(内数) 2017年度(補正) 1,000百万円(内数) 2018年度(当初) 8,916百万円(内数)	2023年度(当初) 9,010百万円(内数) 2023年度(補正) 500百万円(内数) 2024年度(当初) 9,010百万円(内数)

	2018 年度（補正） 1,000 百万円（内数） 2019 年度（当初） 9,976 百万円（内数） 2019 年度（補正） 1,000 百万円（内数） 2020 年度（当初） 10,196 百万円（内数） 2020 年度（補正） 1,000 百万円（内数） 2021 年度（当初） 9,107 百万円（内数） 2021 年度（補正） 500 百万円（内数） 2022 年度（当初） 9,010 百万円（内数） 2022 年度（補正） 500 百万円（内数）	
	地方創生污水处理施設整備推進交付金 （2015 年度まで污水处理施設整備推進交付金） 2014 年度（当初） 45,118 百万円（内数） 2015 年度（当初） 43,068 百万円（内数） 2016 年度（当初） 100,000 百万円（内数） 2017 年度（当初） 100,000 百万円（内数） 2018 年度（当初） 100,000 百万円（内数） 2019 年度（当初） 100,000 百万円（内数） 2020 年度（当初） 100,000 百万円（内数） 2021 年度（当初） 100,000 百万円（内数） 2022 年度（当初） 100,000 百万円（内数）	2023 年度（当初）100,000 百万円（内数） 2024 年度（当初）100,000 百万円（内数）
	省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業 2017 年度（当初） 1,000 百万円 2018 年度（当初） 1,600 百万円 2019 年度（当初） 2,000 百万円 2020 年度（当初） 1,800 百万円 2021 年度（当初） 1,800 百万円	
	浄化槽システムの脱炭素化推進事業 2022 年度（当初） 1,800 百万円	2023 年度（当初） 1,800 百万円 2024 年度（当初） 1,800 百万円

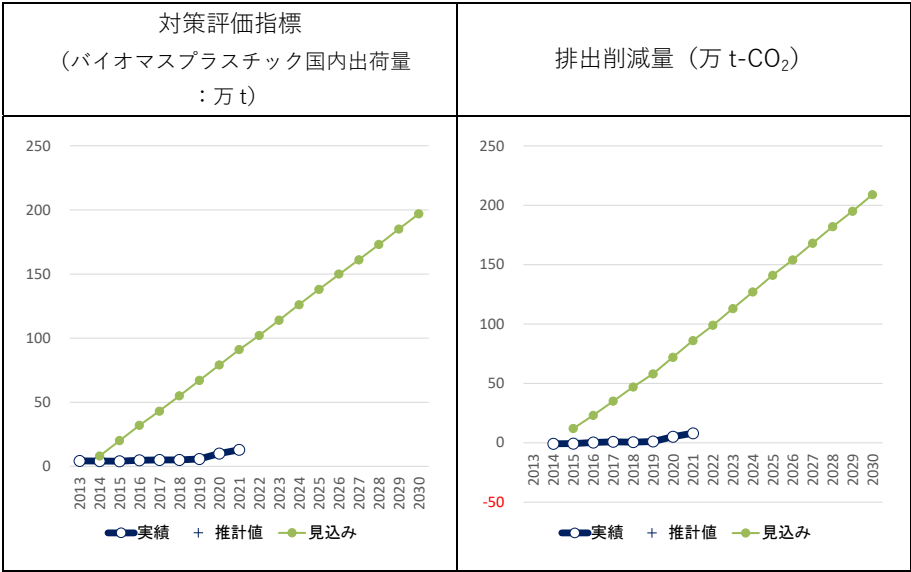
対策名：	51. バイオマスプラスチック類の普及
削減する温室効果ガスの種類：	非エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	廃棄物
具体的内容：	・カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの普及を促進し、製品に使用される石油由来のプラスチックを代替することにより、一般廃棄物及び産業廃棄物であるプラスチックの焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 ・「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月策定）にて導入拡大に向けた方針と施策を提示。 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にて環境配慮設計指針を策定し、指針に則した設計を国が認定することで導入拡大に結び付ける。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) バイオマスプラスチック類の普及

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 バイオマスプラスチック国内出荷量	万 t	実績	4	4	4	5	5	5	6	10	13									
		見込み		8	20	32	43	55	67	79	91	102	114	126	138	150	161	173	185	197
排出削減量	万 t-CO ₂	実績		-0.8	-0.7	0.2	0.9	0.6	1.1	5.0	8.0									
		見込み			12	23	35	47	58	72	86	99	113	127	141	154	168	182	195	209



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 2023 年 4 月に提出された我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）で採
---------	--

	用された算定方法に基づき、対策評価指標であるバイオマスプラスチック国内出荷量を算出。 <排出削減量> 現況年度（2014 年度）以降の BAU のバイオマスプラスチック国内出荷量（生産量に国内出荷割合を乗じて算定）・バイオマス由来成分重量割合・国内廃棄率を用いて算定される一般廃棄物及び産業廃棄物の廃プラスチックの焼却及び原燃料利用に伴う二酸化炭素排出量^{注)} から、対策後のバイオマスプラスチックの国内出荷量を用いて算定される二酸化炭素排出量を減じて、バイオマスプラスチックの普及に伴う二酸化炭素削減量を算出。 注) 2023 年 4 月に提出されたインベントリで採用された二酸化炭素排出量算定方法に基づく。
出典	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
備考	対策評価指標、排出削減量ともに各年度における実績値を記入している。 現在、インベントリにおいて、算定方法の精緻化を進めており、2022 年度インベントリ算定の検討結果を用いて、地球温暖化対策計画策定時点（2021 年 10 月）で用いた対策評価指標データ（2013 年度実績）及び過年度の実績値を更新した。また、今後もインベントリにおける算定方法論の改訂等に基づき、対策評価指標データや二酸化炭素排出量算定方法等を更新する可能性がある。 なお、2022 年度実績は、2024 年 4 月に公表されるインベントリに反映予定のため、現在集計を進めている。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補足および理由	バイオマスプラスチックは石油由来プラスチックと比較して高価格であり、また、供給量が潜在的な需要量に追いついていないことから、現時点では、国内出荷量・排出削減量共に見込みを下回っているが、2020 年 7 月に開始したプラスチック製買物袋の有料化制度におけるバイオマスプラスチック製買物袋の対象除外化に伴い、導入が加速しつつある。今後は、2021 年 1 月に策定したバイオプラスチック導入ロードマップや、2022 年 4 月に施行したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、バイオマスプラスチック類の一層の普及促進を図っていく。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 2022 年 4 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行された。同法の基本方針等へバイオマスプラスチックの活用について記載。	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく措置の実施。
補助	脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業 バイオマスプラスチック等の再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援 3,330 百万円（2019 年度）の内数 4,320 百万円（2020 年度）の内数 4,300 百万円（2021 年度）の内数 10,000 百万円（2022 年度）の内数	後継事業としてプラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（2027 年度終了予定） バイオマスプラスチック等の再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援 7,991 百万円（2023 年度）の内数
技術開発	脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（2019 年度開始） バイオマスプラスチックの技術実証を支援 3,500 百万円（2019 年度）の内数 3,600 百万円（2020 年度）の内数 3,600 百万円（2021 年度）の内数 3,600 百万円（2022 年度）の内数	後継事業として脱炭素型循環経済システム構築促進事業（2027 年度終了予定） バイオマスプラスチックの技術実証を支援 4,672 百万円（2023 年度）の内数
その他	「バイオプラスチック導入ロードマップ」 2020 年度に「バイオプラスチック導入ロードマップ検討会」を設置し、2021 年 1 月に「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定した。	「バイオプラスチック導入ロードマップ」 2021 年 1 月に策定した「バイオプラスチック導入ロードマップ」に基づきバイオプラスチックの導入促進を図る。

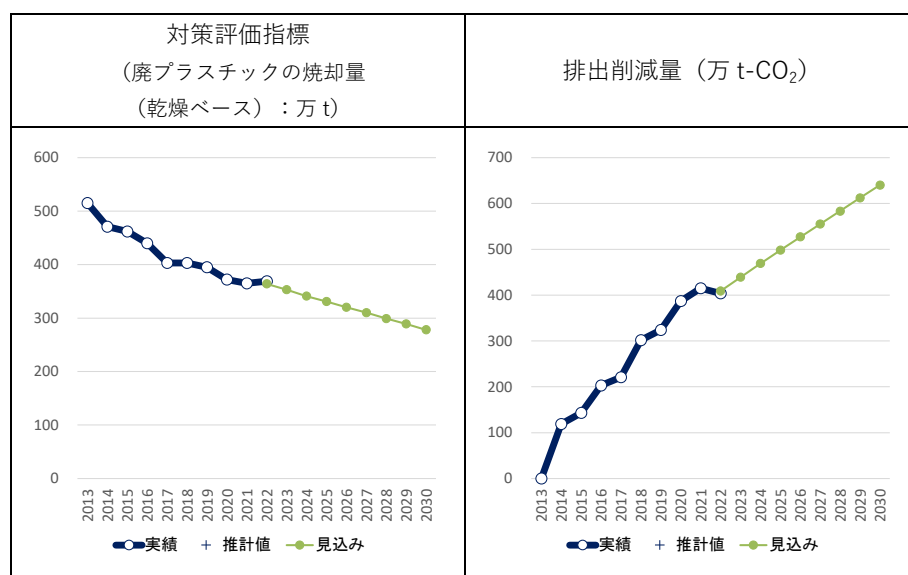
対策名：	52. 廃棄物焼却量の削減
削減する温室効果ガスの種類：	非エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	廃棄物
具体的内容：	・一般廃棄物であるプラスチック類について、排出を抑制し、また、プラスチック資源の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、その焼却量を削減し、プラスチック類の焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。また、産業廃棄物であるプラスチック類及び廃油については、3Rの推進等によりその焼却量を削減し、焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素排出量を削減。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 廃プラスチックのリサイクルの促進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 廃プラスチックの 焼却量（乾燥ベ- ス）	万 t	実績	515	471	462	440	403	403	395	372	365	369								
		見込み										364	353	341	331	320	310	299	289	278
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	119	143	203	221	302	324	387	415	404								
		見込み										409	439	469	498	527	555	583	612	640



定義・ 算出方法	<対策評価指標> 廃プラスチックの再生利用量は一般社団法人プラスチック循環利用協会による調査・推計をもとに把握。
-------------	--

	<排出削減量> プラスチックの焼却量の 2013 年度からの削減分（千 t（乾燥ベース）/年）に、プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素排出係数（2.77kg-CO₂/t）を乗じて算出。
出典	「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 マテリアルフロー図」（一般社団法人プラスチック循環利用協会）
備考	

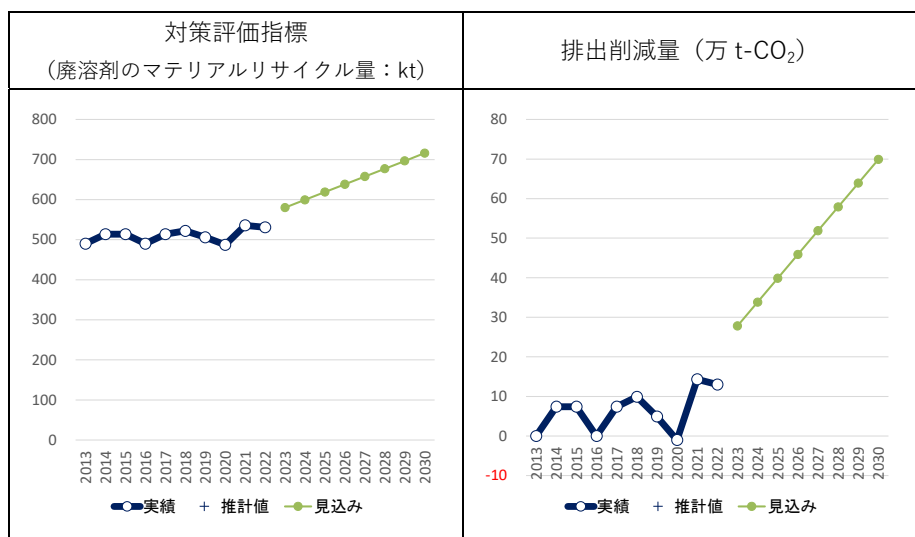
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	廃棄物焼却量の削減に関する取組の進展により、対策評価指標であるプラスチックの焼却量（発電焼却量、熱利用焼却量、単純焼却量）は 515 万トン（2013 年度確報値）から 369 万トン（2022 年度確報値）に減少しており、排出削減量は 404 万トン-CO₂（2022 年度）となっている。対策評価指標及び排出削減量ともに概ね順調に推移することが期待され、引き続きごみ有料化の推進等によるごみ減量化やプラスチック製容器包装の分別収集等の推進や 2022 年 4 月施行のプラスチック資源循環法により拡大する製品プラスチックの回収によりプラスチックの焼却量の削減を図っていく。

（２）廃油のリサイクルの促進

対策評価指標、省エネルギー、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 廃溶剤のマテリアルリサイクル率	kt	実績	490	514	514	490	514	522	506	487	536	531								
		見込み											580	599	619	638	658	677	696	716
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	7	7	0	7	10	5	-1	14	13								
		見込み											28	34	40	46	52	58	64	70



定義・算出方法	<対策評価指標> 廃溶剤のマテリアルリサイクル量（kt）は日本溶剤リサイクル工業会調査等をもとに把握。
	<排出削減量> 平均的な有機溶剤に対する焼却時の排出 CO₂ の重量比（3.1）を乗じて算出。
出典	日本溶剤リサイクル工業会調査
備考	下記の数値について、地球温暖化対策計画に記載の数値から変更されている理由は以下のとおりである。 ・廃溶剤のマテリアルリサイクル量（2019 年度、2020 年度）：地球温暖化対策計画策定時点では推計値としていたところ、進捗点検時には実績値を反映したため。 ・排出削減量（2018 年度～2020 年度）：平均的な有機溶剤に対する焼却時の排出 CO₂ の重量比を 2.8 から 3.1 に見直したため。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	廃溶剤のマテリアルリサイクル量について 2022 年度実績は横ばいとなっている。2030 年度目標水準の達成に向けては更なる取組の強化が必要であり、2022 年度、「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」の対象事業に「廃油のリサイクルプロセス構築・省 CO₂ 化実証事業」を追加しており、引き続き溶剤のマテリアルリサイクルを推進する。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	①容器包装に係る分別収集量及び再商品化の促進等に関する法律（1995 年度） 2000 年 4 月に完全施行され、プラスチック製容器包装の分別収集を開始。 市町村のプラスチック製容器包装分別収集参加率： 75.6%（2021 年度） 市町村の指定法人への引渡し量： 682 千トン（2021 年度） 2020 年 7 月よりプラスチック製買い物袋有料化制度を全国一律に開始。	
	②廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき策定。	
	③ごみ処理基本計画策定指針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が「一般廃棄物処理基本計画」を立案し、これに基づき事業を実施する際の指針として策定。 2016 年 1 月に変更し、一般廃棄物の減量化の目標量を設定するとともに、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策等について記載。 2016 年 9 月に改定し、一般廃棄物の減量化の目標値や一般廃棄物の排出抑制に係る事項等について記載。	
	④プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022 年 4 月施行） プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度等を措置。	④プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 本法第 32 条及び第 33 条に基づき、プラスチック容器包装廃棄物とプラスチック使用製品廃棄物の一括回収が一部の市町村において開始。

技術開発	① プラスチック容器包装における自主行動計画フォローアップの実施（2006 年度から） 2006 年から業界団体による 5 カ年の自主行動計画を作成し、主務省庁によるフォローアップを実施。 ・第一次自主行動計画（2006～2010 年度）結果 リデュース：9.8%削減（2004 年度比で 3 %削減目標に対して達成） リサイクル：収集率 60.1%（2010 年度目標 75%に対して未達） ・第二次自主行動計画（2011～2015 年度）結果 リデュース：15.1%削減（2004 年度比で 13%削減目標に対して達成） リサイクル：再資源化率 45.3%（2015 年度目標 44%以上に対して達成） ・第三次自主行動計画（2016～2020 年度）結果 リデュース：19.2%削減（目標：2004 年度比 16%以上） リサイクル：再資源化率 46.5%（目標：2004 年度比 46%以上）	① プラスチック容器包装における自主行動計画フォローアップの実施（2006 年度） 2006 年から業界団体による 5 カ年の自主行動計画を作成し、主務省庁によるフォローアップを実施。 ・第四次自主行動計画（2021～2025 年度）目標 リデュース：22%以上削減（2004 年度比） リサイクル：再資源化率 46%以上（2004 年度比）
普及啓発	①一般廃棄物処理有料化の手引き 2005 年 5 月の廃棄物処理法基本方針の変更により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されたことを踏まえ、2007 年 6 月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成（2013 年 4 月改定）し、市町村等における有料化の推進を図った。	

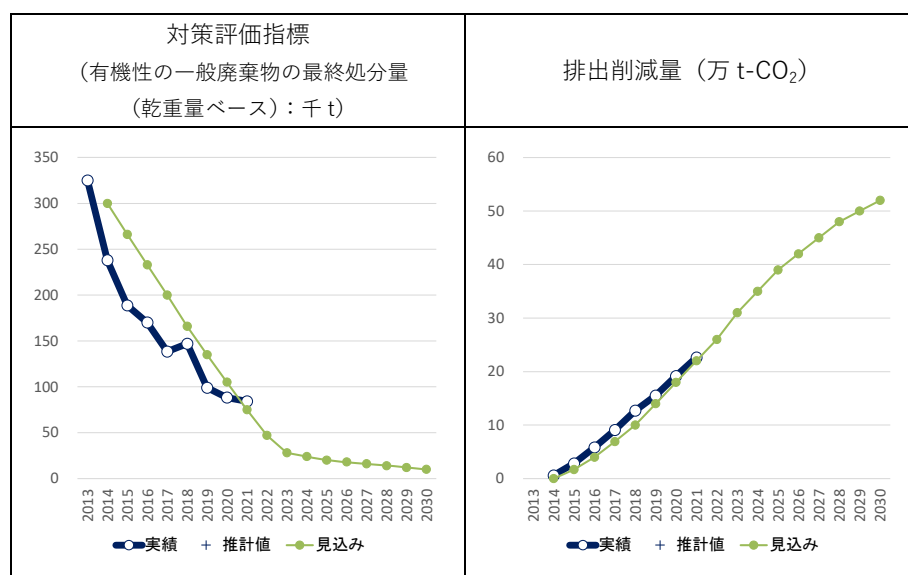
対策名：	54. 廃棄物最終処分量の削減
削減する温室効果ガスの種類：	メタン
発生源：	廃棄物
具体的内容：	有機性の一般廃棄物の直接埋立を原則として廃止することにより、有機性の一般廃棄物の直接埋立量を削減。埋立処分場内での有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタンの排出量を削減。産業廃棄物については、3Rの推進等により、引き続き最終処分量の削減を図る。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 廃棄物最終処分量の削減

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 有機性の一般廃棄物の最終処分量 (乾重量ベース)	千 t	実績	325	238	189	170	138	147	99	88	84									
		見込み		300	266	233	200	166	135	105	75	47	28	24	20	18	16	14	12	10
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	—	0.6	2.8	5.8	9.1	12.7	15.5	19.2	22.6									
		見込み		0.0	1.7	4.0	6.9	10	14	18	22	26	31	35	39	42	45	48	50	52



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 有機性の一般廃棄物の最終処分量：「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（廃棄物等循環利用量実態調査編）」（環境省環境再生・資源循環局）より、有機性の一般廃棄物（厨芥類、紙布類、木竹草類、し尿処理汚泥）の直接最終処分量及び焼却以外の中間処理後最終処分量を把握し、インベントリで設定される組成別の固形分割合を乗じて算出。
---------	---

	< 排出削減量 > 有機性の一般廃棄物の最終処分量をもとに算定した廃棄物分解量の BAU との差分に、廃棄物種類別のメタン排出係数及びインベントリで設定される各種パラメータを乗じて算出。
出典	廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)
備考	「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(廃棄物等循環利用量実態調査編)」(環境省環境再生・資源循環局)は毎年度末に前々年度の値を集計・公表しており、これに基づく算出を行うため、現時点では 2021 年度実績が最新の値となる。なお、2020 年度実績については、日本国温室効果ガスインベントリ報告書の最新値に是正した。また、見込み値については、計画策定時に 2013 年度速報値をもとに算出したものを使用している。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	ごみ排出量の削減等による最終処分量の削減に関する取組の進展により、対策評価指標である有機性廃棄物の最終処分量は 325 千トン(2013 年度確報値)から 84 千トン(2021 年度)に減少しており、排出削減量は 22.6 万トン-CO₂となっている。対策評価指標及び排出削減量ともに概ね順調に推移しており、引き続き廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に示された最終処分量の削減目標達成に向け、ごみ有料化の推進等によるごみ排出量の削減等による最終処分量の削減を図っていく。

2. 施策の全体像

	実績 (2022 年度まで)	今後の予定 (2023 年度以降)
法律・基準	①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき策定。2016 年 1 月に変更し、一般廃棄物の減量化の目標量を設定するとともに、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立ては原則として行わないこと等について記載。	

	②ごみ処理基本計画策定指針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が「一般廃棄物処理基本計画」を立案し、これに基づき事業を実施する際の指針として策定。2016 年 9 月に改定し、一般廃棄物の減量化の目標値や一般廃棄物の排出抑制に係る事項等について記載。	
普及啓発	① 一般廃棄物処理有料化の手引き 市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際の参考となるよう、2007 年 6 月に作成（2022 年 3 月改定）。	

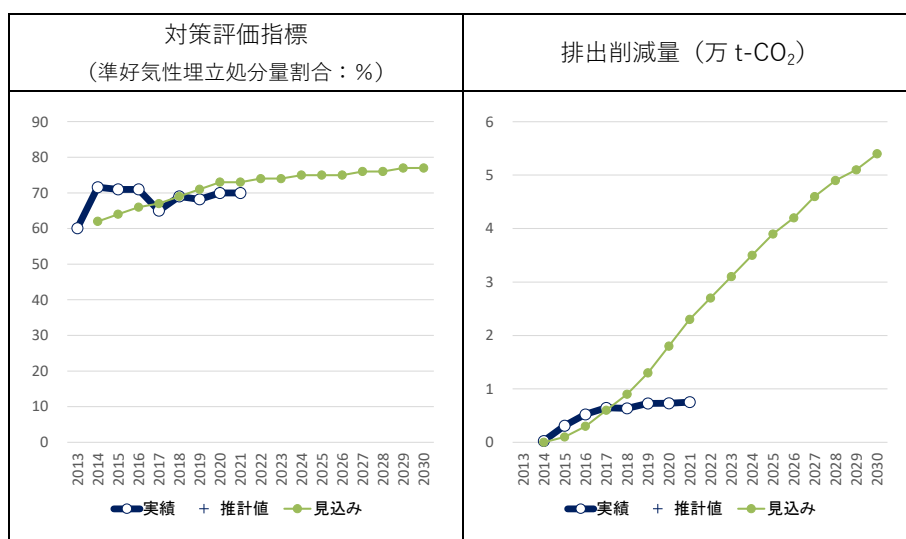
対策名：	55. 廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
削減する温室効果ガスの種類：	メタン
発生源：	廃棄物
具体的内容：	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水 管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機 性の廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 準好気性埋立処分量割合	%	実績	60	72	71	71	65	69	68.2	70.0	70.0									
		見込み		62	64	66	67	69	71	73	73	74	74	75	75	75	76	76	77	77
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	0.0	0.3	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8									
		見込み		0.0	0.1	0.3	0.6	0.9	1.3	1.8	2.3	2.7	3.1	3.5	3.9	4.2	4.6	4.9	5.1	5.4



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立処分量割合は準好気性埋立構造の一般廃棄物最終処分場における一般廃棄物の最終処分量を一般廃棄物最終処分量の全量で除して計算。それぞれの最終処分量は「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）より把握。
	< 排出削減量 > 有機性の一般廃棄物の最終処分量をもとに算定した最終処分構造別の廃棄物分解量に、廃棄物種類別のメタン排出係数及びインベントリで設定される各種パラメータを乗じ

	て算出。
出典	一般廃棄物処理事業実態調査、日本国温室効果ガスインベントリ報告書
備考	対策評価指標は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書より引用しており、毎年度末に前年度の値を集計・公表しており、これに基づく算出を行うため、現時点では 2021 年度実績が最新の値となる。 なお、2020 年度実績については、日本国温室効果ガスインベントリ報告書の最新値に是正した。

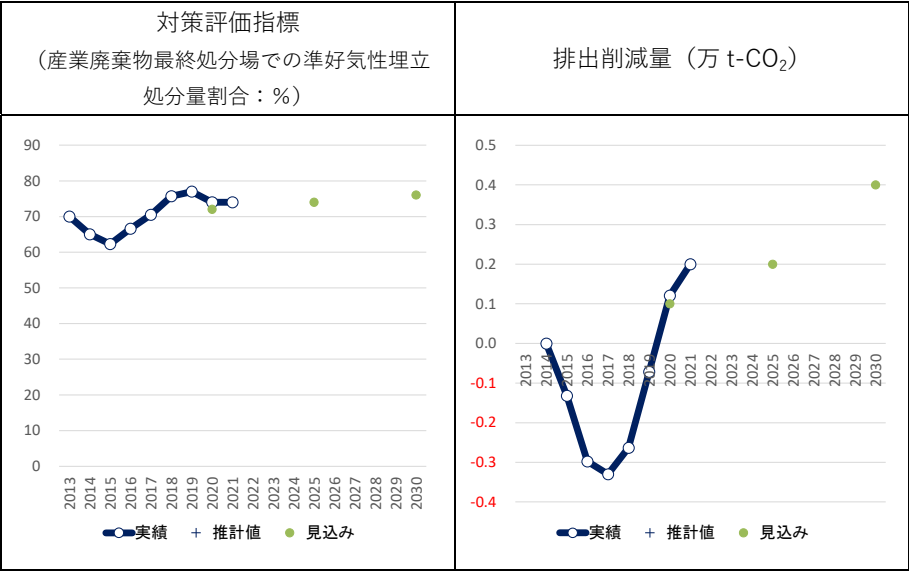
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	一般廃棄物処理における地球温暖化対策について推進しているところである。対策評価指標等は、一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立処分量割合は 60% (2013 年度) から 71% (2016 年度) に増加した後、準好気性最終処分場における最終処分量の削減が進み、その後は 65~70% 程度で推移している。排出削減量は 0.8 万トン-CO₂ (2021 年度) となり、概ね順調に推移している。今後とも一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立処分量割合の増加に努めていく。

(2) 産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 産業廃棄物最終処分場での準好気性埋立処分量割合	%	実績	70	65	62	67	71	76	77	74	74									
		見込み								72					74					76
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	0	-0.1	-0.3	-0.3	-0.3	-0.1	0.1	0.2									
		見込み								0.1					0.2					0.4



定義・算出方法	<対策評価指標> 産業廃棄物処分場での準好気性埋立割合（％）の2013～2021年度の数値は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2023.4）における報告値より把握。インベントリ報告書の数値は最新の数値を採用。なお、2022年度の実績値については、2024年度に公表される日本国温室効果ガスインベントリ報告書により把握する予定。
	<排出削減量> 評価年度の産業廃棄物最終処分場全体における有機性の産業廃棄物の最終処分量を乗じて算定した活動量からBAUメタン排出量を推計し、評価年度のメタン排出量との差分をメタン排出削減量として算出。
出典	日本国温室効果ガスインベントリ報告書
備考	我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）2021年度確報値は2023年4月に公表しており、産業廃棄物処分場での準好気性埋立割合実績は2013年度70％、2014年度65％、2015年度62％、2016年度67％、2017年度71％、2018年度76％、2019年度77％、2020年度74％、2021年度74％となっている。計画策定時の産業廃棄物処分場での準好気性埋立割合実績は2013年度63％であったが、インベントリの各種統計データの算定方法の見直し等により、2015年度確報値では70％と公表されている。これに伴い、2025年度74％（計画策定時67％）、2030年度76％（計画策定時69％）としている。なお、排出削減見込み量については、計画策定時に2013年度速報値をもとに算出したものを使用している。 また2021年度に算出方法の見直しを行い、以下3点を是正した。 ・埋立された廃棄物のうち、汚泥が算定対象から除外されていたため、これを是正。 ・当該年度に埋立てられた廃棄物からの当該年度の排出量のみが計上されており、一般廃棄物最終処分場における排出削減見込み量の算出方法と同様に、過去から当該年度に埋立てられた廃棄物からの当該年度排出量を指標値として是正。

	・2016～2018 年の産業廃棄物最終処分場での準好気性埋立処分量割合については、日本国温室効果ガスインベントリ報告書の最新値に是正。 その結果、排出削減量を 2014 年度-2.3 万トン-CO₂を 0 万トン-CO₂に、2015 年度-2 万トン-CO₂を-0.1 万トン-CO₂に、2016 年度-2.1 万トン-CO₂を-0.3 万トン-CO₂に、2017 年度-1.5 万トン-CO₂を-0.3 万トン-CO₂に、2018 年度-1.9 万トン-CO₂を-0.3 万トン-CO₂に修正した。
--	---

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標である産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立処分量割合は、70%（2013 年度）から 73.5%（2021 年度）に増加しており、排出削減量は 0.2 万 t-CO₂となっている。今後も引き続き、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に基づく施設の設置・維持管理の徹底を図ることとともに準好気性埋立について周知をしていく。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	①廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 の規定に基づき策定。 2016 年 1 月に変更し、一般廃棄物の減量化の目標量を設定するとともに、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備すること等を記載。	
	②ごみ処理基本計画策定指針 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が「一般廃棄物処理基本計画」を立案し、これに基づき事業を実施する際の指針として策定。 2016 年 9 月に改定し、一般廃棄物の減量化の目標値やごみ処理施設の整備に関する事項について記載。	

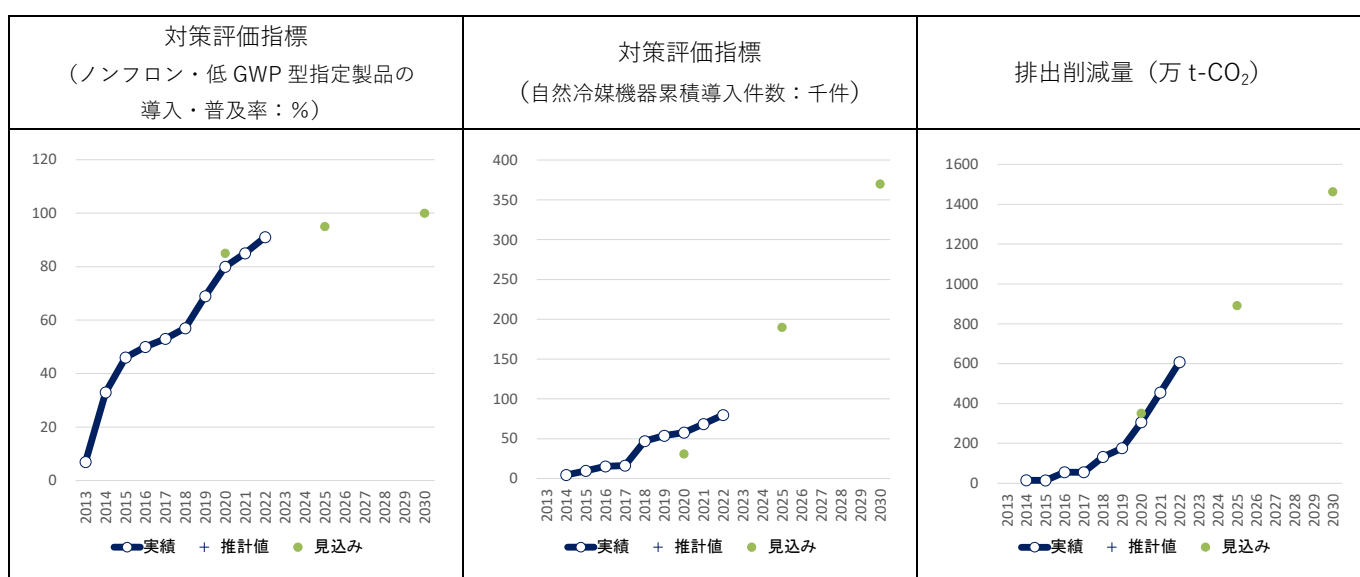
対策名：	58. 代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ）
削減する温室効果ガスの種類：	代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ）
発生源：	その他
具体的内容：	フロン排出抑制法に基づき、ガスメーカー、機器メーカーに対してノンフロン化・低GWP化を推進するとともに、機器ユーザーに対しては点検等を通じた使用時漏えい対策を求める。さらに、令和元年法改正により対策が強化されたフロンの回収を進め、フロンのライフサイクル全体に渡る対策を推進する。加えて、廃家庭用エアコンについて、家電リサイクル法に基づきその回収を推進し、冷媒として含まれるHFCの回収量を増加させる。また、産業界の自主行動計画に基づく排出抑制により、包括的な対策を求める。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ノンフロン・低GWP型指定製品の導入・普及率	%	実績	7	33	46	50	53	57	69	80	85	91								
		見込み								85					95					100
対策評価指標 自然冷媒機器累積導入件数	千件	実績	—	4.5	9.8	15.2	16.4	47.1	53.9	57.8	68.5	79.9								
		見込み								31					190					370
排出削減量	万t-CO ₂	実績	—	14.8	14.1	54.7	55.1	131.7	175.5	305.9	454.8	607.3								
		見込み								350					891					1463



定義・ 算出方法	<対策評価指標> ノンフロン・低 GWP 型指定製品の導入・普及率：産業界からの自主行動計画のヒアリング結果 自然冷媒機器累積導入数：省エネ型自然冷媒機器の国内導入の実績
	<排出削減量> 排出削減量は、BAU の排出量との差から算出した。
出典	産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ資料 自然冷媒機器累積導入数：省エネ型自然冷媒機器のメーカーへのヒアリングにより推計
備考	2017 年度までの対策評価指標は、省エネ型自然冷媒機器の補助事業による導入実績数（規模によらず 1 件としてカウント）を自然冷媒機器累積導入数としていたが、2018 年度以降は波及効果を考慮した国内での導入数を指標としている。

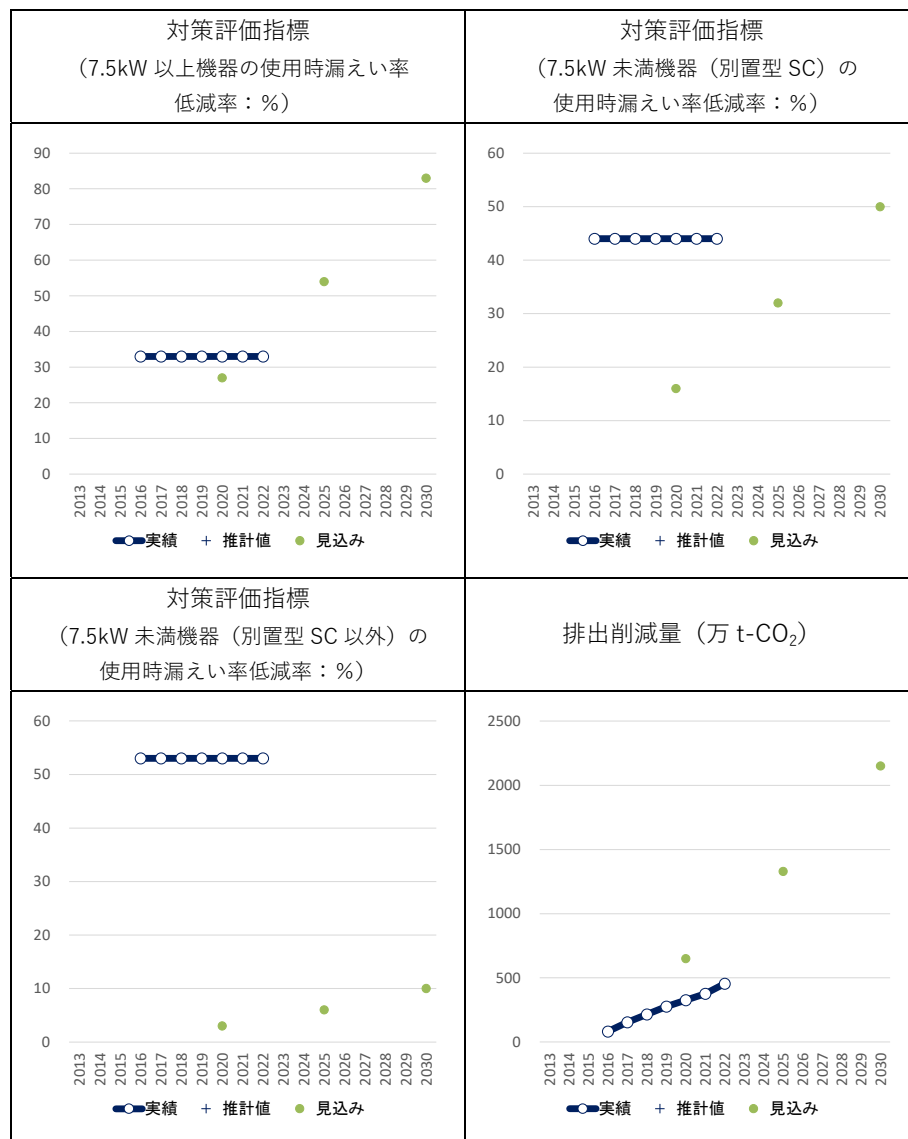
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標（ノンフロン・低 GWP 型指定製品の導入・普及率） C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 対策評価指標（自然冷媒機器累積導入数） B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補 足および 理由	対策評価指標（ノンフロン・低 GWP 型指定製品の導入・普及率）については、景気変動などの外部要因の影響を受ける可能性はあるものの、フロン排出抑制法において指定製品の製造等に係る判断基準として製品毎に目標とする平均 GWP 値とその目標達成年度を定めるとともに、製造業者等に対しこの判断基準を踏まえて使用フロン類の環境影響度を低減させる努力義務を課していることから、順調に推移する見通し。経済産業省では、産業構造審議会において、その取組状況を毎年フォローアップし、必要に応じて指導等を行いつつ、目標達成を図っていく。 対策評価指標（自然冷媒機器累積導入数）については、導入支援事業による直接効果及び波及効果により、2020 年度目標を前倒しで達成した。 排出削減量については、景気変動などの外部要因の影響を受ける可能性はあるものの、フロン排出抑制法において指定製品の製造等に係る判断基準として製品毎に目標とする平均 GWP 値とその目標達成年度を定めるとともに、製造業者等に対しこの判断基準を踏まえて使用フロン類の環境影響度を低減させる努力義務を課しており、今後順次目標年度が到来し、ノンフロン・低 GWP 型指定製品が導入・普及されることから、2030 年度目標に向かって順調に進捗する見通し。

(2) 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 7.5kW 以上機器の 使用時漏えい率低下 減率	%	実績	-	-	-	33	33	33	33	33	33	33								
		見込み								27					54					83
対策評価指標 7.5kW 未満機器 (別置型 SC) の 使用時漏えい率低下 減率	%	実績	-	-	-	44	44	44	44	44	44	44								
		見込み								16					32					50
対策評価指標 7.5kW 未満機器 (別置型 SC 以 外) の使用時漏えい 率低下減率	%	実績	-	-	-	53	53	53	53	53	53	53								
		見込み								3					6					10
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	82	154	216	277	327	377	454								
		見込み								650					1330					2150



定義・ 算出方法	<対策評価指標> 使用時漏えい量の実態調査
	<排出削減量> (使用時漏えい量) = (市中ストック台数) × (最大冷媒量) × (排出係数) - (整備時回収量) 排出削減量は、BAU の排出量との差から算出した。
出典	使用時漏えい量の実態調査
備考	2021 年度、2022 年度に引き続き 2023 年度も排出係数に係るデータの収集等を行い、管理機器データ及びフロン類のマテリアルフローデーターに基づき排出係数の見直しの検討を行った。この結果、有識者からなる検討会において、現状の排出係数は現行の排出係数より相当程度低くなっていることが示唆されたので、排出係数の見直しを行った。使用時漏えい対策は今後も推進され、それにより排出係数は改善されていくと想定されることから、定期的に排出係数の見直しを実施する予定。

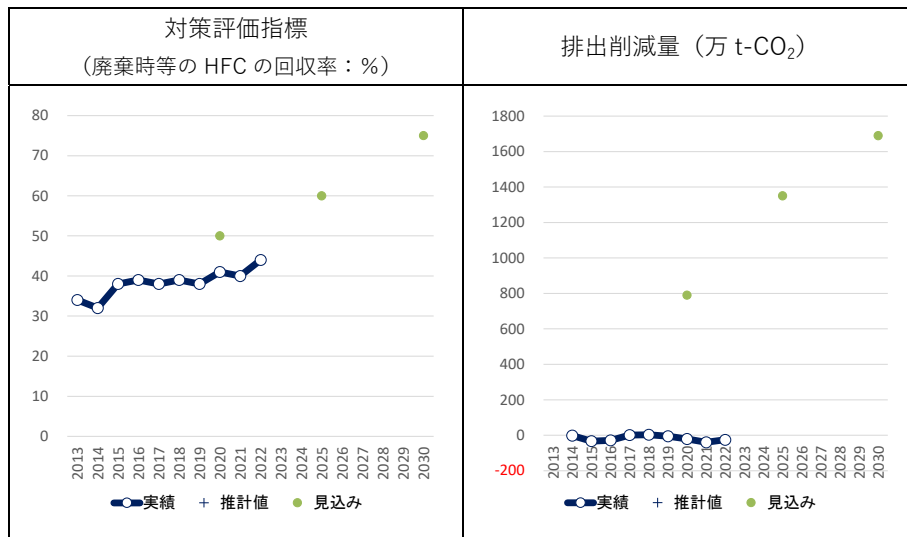
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標（7.5kW 以上機器の使用時漏えい率低減率） D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 対策評価指標（7.5kW 未満機器（別置型 SC）の使用時漏えい率低減率） D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 対策評価指標（7.5kW 未満機器（別置型 SC 以外）の使用時漏えい率低減率） A. 2030 年度目標水準を上回ると考えられ、2022 年度実績値が既に 2030 年度目標水準を上回る 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補 足および 理由	排出係数の見直しにより、新たに設定された排出係数の値は現行の値より 30～50%低減された。これにより 7.5kW 未満機器（別置型 SC 以外）の使用時漏えい率低減率については、2030 年度の目標水準を上回る結果となった。一方で 7.5kW 以上の機器及び 7.5kW 未満機器（別置型 SC）の使用時漏えい率低減率と排出削減量については、2030 年度の目標水準を下回る結果となった。引き続き、市中にあるフロン類の使用時漏えい対策を推進し、使用時漏えい率の低減を目指す。

（３）業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 廃棄時等の HFC の回収率	%	実績	34	32	38	39	38	39	38	41	40	44								
		見込み								50					60					75
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-1.9	-32.7	-28.8	1.2	3.2	-5.4	-20.8	-39.5	-25.6								
		見込み								790					1350					1690



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > フロン排出抑制法に基づく回収量等の集計結果より抽出
	< 排出削減量 > (廃棄時排出量) = (廃棄台数) × (1 台あたり冷媒残存量) - (廃棄時等回収量) 排出削減量は、BAU の排出量との差から算出した。
出典	フロン排出抑制法に基づく回収量等の集計結果
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

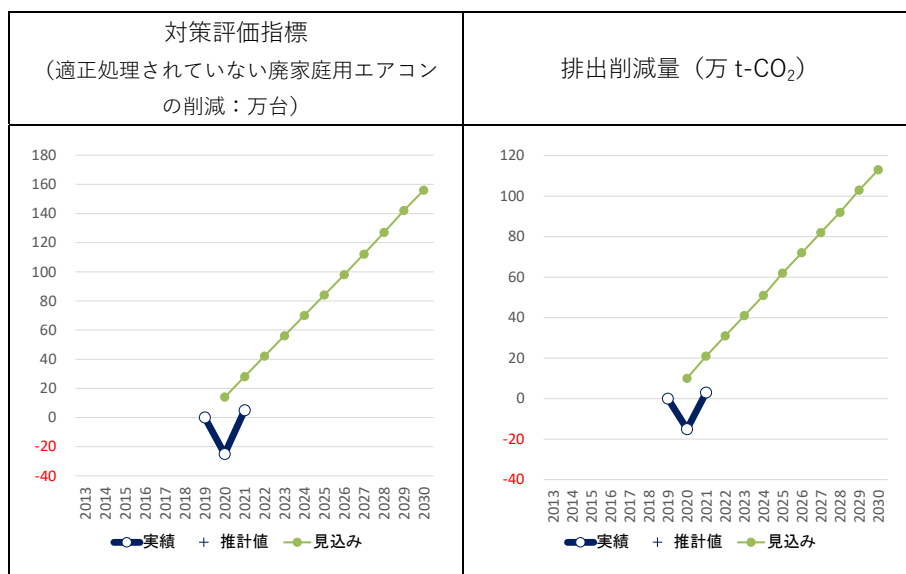
対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補 足および 理由	低迷する業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率を向上させるため 2019 年にフロン排出抑制法の改正を行い、2020 年 4 月に施行された。改正後は、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対する直接罰の導入など、関係事業者の相互連携によりフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組

	みとし、都道府県による指導監督の実効性向上も図る。 2022 年度の廃棄時回収率は約 44%となった。 また、2022 年度は、改正フロン排出抑制法における関係者の役割について、業務用冷凍空調機器のユーザー向け説明会及び建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会など、周知等を行った。さらに、廃棄時回収率向上のためには、機器回収台数増加に加えて、機器の回収作業におけるフロン取り残し対策が重要であることから、これまでの実機（ビル用マルチエアコン）を使用した回収技術実証試験の成果をガイドブックとして作成・公表し、説明会で周知を図った。今後も、改正法の周知を進めるとともに、都道府県への必要な支援を行うなど、廃棄時回収率の向上を図っていく。
--	---

（４） 廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減	万台	実績	-	-	-	-	-	-	0	-25	5									
		見込み								14	28	42	56	70	84	98	112	127	142	156
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	0	-15	3									
		見込み								10	21	31	41	51	62	72	82	92	103	113



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 廃家庭用エアコンの回収台数の集計結果から、適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減台数を算出
	< 排出削減量 > 2019 年度の廃家庭用エアコンの回収台数を基準とし、当該年度の廃家庭用エアコンの回収台数の差分から、適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減台数を算出。 適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減台数は HCFC を含んだ台数のため、回

	収められた冷媒の種類ごとの重量割合を元に、HFC（R410A と R32）の台数（①）を算出。 回収された冷媒の種類ごとの重量割合と、1 台あたりの冷媒回収量から、1 台あたりの HFC の量（CO₂換算）（②）を算出。 排出削減量は、HFC（R410A と R32）の台数（①）と、1 台あたりの HFC の量（②）から算出。
出典	廃家庭用エアコンの回収台数等は、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合等で公表を行っている。 冷媒の種類ごとの重量割合や 1 台あたりの冷媒回収量の算出根拠は、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく年度ごとの製造業者等の家電リサイクル実績報告を元に算出している。
備考	対策評価指標及び排出削減量は、対外的に公表した該当年度の廃家庭用エアコンに関するデータ（回収台数等）を使用して算出しているため、現状においてデータを公表していない 2022 年度の対策評価指標及び排出削減量実績は示すことが出来ないが、2022 年度の廃家庭用エアコンに関するデータを公表後に把握予定である。 対策・施策、対策評価指標、排出削減量の見込み等については、今後、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に係る産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合での議論を踏まえて、見直しを図る場合がある。

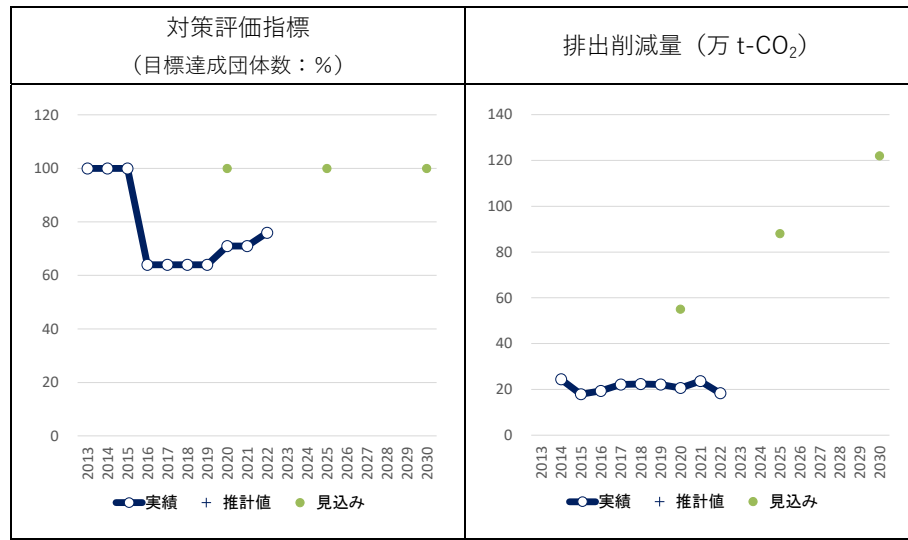
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標の「適正処理されていない廃家庭用エアコンの削減台数」が目標水準を下回ったのは、2021 年度の違法回収業者による引取り台数が 2019 年度の 105 万台から 223 万台に増加したことによる。 一方で、2021 年度の小売業者や引越業者、建設解体事業者からスクラップ業者及びヤード業者への引渡された台数は、2019 年度の 236 万台から 96 万台に減少しており、不適正ルートへのエアコン流出は一定程度減少していると評価できる。 適正ルートへのエアコン回収のさらなる向上に当たっては、2022 年 6 月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」で「エアコンの回収率向上に向けては、違法回収業者やヤード業者等による不適正な回収や処理をなくしていく必要がある。」とされたことを踏まえ、自治体等との連携による違法回収業者対策、消費者への普及啓発等の強化策を見出し順次導入する方針。2023 年度は、自治体による業者の取締り事例や消費者に対する適切な廃棄方法の周知や注意喚起を取りまとめた事例集を作成。

(5) 産業界の自主的な取組の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 目標達成団体数	%	実績	100	100	100	64	64	64	64	71	71	76								
		見込み								100					100					100
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	24.4	17.9	19.3	22.1	22.3	22.1	20.6	23.6	18.3								
		見込み								55					88					122



定義・算出方法	<対策評価指標> 目標達成団体数：産業界からの自主行動計画のヒアリング結果
	<排出削減量> 各産業界が作成した自主行動計画に基づく 2016 年度の実績を踏まえ、排出削減量を算出。
出典	産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ資料
備考	2015 年度までは各団体が自主行動計画に基づく目標を達成したと仮定して算出。2016 年度からは各団体から提出された実績をもとに算出。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標	C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
	排出削減量	C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる

評価の補足および理由	各団体が作成する自主行動計画に基づき 2030 年度の目標達成に向けて削減の努力を行っているところ。今後も削減目標を達成できるよう、経済産業省は、各団体が目標を達成できるよう産業構造審議会フロン類等対策ワーキンググループにおいて毎年度フォローアップを行っていく。 対策評価指標（目標達成団体数）については、各団体が作成する自主行動計画に基づき 2030 年度の目標達成に向けて削減の努力を行っているところであり、2022 年度の実績値は前年度より上昇している。今後、2030 年度まで漸進的に推移する見通し。なお、2015 年度までは各団体が自主行動計画に基づく目標を達成したと仮定して算出を行っていたが、2016 年度以降は各団体から提出された実績をもとに算出を行っているため、実績が下回っている。 排出削減量については、景気変動に伴う HFC 等 4 ガスの需要の変化や設備の稼働状況などの外的要因を受ける可能性はあるものの、2030 年度目標に向かって漸進的に進捗する見通し。 引き続き、各団体が今後も削減目標を達成できるよう、経済産業省は産業構造審議会フロン類等対策ワーキンググループにおいて毎年度フォローアップを行っていく。
------------	---

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	①フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（2001 年度制定、2013 年改正、2019 年改正） フロン類ライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じる。 フロン回収・破壊法が改正され、フロン類ライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じる「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が成立。 2013 年 6 月 12 日 公布 2015 年 4 月 1 日 施行 2019 年 6 月 5 日 改正法公布 2020 年 4 月 1 日 施行	
	【上流】 使用見通しの公表 国は日本国内における将来のフロン類の「使用見通し」を公表している。フロン類を製造・輸入する事業者は、当該「使用見通し」に合わせてフロン類の総量削減を前提とした計画を策定し、国に報告しており、国は当該計画の公表とその後の取	【上流】 使用見通しの公表 国は「使用見通し」に基づき、フロン類を製造・輸入する事業者が作成する使用合理化計画の策定状況やその後の取組状況をフォローアップしていく。「使用見通し」は 2025

	組状況についてフォローアップを実施。国は使用見通しを 2020 年 7 月に改訂し、2025 年の見直し及び 2030 年の新規設定を行い、現在、使用見通しは 2025 年及び 2030 年について策定されている。 指定製品制度の運用(2022 年度末時点で 20 区分を指定。) 「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について中間とりまとめ」(2014 年 8 月 29 日)において、技術開発の進展状況や国内外の規制動向その他改正フロン法第 12 条第 1 項に定める指定製品の製造業者等の判断の基準に影響を与えるような事情の変更があった場合、審議会等において判断基準の見直しを検討し、必要に応じて見直すこととしている。 経済産業省では、産業構造審議会において、製造事業者等の取組状況を毎年フォローアップし、必要に応じて見直しを行っている。	年までに 2030 年の見直し及び 2035 年の新規設定を行う予定。 指定製品制度の運用 2023 年度末時点で、製品の開発及び安全性評価等の状況を踏まえ、20 区分が指定製品制度として指定されている。 経済産業省では、産業構造審議会において、製造事業者等の取組状況を毎年フォローアップし、必要に応じて見直しを行っている。
	【中流】 フロン類算定漏えい量等報告・公表制度 管理する業務用冷凍空調機器からフロン類を相当程度多く漏えいする者に、フロン類の漏えい量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表している。 有識者等で構成されるワーキンググループ等において、報告内容の分析や報告者等へのヒアリングから得られた知見を活かし、有用な使用時漏えい対策を講じられるよう検討を行ってきた。 報告実績 450 事業者 (2015 年度漏えい分) 447 事業者 (2016 年度漏えい分) 459 事業者 (2017 年度漏えい分) 452 事業者 (2018 年度漏えい分) 410 事業者 (2019 年度漏えい分) 405 事業者 (2020 年度漏えい分) 398 事業者 (2021 年度漏えい分)	フロン類算定漏えい量等報告・公表制度 2015 年度フロン排出抑制法の改正により導入された当該報告・公表制度について、附則に基づく法施行 5 年経過後の点検を実施、「平成 25 年改正フロン排出抑制法の施行状況の評価・検討に関する報告書」として取りまとめる。 引き続き、当該報告・公表制度の分析結果等を活用し、フロン類使用時漏えいの実態を明らかにするとともに、都道府県に共有し管理者への効果的な指導・監督を図る。

	398 事業者（2022 年度漏えい分） 【下流】 ・充填の適正化、回収の義務 充填回収業者については都道府県への登録を必要としている。また、充填回収業者に対し、毎年度、前年度のフロン類の充填量及び回収量等について都道府県への報告を義務づけている。国では、都道府県からの報告を受け、毎年集計結果を公表している。 集計結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>充填量（トン）</th><th>回収量（トン）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>約 5,165</td><td>約 4,841</td></tr> <tr><td>H28</td><td>約 5,150</td><td>約 5,097</td></tr> <tr><td>H29</td><td>約 5,227</td><td>約 5,094</td></tr> <tr><td>H30</td><td>約 5,461</td><td>約 5,216</td></tr> <tr><td>R1</td><td>約 5,250</td><td>約 5,239</td></tr> <tr><td>R2</td><td>約 4,944</td><td>約 5,235</td></tr> <tr><td>R3</td><td>約 4,664</td><td>約 5,143</td></tr> <tr><td>R4</td><td>約 4,599</td><td>約 5,423</td></tr> </tbody> </table> また、フロン類の廃棄時回収率が 10 年以上 3 割程度で低迷していたことを受け、2019 年 6 月 5 日に廃棄時回収率の向上を目指す法改正を行い、2020 年 4 月 1 日に施行した。 ・再生・破壊処理の適正化 再生、破壊業者については国の許可を必要としている。また、毎年度、主務大臣に対し、再生業者はフロン類の再生量等の報告を、破壊業者はフロン類の破壊量等の報告を行うこととしている。国では、その報告を受け、毎年集計結果を公表している。 集計結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>再生量（トン）</th><th>破壊量（トン）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>約 965</td><td>約 4,819</td></tr> <tr><td>H28</td><td>約 1,248</td><td>約 4,784</td></tr> </tbody> </table>		充填量（トン）	回収量（トン）	H27	約 5,165	約 4,841	H28	約 5,150	約 5,097	H29	約 5,227	約 5,094	H30	約 5,461	約 5,216	R1	約 5,250	約 5,239	R2	約 4,944	約 5,235	R3	約 4,664	約 5,143	R4	約 4,599	約 5,423		再生量（トン）	破壊量（トン）	H27	約 965	約 4,819	H28	約 1,248	約 4,784	フロン類の廃棄時回収率向上に向けて、引き続き改正フロン排出抑制法の周知や指導・監督を実施する都道府県への情報提供や能力向上を図る。 また、機器一台当たり回収率の向上に向けて、実証試験を踏まえた回収率向上に資する対策を取りまとめ充填回収業者等へと周知を行う。
	充填量（トン）	回収量（トン）																																				
H27	約 5,165	約 4,841																																				
H28	約 5,150	約 5,097																																				
H29	約 5,227	約 5,094																																				
H30	約 5,461	約 5,216																																				
R1	約 5,250	約 5,239																																				
R2	約 4,944	約 5,235																																				
R3	約 4,664	約 5,143																																				
R4	約 4,599	約 5,423																																				
	再生量（トン）	破壊量（トン）																																				
H27	約 965	約 4,819																																				
H28	約 1,248	約 4,784																																				

	<table><tr><td>H29</td><td>約 1,295</td><td>約 4,543</td></tr><tr><td>H30</td><td>約 1,351</td><td>約 4,364</td></tr><tr><td>R1</td><td>約 1,510</td><td>約 4,118</td></tr><tr><td>R2</td><td>約 1,465</td><td>約 3,961</td></tr><tr><td>R3</td><td>約 1,519</td><td>約 4,484</td></tr><tr><td>R4</td><td>約 1,860</td><td>約 4,145</td></tr></table>	H29	約 1,295	約 4,543	H30	約 1,351	約 4,364	R1	約 1,510	約 4,118	R2	約 1,465	約 3,961	R3	約 1,519	約 4,484	R4	約 1,860	約 4,145	
H29	約 1,295	約 4,543																		
H30	約 1,351	約 4,364																		
R1	約 1,510	約 4,118																		
R2	約 1,465	約 3,961																		
R3	約 1,519	約 4,484																		
R4	約 1,860	約 4,145																		
	②特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（1998 年度制定） 特定家庭用機器廃棄物について、製造業者や小売業者等に再商品化や引取の義務を課すなどにより、再商品化の仕組みを構築している。 2015 年 基本方針の改正（2018 年度の回収率目標を 56%以上とする）																			
	・家電リサイクル法では、製造業者等の再商品化等実施義務として、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機に用いられる冷媒フロンと、冷蔵庫・冷凍庫に用いられる断熱材フロンの回収と処理が義務づけられている。 家庭用エアコン冷媒フロン回収実績 <table><tr><td></td><td>回収量（トン）</td></tr><tr><td>H27</td><td>約 1,505</td></tr><tr><td>H28</td><td>約 1,622</td></tr><tr><td>H29</td><td>約 1,835</td></tr><tr><td>H30</td><td>約 2,226</td></tr><tr><td>R1</td><td>約 2,346</td></tr><tr><td>R2</td><td>約 2,505</td></tr><tr><td>R3</td><td>約 2,380</td></tr></table> ・基本方針で定めた家電リサイクル法対象品目の回収率（＝分母に「出荷台数」、分子に「適正に回収・リサイクルされた台数（製造業者等による再商品化台数、廃棄物処分許可業者等による再商品化台数、地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数）」として算定。）は、2021 年度には 68.2%と、2018 年度までに 56%以上を目指すとした回収率目標を達成している。一方で、家庭		回収量（トン）	H27	約 1,505	H28	約 1,622	H29	約 1,835	H30	約 2,226	R1	約 2,346	R2	約 2,505	R3	約 2,380	2022 年 6 月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、「エアコンの回収率向上に向けては、違法回収業者やヤード業者等による不適正な回収や処理をなくしていく必要がある。」とされたことを踏まえ、自治体等との連携による違法回収業者対策、消費者への普及啓発等の強化策を見出し順次導入する。		
	回収量（トン）																			
H27	約 1,505																			
H28	約 1,622																			
H29	約 1,835																			
H30	約 2,226																			
R1	約 2,346																			
R2	約 2,505																			
R3	約 2,380																			

	用エアコンの回収率は、他の対象製品よりも低い。 家電４品目と家庭用エアコンの回収率 <table> <tr> <th></th><th>家電４品目 (%)</th><th>家庭用エアコン (%)</th></tr> <tr> <td>H27</td><td>52.2</td><td>28.6</td></tr> <tr> <td>H28</td><td>50.7</td><td>29.3</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>53.4</td><td>31.6</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>59.7</td><td>35.4</td></tr> <tr> <td>R1</td><td>64.1</td><td>37.6</td></tr> <tr> <td>R2</td><td>64.8</td><td>38.1</td></tr> <tr> <td>R3</td><td>68.2</td><td>38.4</td></tr> </table>		家電４品目 (%)	家庭用エアコン (%)	H27	52.2	28.6	H28	50.7	29.3	H29	53.4	31.6	H30	59.7	35.4	R1	64.1	37.6	R2	64.8	38.1	R3	68.2	38.4	
	家電４品目 (%)	家庭用エアコン (%)																								
H27	52.2	28.6																								
H28	50.7	29.3																								
H29	53.4	31.6																								
H30	59.7	35.4																								
R1	64.1	37.6																								
R2	64.8	38.1																								
R3	68.2	38.4																								
補助	①先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（2014 年度） 省エネ型自然冷媒機器導入の一部を補助する。 冷凍冷蔵倉庫等に対し補助。（2016 年度終了） 75 億円の内数（2016 年度） 10 億円（2016 年度補正）																									
	②脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化推進事業 省エネ型自然冷媒機器導入の一部を補助する。 冷凍冷蔵倉庫等に対し補助。 63 億円の内数（2017 年度） 10 億円（2017 年度補正） 65 億円の内数（2018 年度） 75 億円の内数（2019 年度） 3 億円（2019 年度補正） 73 億円（2020 年度） 73 億円（2021 年度） 73 億円（2022 年度）	②コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業 コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図る。 70 億円の内数（2023 年度）																								
	③省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術の評価手法の開発事業（補助事業分） 省エネ・低温室効果を両立する画期的な新冷媒の開発、及び次世代冷媒について、冷媒特性（圧力	③グリーン冷媒・機器開発事業（補助事業分） 機器メーカー等が行う次世代冷媒適用機器の開発に対し、開発費用の一部を補助していく。																								

	の高さ、臨界点の低さ等)により効率・適用環境が限定される分野で冷凍空調機器の効率を向上させる技術開発に対し、開発費用の一部を補助する。 冷媒メーカー・機器メーカーに対し補助。 6.5 億円の内数 (2019 年度) 7.0 億円の内数 (2020 年度) 6.5 億円の内数 (2021 年度) 5.5 億円の内数 (2022 年度)	5.0 億円の内数 (2023 年度) 5.0 億円の内数 (2024 年度予算案)
技術開発	①省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術の評価手法の開発事業 (委託事業分) 次世代の冷媒候補物質についてのリスク評価手法を確立し、あわせてエアコン等での実用環境下における評価を行うことにより、新たな冷媒に対応した省エネルギー型冷凍空調機器等の開発基盤を整備する。 2.5 億円 (2018 年度) 6.5 億円の内数 (2019 年度) 7.0 億円の内数 (2020 年度) 6.5 億円の内数 (2021 年度) 5.5 億円の内数 (2022 年度)	①グリーン冷媒・機器開発事業 (委託事業分) 低 GWP 混合冷媒の組成の早期絞り込み、冷媒の物性・性能評価、冷媒及びその適用機器の安全性等の評価に係る研究開発を大学・研究機関等に委託していく。 5.0 億円の内数 (2023 年度) 5.0 億円の内数 (2024 年度予算案)
普及啓発	①先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業 (2014 年度) 省エネ型自然冷媒機器導入に係る普及啓発を行う PR プログラム等を実施。(2016 年度終了) 75 億円の内数 (2016 年度)	
	②フロン等対策推進 事業者や都道府県など関係者への周知等を実施。 2.3 億円の内数 (2017 年度) 2.5 億円の内数 (2018 年度) 2.5 億円の内数 (2019 年度) 3.1 億円の内数 (2020 年度) 3.1 億円の内数 (2021 年度) 3.1 億円の内数 (2022 年度)	②フロン等対策推進 事業者等、フロン排出抑制法の対象となる関係者への改正法やフロン排出抑制対策等の周知等を実施する。 3.0 億円の内数 (2023 年度) 3.0 億円の内数 (2024 年度予算案)

その他	・フロン漏えいの常時監視システム導入効果等の検証および普及啓発事業 既設機器における漏えい検知システム設置による電力使用量削減効果及びフロン漏えい削減効果を検証・評価し、漏えい検知システム普及啓発施策の検討を実施。 1.0 億円（2022 年度）	・フロン漏えいの常時監視システム導入効果等の検証および普及啓発事業 既設機器における漏えい検知システム設置による電力使用量削減効果及びフロン漏えい削減効果を検証・評価し、漏えい検知システム普及啓発施策の検討を実施。 70 億円の内数（2023 年度）
------------	--	--

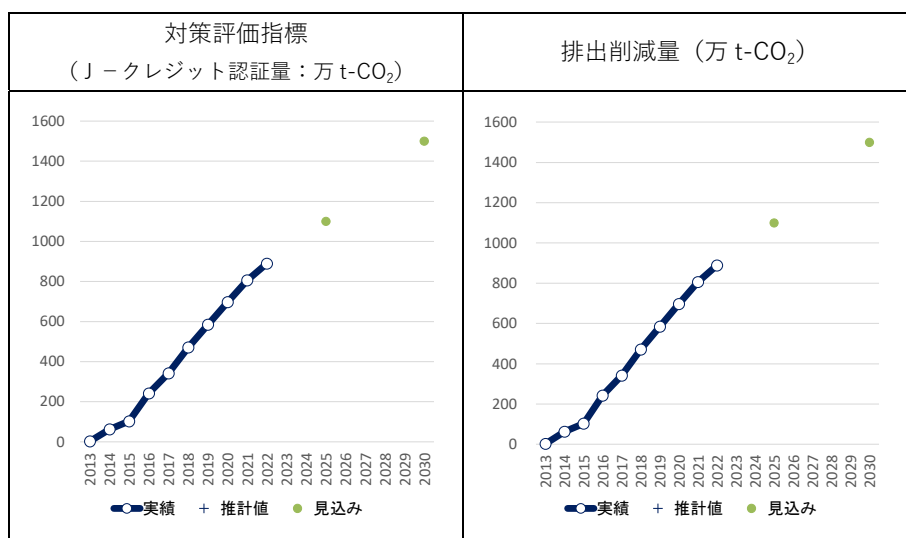
対策名：	62. J-クレジット制度の活性化
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策によって実現される温室効果ガスの排出削減・吸収量を、カーボンニュートラル行動計画（低炭素社会実行計画）の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットとして認証するJ-クレジット制度の更なる活性化を図る。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）J-クレジット制度の活性化

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 J-クレジット 認証量	万 t-CO ₂	実績	3	63	103	242	342	471	585	697	806	889								
		見込み													1100					1500
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	3	63	103	242	342	471	585	697	806	889								
		見込み													1100					1500



定義・ 算出方法	< 対策評価指標、排出削減量 > 対策評価指標及び排出削減量の実績については、第 54 回 J-クレジット制度認証委員会（2023 年 3 月 15 日開催）までに認証された累積のクレジット認証量を記載。
出典	J-クレジット制度ホームページ

備考	・ 対策評価指標及び排出削減量である累積の J-クレジット認証量について、2020 年度の認証量は目標（645 万 t-CO₂）を上回ったため、2030 年度の目標については更なる引き上げの検討を行い、2021 年 10 月 22 日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2030 年度の目標を 1500 万 t-CO₂とした。 ・ 2013～2022 年度の実績および 2025 年度、2030 年度の見込み値について、当該年度時点の累積のクレジット認証量を記入している。 <制度利用者の対策> ・ 民間事業者等（クレジット創出者）：温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施とクレジット販売による資金還元 ・ 民間事業者等（クレジット活用者）：クレジット活用による温対法報告の排出量・排出係数調整やカーボン・オフセット等の実施 <国の施策> ・ J-クレジット制度の運営・管理 <地方公共団体が実施することが期待される施策例> ・ クレジット創出者として温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施 ・ クレジット活用による、クレジット創出者の排出削減・吸収源対策の加速化 ・ 地域版 J-クレジット制度の運営・管理
----	---

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	対策評価指標及び排出削減量である累積の J-クレジット認証量は 889 万 t-CO₂であり、その量は大幅に上昇（83 万 t-CO₂ 増加）している。引き続き、クレジットの需要喚起を促すための関連施策を実施することで、現在までに登録されたプロジェクト及び今後見込まれるプロジェクトにより、2025 年度目標（1,100 万 t-CO₂）、2030 年度目標（1,500 万 t-CO₂）水準と同等程度が見込まれるため、2022 年度の評価を C とした。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	特別会計に関する法律第 85 条第 3 項第 1 号ホ 施行令第 50 条第 7 項第 10 号 地球温暖化対策の推進に関する法律第 3 条第 2 項	

普及啓発	・J-クレジット制度について、民間との連携を図り、制度の普及・啓発を図る。 2022 年度実績 (環境省、経済産業省、農林水産省) ・制度事務局及び地方経済産業局主催の説明会・セミナーを実施した。 ・J-クレジット制度の適切な運用を実施することで、J-クレジット制度の普及・活用の促進を行った。2022 年度は 80 件のプロジェクトを新たに登録するとともに、83 万 t-CO₂ のクレジットを発行した。 ・J-クレジットへの需要喚起に向けて、クレジットの入札販売を行った。	2023 年度見込み (環境省、経済産業省、農林水産省) ・制度事務局及び地方経済産業局主催の説明会・セミナーを実施する。 ・J-クレジット制度の適切な運用を実施することで、J-クレジット制度の普及・活用の促進を行った。2023 年度は 98 件のプロジェクトを新たに登録するとともに、47 万 t-CO₂ のクレジットを発行している。(2024 年 3 月 5 日現在) ・J-クレジットへの需要喚起に向けて、ホームページの改善を行う。 ・J-クレジット需要拡大に向けたカーボン・オフセットの普及のため、J-クレジットを活用した実用的なモデルの構築の見直しを行う予定。 ・カーボンニュートラルの実現に向けてますます重要性が高まっている森林由来クレジットの創出・活用拡大に向け、「森林由来 J-クレジット創出者向けハンドブック」等により制度活用の働きかけ等を進める。 2024 年度予定 (環境省、経済産業省、農林水産省) ・制度事務局及び地方経済産業局主催の説明会・セミナーを実施する。 ・J-クレジット制度の適切な運用を実施することで、J-クレジット制度の普及・活用の促進を行う。 ・J-クレジットへの需要喚起に向けて、ホームページの改善を行う。 ・J-クレジットの用途拡大に向けて、CORSIA 適格の取得を目指し、J-クレジット制度の申請を行う。
その他	・J-クレジット制度運営 (2013 年度～) 2022 年度実績：314 百万円	2023 年度見込み：325 百万円

	・J-クレジット活用促進支援 2022 年度実績：17 百万円	2023 年度見込み：16 百万円
--	------------------------------------	-------------------

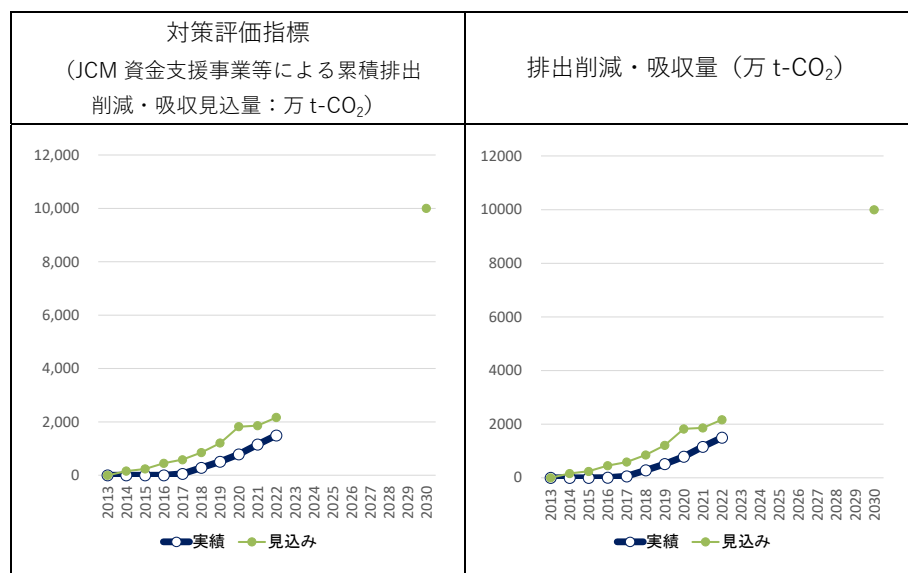
対策名：	63. 二国間クレジット制度（JCM）の推進
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の NDC の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく。これにより、官民連携で 2030 年度までの累積で 1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）二国間クレジット制度（JCM）の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 JCM 資金支援事業等による累積排出削減・吸収見込量	万 t-CO ₂	実績	0	0.2	1.5	5.2	55.3	282.7	512.4	790.2	1158.2	1497.8								
		見込み	1.5	161.5	241.5	451.5	587.2	854.2	1210.0	1824.8	1862.9	2168.6			-					10000
排出削減・吸収量	万 t-CO ₂	実績	0	0.2	1.5	5.2	55.3	282.7	512.4	790.2	1158.2	1497.8								
		見込み	1.5	161.5	241.5	451.5	587.2	854.2	1210.0	1824.8	1862.9	2168.6			-					10000



定義・算出方法	< 対策評価指標 > （実績）2013 年度～2022 年度における JCM 資金支援事業採択事業等のうち、運転・活動開始済みの事業に基づき、2030 年度までの累積排出削減・吸収見込量を算出。 （見込み）2013 年度～2022 年度における JCM 資金支援事業等の採択もしくはプロジェクト登録時の数値に基づき、2030 年度までの累積排出削減・吸収見込量を算出。
---------	---

	<排出削減・吸収量> (実績) 2013 年度～2022 年度における JCM 資金支援事業採択事業等のうち、運転・活動開始済みの事業に基づき、2030 年度までの累積排出削減・吸収見込量を算出。 (見込み) 2013 年度～2022 年度における JCM 資金支援事業等の採択もしくはプロジェクト登録時の数値に基づき、2030 年度までの累積排出削減・吸収見込量を算出。
備考	排出削減・吸収量の各年度の実績値及び見込み値について、プロジェクト登録等に応じて、昨年度点検より変更、修正した。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等 の 進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減・吸収量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	2022 年度の対策評価指標の実績値及び見込みは前年度より上昇しているものの、累積排出削減・吸収見込量においても約 2,000 万トン程度に止まっている。 JCM は、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において「官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減量・吸収量の確保を目標とする」と位置づけられている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（2022 年）（2022 年 6 月閣議決定）」においては、「二国間クレジット制度（JCM）の拡大のため、2025 年を目途にパートナー国を 30 か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速するとともに、2022 年度に民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンスを策定し普及を行う。」と位置づけられており、2022 年度に JCM パートナー国が 8 か国増加し、2023 年 3 月時点で 25 か国と JCM を構築している。また、JCM 設備補助事業（プロジェクト補助）について 2022 年度予算は前年度同額であり、アジア開発銀行（ADB） 信託基金及び国際連合工業開発機関（UNIDO）への拠出によるプロジェクト形成についても 2022 年度補正予算により増額されている。 民間資金を中心とした JCM について、2023 年 3 月に「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス」を公表した。 JCM も位置づけられるパリ協定第 6 条（市場メカニズム）交渉について、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会合（COP26）ではパリ協定第 6 条の実施ルールが採択され、COP27 では実施に必要な報告様式等の詳細規則が採択された。また、COP27 では、パリ協定第 6 条実施に関する能力構築に向けた国際的な連携の促進とともに、優良事例等の情報共有や実施に関する体制整備支援等を実施するため、日本主導で「パリ協定 6 条実施パートナーシップ」を立ち上げた。（2023 年 3 月時点で 65 の国および 32 の機関・企業が参加） 上記のとおり、パリ協定第 6 条の実施体制整備支援、民間資金を中心とする JCM の実施を促進するための施策等を講じることにより、JCM の拡充・拡大を図っていく。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	・地球温暖化対策計画（2021 年 10 月閣議決定）に基づき、2022 年 1 月に JCM 実施担当省において「JCM 推進・活用会議」を設置。同年 1 月に第 2 回 JCM 推進・活用会議を開催し、「二国間クレジット制度（JCM）に係るパリ協定に基づく締約国による承認の手続き」及び「JCM に係る相当調整の手続き」を策定・公表。 ・2022 年 3 月「民間による JCM 活用のための促進策のとりまとめに向けた提言」公表（経済産業省とともに有識者委員が参画する「民間による JCM 活用のための促進策に関する検討会」において行ったもの） ・2023 年 3 月に「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス」公表した。	・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（2022 年）（2022 年 6 月閣議決定）（抄）に基づき、新規パートナー国の拡大を図るとともに新規プロジェクト形成を促進する。 「二国間クレジット制度（JCM）の拡大のため、2025 年を目途にパートナー国を 30 か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速するとともに、2022 年度に民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンスを策定し普及を行う。」 ・地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案を提出し、JCM の着実な実施を確保するための実施体制強化に必要な規定を整備する。
補助	（環境省） ①JCM 設備補助事業（プロジェクト補助）（2013 年度～） ・ 8,100 百万円（2019 年度予算） ・ 9,687 百万円（2020 年度予算） ・ 10,387 百万円（2021 年度予算） ・ 12,500 百万円（2022 年度予算） ②JCM 資金支援事業（ADB 拠出金）（2014 年度～） 導入コスト高から、ADB のプロジェクトで採用が進んでいない優れた脱炭素技術がプロジェクトで採用されるように、ADB の信託基金に拠出した資金で、その追加コストを軽減する。 ・ 1,000 百万円（2019 年度予算） ・ 1,000 百万円（2020 年度予算） ・ 1,000 百万円（2021 年度予算） ・ 3,800 百万円（2022 年度予算）	（環境省） ①JCM 設備補助事業（プロジェクト補助）（2013 年度～） ・ 15,000 百万円（2023 年度予算案） ②JCM 資金支援事業（ADB 拠出金）（2014 年度～） ・ 2,800 百万円（2023 年度当初＋補正予算）

③二国間クレジット制度を利用した代替フロン等の回収・破壊プロジェクト補助事業（2018 年度～） 使用済機器等からの代替フロン等の回収・破壊活動を行うとともに、温室効果ガス排出削減効果の測定・報告・検証を行う事業に資金支援を行う。 ・ 40 百万円（2019 年度予算） ・ 60 百万円（2020 年度予算） ・ 60 百万円（2021 年度予算） ・ 60 百万円（2022 年度予算） ④REDD+型 JCM プロジェクト補助事業（2015 年度～2017 年度） 森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強（REDD+）に向けた活動に資金支援を行う。 ・ 80 百万円（2017 年度予算） ⑤国際連合工業開発機関（UNIDO）への拠出金（2021 年度～） ・ 100 万円（2021 年度予算） ・ 200 百万円（2022 年度予算） （経済産業省） ⑥二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（2011 年度～） 我が国の優れた脱炭素技術等の国際展開に係る実現可能性調査を行う。 ・ 980 百万円（2019 年度予算） ・ 1,000 百万円（2020 年度予算） ・ 850 百万円（2021 年度予算） ・ 810 百万円（2022 年度予算） ⑦民間主導による JCM 等案件形成推進事業（2011 年度～） 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した、ビジネス主導による脱炭素技術等の普及のための海外実証事業を行う。 ・ 1,000 百万円（2019 年度予算）	③二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業（2018 年度～） ・ 61 百万円（2023 年度予算） ⑤国際連合工業開発機関（UNIDO）への拠出金（2021 年度～） ・ 400 百万円（2023 年度当初+補正予算） （経済産業省） ⑥二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業（2011 年度～） ・ 810 百万円（2023 年度予算） ⑦民間主導による JCM 等案件形成推進事業（2011 年度～） ・ 1,100 百万円（2023 年度予算）
--	--

	・ 1,000 百万円 (2020 年度予算) ・ 1,000 百万円 (2021 年度予算) ・ 1,100 百万円 (2022 年度予算)	(農林水産省) ⑧農業 JCM 案件形成に向けた国際調査等委託事業 (2023 年度) ・ 10 百万円 (2023 年度予算) ⑨「みどりの食料システム戦略」ASEAN 地域実装加速化対策事業 (2023 年度) ・ 70 百万円 (2023 年度予算) ⑩アジア開発銀行と連携した持続可能な食料システム構築支援事業 (2023 年度～) ・ 30 百万円 (2023 年度予算)
--	---	---

対策名：	64. 国立公園における脱炭素化の取組
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	国立公園において先行して電気自動車等の活用、再生可能エネルギーの活用等の脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」として登録し、その取り組みを推進する。

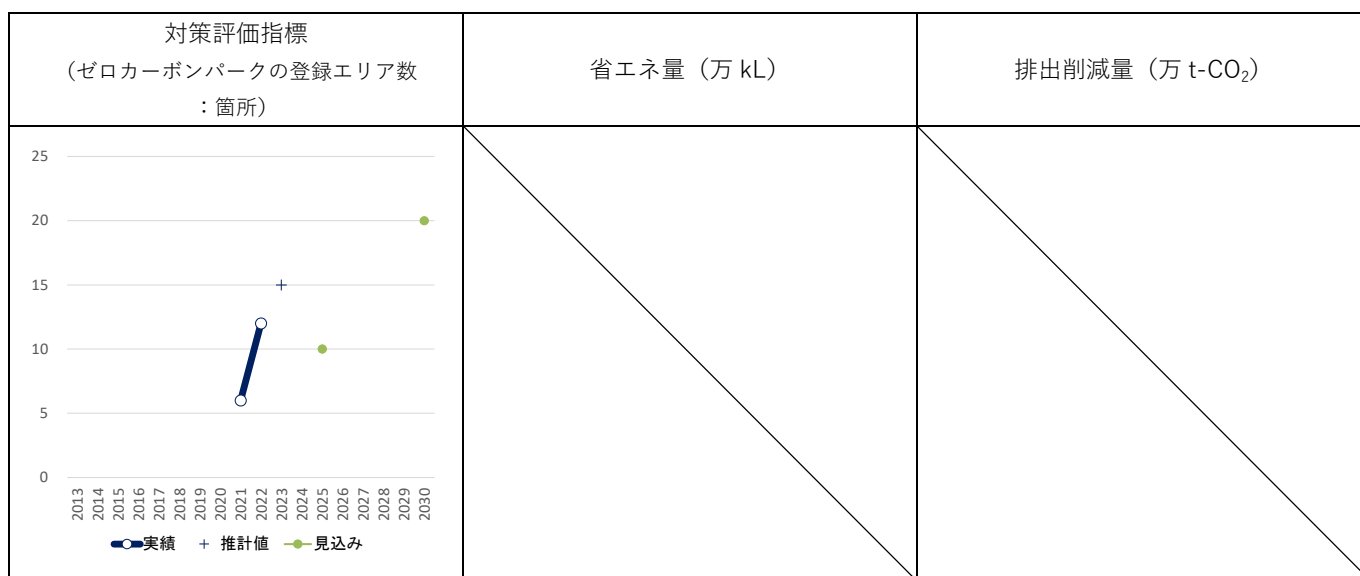
1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 国立公園における脱炭素化の取組【ゼロカーボンパーク】の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ゼロカーボンパークの登録エリア数	箇所	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	6	12	(15)							
		見込み													10					20
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
		見込み													-					-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
		見込み													-					-

※表中の括弧つき数値は、実績値や対策・施策の実施状況等を踏まえた推計値



定義・ 算出方法	<対策評価指標> ゼロカーボンパークの登録エリア数
	<省エネ量> <排出削減量> —

出典	http://www.env.go.jp/nature/post_134.html
備考	本取組は、2021 年度より開始されたものであるため、2020 年度までの実績等は記載なし。また、ゼロカーボンシティ表明を行っているもしくはその予定があることが登録の要件となっており、基本的には市町村単位での排出削減を目指す一部として国立公園内での排出削減等を目指している。このことから、国立公園内のみでの排出削減量の算出等を行わない。

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 － 排出削減量 －
評価の補 足および 理由	ゼロカーボンシティの表明と合わせて、ゼロカーボンパークに取り組みたいと希望する市町村が年々増加傾向にあるため。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
補助	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、（４）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業（事業終了年度：2023 年度） 59 億円の内数（2022 年度予算） 補助件数 9 件	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、（４）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業（事業終了予定年度：2023 年度） 59 億円の内数（2023 年度予算）
		建築物等の ZEB 化・省 CO ₂ 化普及加速事業のうち、（３）国立公園利用施設の脱炭素化推進事業（事業終了予定年後：2028 年度） 47 億円の内数（2024 年度予算）

対策名：	定性-05. 温室効果ガス排出削減等指針に基づく取組
具体的内容：	地球温暖化対策推進法第 23 条及び第 24 条において、事業者に対して「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等」及び「日常生活における排出削減への寄与」という 2 つの努力義務が定められている。温室効果ガス排出削減等指針は、これら 2 つの努力義務について、事業者が講ずべき措置を具体的に示したガイドライン（告示）として、地球温暖化対策推進法第 25 条に基づき国が策定したものである。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

2021 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律において、2050 年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置付けられ、「温室効果ガス排出抑制等指針」は「温室効果ガス排出削減等指針」へと改められた。さらに地球温暖化対策計画においても、「対策メニューの拡充を図るとともに、未策定の分野については、できるだけ早期に策定・公表」し、「国民が日常生活において利用する製品・サービスの製造・提供等に当たって、事業者が講ずべき措置について、更なる拡充を図る」こととされた。

それらを踏まえ、指針の見直し及び拡充に向けて基礎的な技術情報（ファクト）の収集及び整理を進め、2022 年 3 月末に、これを「ファクトリスト」として公表すると共に、そのファクトリストを基に、2023 年 3 月に現行指針の全面改正を行った。引き続き、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクト情報及び参考情報を網羅的に整理し、本指針の見直し・拡充に向けた検討を各省庁連携して進める。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月） 地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の削減を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図る。 最終改正：令和 3 年 6 月	
	・事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針	今後、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクト情報及び参考情報を網羅的に整理し、本指針の拡充見直し・拡充に向

	(平成 20 年 12 月) 令和 3 年に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、「温室効果ガス排出抑制等指針」を「温室効果ガス排出削減等指針」に変更した。 最終改正：令和 3 年 6 月 ・ 指針の見直し及び拡充に向けて基礎的な技術情報（ファクト）の収集及び整理を進め、令和 4 年 3 月末に、これを「ファクトリスト」として公表すると共に、そのファクトリストを基に、現行指針の全面改正を行った。 最終改正：令和 5 年 3 月	けた検討を進める。
普及啓発	ホームページを通じた指針に関する情報発信 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/	

対策名：	定性-06. 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度
具体的内容：	温室効果ガスを一定量以上排出する者に、排出量を算定し国に報告することを義務付けるとともに、国が報告されたデータを集計して公表する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

制度に基づいて、2022 年 12 月に、対象となる事業者（※1）の 2019 年度分の排出量情報の集計・公表を実施した。

また、2022 年 5 月に、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（以下「EEGS」という。）をリリースした。EEGS では省エネ法・温対法・フロン法に基づく報告に関連する既存の支援ツール・システム（省エネ法定期報告書作成支援ツール、温対法報告書作成支援ツール、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム等）を統合・一元化や、入力フォームや報告画面の共通化及び、前年度データの呼び出しによる入力補完、元となるデータを入力すれば、計算結果がシステムに自動で表示され、申請者による報告数値の確認までを Web 上で完結できるような仕組へ改善を行う等、温室効果ガス排出者の温室効果ガスの一元的な管理を可能とするシステムを構築し運用することで申請者負担を更に軽減し、オンライン報告への移行を推進した。

※1 2019 年度排出量の報告事業者数：特定事業所排出者 12,204 者、特定輸送排出者 1,303 者

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において、地球温暖化係数（各温室効果ガスが CO ₂ に比して何倍の温室効果があるかを示す値）の更新や算定対象活動の見直し、都市ガス・熱の事業者別排出係数の導入等について議論し、2022 年 12 月に中間とりまとめを公表した。	・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」における中間とりまとめを踏まえ、関係法令等の改正を行うとともに、同検討会において今後の方針として引き続き議論することとなった CCUS や森林吸収等の取扱いについて検討する。
普及啓発	・電子報告システムの運用を開始したことを踏まえ、説明会の実施や、マニュアル等のウェブサイトへの掲載等を実施し、利用者数の増加に取り組んだ。	・企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGS の利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。

その他	・2019 年度排出量の集計結果（2022 年度公表分）（特定事業所排出者 12,204 事業者、特定輸送排出者 1,303 事業者分の結果）について、公表及び開示請求への対応を実施した。	
-----	---	--

対策名：	定性-07. 事業活動における環境への配慮の促進
具体的内容：	・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）や環境報告ガイドラインの策定等により、環境報告書等の公表を推進し、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図る。 ・バリューチェーン全体における温室効果ガス排出量を把握・管理するための基盤整備を行う。 ・ライフサイクル全体での温室効果ガス排出に配慮した事業活動を促進する。 ・我が国におけるライフサイクルアセスメント（LCA）の手法やその基礎となっているデータベースを国際的に発信するとともに、海外の制度等へ適切に反映させることにより、日本企業が製造・販売する環境配慮製品が海外から適切に評価される環境を整備・維持する。 ・エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入を中小事業者へ働きかけることで、中小事業者のCO₂削減の実効性を高める。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

（環境省）

【環境報告の推進】

環境報告ガイドラインの策定等により、環境報告の促進を図ってきた。環境報告ガイドライン2018年版の公表、同解説書を活用した環境報告の一環として、環境デュー・ディリジェンスのための入門書を2020年に公表しその普及をはかっている。

（環境省）

【バリューチェーン全体における温室効果ガス排出量の把握・管理の推進】

バリューチェーン（原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れ全体）における温室効果ガスの把握・削減を推進するため、バリューチェーン排出量算定のためのガイドライン及び排出原単位データベースの更新等を実施している。また、バリューチェーン全体で企業の中長期の削減目標を設定する国際イニシアティブのSBTについて情報発信などを行い、SBT認定企業を2023年3月末時点で425社まで増加させた。今後もバリューチェーン全体での削減取組が求められると予想されるところ、設定された削減目標の達成支援を中心に取組を推進していくとともに、中小企業を含むバリューチェーン全体での削減に向けた支援を行っていく。その他、気候変動に関して、企業が抱えるリスク・機会について、TCFDの提言に沿ったシナリオ分析等の情報開示支援として事業者等を対象に勉強会などを実施しており、TCFD賛同表明機関は、2023年3月末時点までに1,266機関と、世界一の水準となっている。

(経済産業省)

【ライフサイクル全体での温室効果ガス排出に配慮した事業活動の促進】

地球規模で温室効果ガス排出の大幅削減を実現するには、ライフサイクル全体を通じて温室効果ガス削減に繋がる製品・サービスを国内外に展開していくことが重要である。このような問題意識から、我が国ではこれまで、他国に先駆けて算定手法のガイドラインの整備や、事例の積み上げを実施してきた。2022 年は、CFP の算定及び検証について、我が国企業のサプライチェーン全体での排出削減と製品・産業の競争力強化の観点から具体的に必要と考えられる事項・枠組について整理し、それを満たすことで一定の確からしさを担保することができるガイドライン「CFP ガイドライン」を策定した。このような取組を通じて、今後も製品のライフサイクルや企業のバリューチェーン全体を通じた温室効果ガスの排出削減を促進していく。

(経済産業省)

【我が国の LCA 手法・データベース等の国際的な発信、海外制度等への適切な反映】

我が国のデータベースも接続する LCA データベースの国際的なネットワーク (GLAD) について、2018 年 4 月より試用版が公開され、2020 年 6 月に正式版が公開された。これにより、日本企業が製造・販売する環境配慮製品が、海外において、より適切に評価されるようになると見込まれる。

(環境省)

【エコアクション 2.1 等の環境マネジメントシステムの導入支援】

大手企業のバリューチェーンや自治体・地域金融機関等での活用を通じて、中小企業での環境マネジメントシステムのさらなる導入が見込まれる。

2. 施策の全体像

	実績 (2022 年度まで)	今後の予定 (2023 年度以降)
法律・基準	(環境省) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (環境配慮促進法) の施行 (2005 年 4 月) 国等に対しては、事業者又は国民による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策等を推進するものとする。	(環境省) 環境情報の公表義務の対象となる国や特定事業者の公表状況の確認を行う。
その他	(環境省) ① パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業 821 百万円 (2020 年度予算額) 640 百万円 (2021 年度予算額) 601 百万円 (2022 年度予算額)	(環境省) バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業 1,401 百万円の内数 (2023 年度予算額)

	② 中小企業による環境経営の普及促進事業 中小企業における環境経営の導入を支援するため、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの運営や、制度の認知向上を図る。 17.5 百万円（2015 年度予算額） 20.6 百万円（2016 年度予算額） 19.1 百万円（2017 年度予算額） 19.0 百万円（2018 年度予算額） 19.1 百万円（2019 年度予算額） 18.5 百万円（2020 年度予算額） 11.1 百万円（2021 年度予算額） 9.4 百万円（2022 年度予算額）	中小企業の脱炭素に資するエコアクション21等の環境マネジメントシステムの運営や、制度の認知向上を図る。 0.7 百万円（2023 年度予算）
	（経済産業省） 環境負荷削減及び削減貢献量の見える化に関する調査事業 LCA の国際的な動向調査と対応方針の検討及びグローバルバリューチェーン（GVC）を通じた削減貢献の評価に関する動向調査と対応方針の検討を行う。 20.6 百万円（2020 年度予算額） 18.9 百万円（2021 年度予算額） 64.9 百万円（2022 年度予算額）	（経済産業省） 環境負荷削減及び削減貢献量の見える化に関する調査事業 LCA/CFP の国際的な動向調査と対応方針の検討及び国内におけるカーボンフットプリントの算定・検証の在り方の検討を行う。 48.0 百万円（2023 年度予算額）

対策名：	定性-08. 成長に資するカーボンプライシング
具体的内容：	・カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組む。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

・カーボンプライシングについては、2020 年 12 月の菅前総理からの指示を踏まえ、環境省は中央環境審議会「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」、経済産業省は「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」において議論を重ねてきた。 ・これを踏まえ、環境省は 2021 年 12 月に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」において、カーボンプライシングの方向性について了承を得たところであり、また、経済産業省は 2023 年 4 月から始動する GX リーグについて、2023 年 2 月より参画企業の募集を開始したところである。
--

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
税制	（環境省） 2022 年 8 月に令和 5 年度税制改正要望として「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化」を提出。	
その他	（環境省） ○カーボンプライシング導入調査事業 カーボンプライシングを導入する場合に成長に資する制度を速やかに導入・実施できるよう、小委員会の議論動向等に応じて、制度案の検討に資するよう必要な調査・分析を行い、国民各界各層に分かりやすい形でまとめる。 250 百万円（2020 年度予算額） 250 百万円（2021 年度予算額） 250 百万円（2022 年度予算額）	（環境省） 本事業に基づき、引き続き、成長に資するカーボンプライシングの検討を進めていく。 ※カーボンプライシング導入調査事業 200 百万円（2023 年度予算額） 200 百万円（2024 年度予算額）
	（経済産業省） ○温室効果ガス排出削減のためのカーボンプライシング等の政策手法に関する調査	（経済産業省） 本事業等を行い、引き続き、成長に資するカーボンプライシングの検

	各国のカーボンプライシング施策の最新の動向等及び施策を講じる際の背景等の調査等を行い、日本において追加的なカーボンプライシング施策を講じる場合の影響分析等を実施した。 27 百万円（2020 年度予算額） 30 百万円（2021 年度予算額） 約 54 百万円（2022 年度予算額）	討を進めていく。 ※世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する等調査事業 約 63 百万円（2023 年度予算額）
	○GX リーグ整備事業 野心的な CO₂ 削減目標を掲げ、自主的に、炭素クレジット取引を行う企業が参加する新たな枠組みであり、「成長志向型カーボンプライシング」の柱の 1 つである「GX リーグ」と、企業が国際的に通用するクレジットを国内で調達できる市場（カーボン・クレジット市場）の創設について検討を進めた。 ※カーボンニュートラル・トップリーグ整備事業 1,000 百万円（2021 年度補正予算）	2023 年 4 月より「GX リーグ」にて排出量取引制度を試行的に開始する。また、東京証券取引所にカーボン・クレジット市場を創設する。 ※グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業 1,600 百万円（2023 年度予算額） 1,400 百万円（2024 年度予算案）

対策名：	定性-09. 税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用
具体的内容：	・環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うことにより、脱炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策に取り組む。 ・2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用することで、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を着実に実施する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

【税制全体のグリーン化推進検討業務】

地球温暖化対策のための税を含む、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制を中心に、広くそれらが与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行っている。また、「税制全体のグリーン化推進検討会」を開催し、これらの調査結果につき有識者の意見を聴取してきたところであり、これらの調査結果を元に、環境関連税制等のグリーン化を推進してきている。今後も引き続き環境面からの我が国の税制のあるべき姿及びその推進方策について、総合的かつ体系的な検討を行っていく。

- ・税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を実施。特に、炭素税や車体課税に係る諸外国における検討・導入状況等について調査・分析を実施。有識者の意見を聴取するため、税制全体のグリーン化推進検討会を開催（2023年度は第1回：2月5日、第2回：3月12日）。

【地球温暖化対策税の有効活用】

地球温暖化対策のための税の税収を有効活用し、再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入促進に向けて、工場等の省エネ設備導入の補助や省エネ性能に優れた住宅・ビルの支援等により民間投資を促進するとともに、再エネ発電の系統接続の増加に伴う課題に対応する技術や再エネ発電のコストを低減するための技術等の研究開発や普及に必要な支援、国民運動などによる社会システムの変革のための施策等を適切に展開しており、2022年度の温室効果ガス排出量（確報値）は2013年度比16.9%減（2005年度比15.3%減）となっている。今後も、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、日本の2030年度目標の達成に向けて適切な施策を行っていくこととしている。

2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるため、地球温暖化対策のための税の税収を利用し、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進をはじめとするエネルギー起源CO₂排出抑制対策を着実に実施。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
税制	地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例（2012 年 10 月） 地球温暖化対策を推進する観点から、石油石炭税の特例として、全化石燃料に対して CO₂ 排出量に応じた税率（289 円/CO₂ トン）を上乗せする税。 2012 年 10 月、2014 年 4 月、2016 年 4 月と 3 段階に分けて石油石炭税の税率の引き上げを実施。 ※エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の歳出予算額 4,965 億円（2020 年度） 4,758 億円（2021 年度） 4,739 億円（2022 年度）	引き続き、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源 CO₂ 排出削減対策を着実に実施していく。 ※エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の歳出予算額 4,605 億円（2023 年度）
その他	税制全体のグリーン化推進検討業務 環境関連税制等が与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行う。 約 32 百万円（2020 年度予算額） 約 32 百万円（2021 年度予算額） 約 32 百万円（2022 年度予算額）	引き続き、本業務に基づき調査を進め、我が国の税制のグリーン化を推進していく。 ※税制全体のグリーン化推進検討業務 約 28 百万円（2023 年度予算額） 約 28 百万円（2024 年度予算額）

対策名：	定性-10. サステナブルファイナンスの推進
具体的内容：	・「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」（令和2年9月16日経済産業省策定）を踏まえ、関係府省庁の連携の下、再生可能エネルギー等（グリーン）に加えて、省エネルギー等の着実な低炭素化の取組などの脱炭素への移行（トランジション）、脱炭素化に向けた革新的技術（イノベーション）へのファイナンスを一体的に進めていく。 ・グリーンに関しては、発行体制の構築促進や市場整備などを通じて、グリーンボンドをはじめとするグリーンファイナンスの推進を進めていく。 ・脱炭素社会の実現に向け、長期的な戦略にのっとり温室効果ガス排出削減の取組に対して資金供給するトランジション・ファイナンスに関し、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（令和3年5月7日金融庁、経済産業省、環境省策定）に基づき、一足飛びには脱炭素化できない多排出産業向けの分野別ロードマップの策定等を通じて、脱炭素への移行（トランジション）やイノベーションに取り組む企業に対する投資を促進するとともに、世界のカーボンニュートラル実現に向け、アジアのトランジションを支援していく。 ・イノベーションの推進に向けては、2020年9月に脱炭素社会の実現に向けたイノベーションに果敢に挑戦する企業を「ゼロエミ・チャレンジ企業」と位置付けて国内外に発信しているが、これを拡充するほか、これら企業と投資家等の対話によりイノベーションへの市場の理解が深まるような取組を実施する。 ・2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、プライム市場上場企業に対して、TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を促す。 ・国際会計基準（IFRS）財団等におけるサステナビリティに関する開示の枠組みを策定する国際的な議論に対し、我が国としても積極的に参画する。 ・TCFD ガイダンスやグリーン投資ガイダンス、シナリオ分析ガイドの策定・改訂・普及、企業や金融機関によるシナリオ分析の支援等を通じ、開示及び対話の促進や質の向上を図る。 ・地域の脱炭素化を地域における経済と環境の好循環の創出につなげるため、国としての明確なビジョンを示すとともに、地方公共団体等と連携する先進的な地域金融機関による、地域資源を活用したビジネス構築や地域課題の解決のモデルづくりを推進することで、環境・経済・社会へのインパクトを重視した ESG 地域金融の取組を促進す

る。

- ・民間資金が十分に供給されていない脱炭素化プロジェクトへの出資等による支援や、リース手法を活用した先端的な設備への投資促進など、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための取組を推進する。
- ・金融・投資分野の各業界トップが一堂に会する「ESG 金融ハイレベル・パネル」の開催を通じ、ESG 金融へのモメンタムの醸成を行い、金融を通じて環境や社会にポジティブなインパクトを生み出すための議論を進める。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

【地域脱炭素投資促進ファンド事業】

2013 年度の事業開始以来、本事業からの出資（出資決定額約 189 億円）が呼び水となり、約 10 倍の民間資金（総事業費約 1,921 億円）が様々な地域・種別の脱炭素化プロジェクト（出資決定件数 39 件）へ集まる見込みであり、脱炭素化プロジェクトの導入が促進されたと評価できる。なお、2022 年 10 月 28 日に株式会社脱炭素化支援機構が設立されたことを受けて、同日付で新規出資の受付を終了している。

【脱炭素社会の構築に向けたリースの促進に関する事業】

脱炭素機器に係るリース料の一部を補助することにより、2011 年度以降、リース総額約 3,758 億円の脱炭素機器の導入を支援しており、脱炭素機器の普及を促進できたと評価できる。引き続き補助率、補助対象機器の見直し等により効率的な実施を図りつつ取組を実施していく。

※実績はエコリース促進事業及び脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業の合計値

【金融のグリーン化推進事業】

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」を通じ、金融機関等へのヒアリングにより環境金融の実態を把握、また、セミナーの開催を通じて、環境金融の拡大に向けた情報発信を行っており、2020 年度は 4 件のヒアリング、12 件のセミナー、2021 年度は 8 件のヒアリング、16 件のセミナー、2022 年度は 10 件のセミナーを開催した。さらに、2022 年度は過年度の金融機関等へのヒアリング結果を踏まえ、学習支援コンテンツ（ESG 金融に関する動画）を 5 本作成した他、5 金融機関に対して有識者等との少人数形式の座談会を開催した。これらを通じて金融・経済のグリーン化促進に向けて広く働きかけを行ったと評価できる。今後も、セミナー等による情報発信や ESG 金融リテラシーの向上に向けたカリキュラムの構築等による人材育成支援を通じ、我が国金融機関全体における環境配慮の取組促進の後押しを行っていく。グリーンファイナンスモデル事例創出事業では、特に環境面においてモデル性を有すると考えられるサステナビリティ・リンク・ローン、サステナビリティ・リンク・ボンド、インパクトファイナンス（以下「グリーンファイナンス」という。）のモデル事例を創出している。2020 年度 3 件、2021 年度 5 件、2022 年度 4 件をモデル事例として選定し、各種国際原則及び国内ガイドライン等との適合性の確認を行って情報発信を実施してきた。今後は、過去に選定されたグリーンファイナンスモデル事例の調査及び海外のグリーンフィンテッ

クに関する政策動向の調査を実施し、将来的なグリーンファイナンス市場の発展、それを通じた環境課題の解決に向けた示唆を得る取組を実施していく。

【グリーンボンド等促進体制整備支援事業】

2018 年度に事業開始し、2018 年度に 38 件・121 百万円、2019 年度に 74 件・146 百万円、2020 年度に 100 件・146 百万円、2021 年度に 116 件・147 百万円、2022 年度に 81 件・97 百万円の交付決定を行うことによりグリーンボンド等の促進を行うことで、脱炭素化に資するグリーンプロジェクトへの資金導入が促進されたと評価できる。今後も、補助率の見直し等により効率的な実施を図りつつ、グリーンボンド等の促進を図っていく。

【環境金融の拡大に向けた利子補給事業】

(環境配慮型融資促進利子補給事業及び環境リスク調査融資促進利子補給事業)

事業開始以降、環境配慮型融資及び環境リスク調査融資のうち一定の条件を満たす融資について利子補給を実施することで、地球温暖化対策のための設備投資における資金調達の円滑化が図られたと見られる。

(地域 ESG 融資促進利子補給事業)

2019 年度に事業開始し、2019 年度に 22 件・7 百万円、2020 年度に 48 件・43 百万円、2021 年度に 80 件・95 百万円の交付決定を行うことにより地域循環共生圏の創出に資する ESG 融資と地域金融機関の融資行動の変革が促され、民間資金による地球温暖化対策の促進が図られた。

(地域脱炭素融資促進利子補給事業)

2022 年度に事業開始し、2022 年度に 48 件・5 百万円の交付決定を行うことにより地域脱炭素に資する ESG 融資と地域金融機関の融資行動の変革が促され、自治体の計画・条例等に沿った地球温暖化対策の促進が図られた。

【ESG 金融ステップアップ・プログラム推進事業】

脱炭素社会への移行を踏まえた金融機関の戦略策定の基礎とするため、銀行セクターの TCFD シナリオ分析支援を 2020 年度に 3 行、2021 年に 3 行に対して実施し、「TCFD 提言に沿った気候変動リスク・機会のシナリオ分析実践ガイド（銀行セクター向け）ver.2.0」を 2022 年 3 月に取りまとめた。また、投融資先企業の温室効果ガス排出量の算定に基づく、銀行セクターによる企業との対話・エンゲージメントを促すことを目的として、ポートフォリオ・カーボン分析のパイロット支援プログラムを 2021 年に 3 行に対して実施し、「ポートフォリオ・カーボン分析の活用と高度化に向けた検討報告書」を 2021 年 3 月に取りまとめた。加えて、2019 年 9 月に設立された PRB について国内金融機関の理解の深化・取組の促進を目的とし、金融機関関係者を対象としたセミナーを開催し、2021 年 3 月には銀行による PRB 署名・取組促進に寄与する「PRB の署名・取組ガイド」を取りまとめた。さらに、世界的に ESG 投資が拡大している中で、国内年金基金における ESG 投資の促進及び PRI 署名促進に資することを目的とし、国内外動向調査やアンケート調査を通じて年金基金における ESG 投資の課題を示唆した。

ESG 金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等について、「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」選定委員会及び表彰式を通じてその取組を評価・表彰し、また、その内容を広く情報発信することにより、国内における ESG 金融への

取組拡大の後押しを行ったと評価できる。引き続き、部門構成や審査基準見直し等の検討を重ね、ESG 金融の裾野拡大に向けたベストプラクティスの発信を行う。

2019 年 2 月に設置された「ESG 金融ハイレベル・パネル」の第二回会合が 2020 年 3 月に開催され、その中で、ポジティブインパクトを生む金融の普及に向けた基本的考え方、グリーンインパクト評価ガイドなどインパクト評価のあり方を議論するタスクフォース「ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース」および、持続可能な社会に向けた金融機関の地域における役割、ESG 地域金融の普及展開に向けた戦略・ビジョンを議論する「ESG 地域金融タスクフォース」が発足した。さらに、2020 年 10 月の第三回ではタスクフォースの報告をもとにポジティブインパクトを軸とした議論が展開され、我が国の社会課題やそこに与えるべきインパクト、金融主体の役割等が議論された。また、参加者により「ESG 金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣言」が採択され、参加者間の共通認識が示された。加えて、2022 年 3 月の第五回では、カーボンニュートラルを目指す世界の金融の動きと我が国金融の動きや、国内での脱炭素社会への移行に向けた投資などの動きについて議論を行い、「脱炭素社会への移行を支える金融の役割と行動に関する宣言」を取りまとめた。

2019 年 12 月に「グリーンファイナンスに関する検討会」を設置し、サステナブルファイナンスに関する国際的な原則の改定及び国内外の政策、市場動向を踏まえ、グリーンボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインの改訂、サステナビリティ・リンク・ボンドガイドラインの新規策定について議論を実施した。

【ESG 金融実践促進事業】

地域金融機関による TCFD 開示の質の向上と TCFD 提言の理解深耕を目的として、2022 年に 69 行庫の金融機関に対して「令和 4 年度 TCFD 開示に係る地域金融機関向け研修プログラム」を実施し、「地域金融機関における TCFD 開示の手引き」を 2023 年 3 月に取りまとめた。また、投融資先企業の温室効果ガス排出量の算定に基づく、銀行セクターによる企業との対話・エンゲージメントを促すことを目的として、ポートフォリオ・カーボン分析のパイロット支援プログラムを 2022 年に 3 行に対して実施し、「金融機関向け ポートフォリオ・カーボン分析を起点とした脱炭素化実践ガイダンス」を 2023 年 3 月に取りまとめた。

ESG 金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等について、「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」選定委員会及び表彰式を通じてその取組を評価・表彰し、また、その内容を広く情報発信することにより、国内における ESG 金融への取組拡大の後押しを行ったと評価できる。引き続き、部門構成や審査基準見直し等の検討を重ね、ESG 金融の裾野拡大に向けたベストプラクティスの発信を行う。

2019 年 2 月に設置された「ESG 金融ハイレベル・パネル」の第二回会合が 2020 年 3 月に開催され、その中で、ポジティブインパクトを生む金融の普及に向けた基本的考え方、グリーンインパクト評価ガイドなどインパクト評価のあり方を議論するタスクフォース「ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース」および、持続可能な社会に向けた金融機関の地域における役割、ESG 地域金融の普及展開に向けた戦略・ビジョンを議論する「ESG 地域金融タスクフォース」が発足した。さらに、2020 年 10 月の第三回ではタスクフォースの報告をもとにポジティブインパクトを軸とした議論が展開され、我が国の社会課題やそこに与えるべきインパクト、金融主体の役割等が議論された。また、参加者により「ESG 金融の深化を通じたポジティブインパクトの創出に向けた宣

言」が採択され、参加者間の共通認識が示された。加えて、2022 年 3 月の第五回では、カーボンニュートラルを目指す世界の金融の動きと我が国金融の動きや、国内での脱炭素社会への移行に向けた投資などの動きについて議論を行い、「脱炭素社会への移行を支える金融の役割と行動に関する宣言」を取りまとめた。

2022 年 7 月に「グリーンファイナンスに関する検討会」における議論を踏まえ、改訂版のグリーンボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン、新規策定したサステナビリティ・リンク・ボンドガイドラインを策定した。

【気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえた企業活動に関する調査検討及び普及活動】

気候変動をめぐる投資・金融に関する国内外の最新動向、各国における情報開示の実態、日本企業の取組状況・課題等を調査・分析した上で、中長期的に日本企業の価値を高め、国際的な競争力を向上させていくために政府や企業が講ずべき施策について調査検討を行うとともに、2019 年 5 月に産業界と金融機関の対話の場（TCFD コンソーシアム）を設立し、2018 年度に策定した気候関連の情報開示に関するガイダンス（TCFD ガイダンス）を基に、企業の具体的な情報開示について検討を行った。また、TCFD コンソーシアムにける活動を通じて、2022 年 10 月に TCFD ガイダンスの改訂版である TCFD ガイダンス 3.0 及び業種別ガイダンスを公表し、2023 年 1 月には事例集を公表した。

【TCFD・開示に関する国際会合の開催】

世界で中心的な役割を担っている産業界、金融界のメンバーや、開示関連団体等が一堂に会する国際会合「TCFD サミット」を 2019 年 9 月、2020 年 10 月、2021 年 10 月、2022 年 10 月に東京にて開催し、開示情報の評価の在り方等の今後の方向性や課題について議論を行うとともに、関連動向調査や情報発信等を行った。

TCFD サミットの開催を一つの契機に、TCFD 提言に対する国内賛同企業は 1,273 社に達し、日本は世界最多の賛同数を誇っている。今後も、サミットの開催を通じ、TCFD 提言の賛同拡大・開示充実に向けて議論を深め、成果を広く発信していく。

【環境イノベーションに向けたファイナンスの調査検討】

気候変動対策の着実な移行やイノベーションに向けた取組に対して資金供給が促進されるための方策を議論するために、「環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会」を 2020 年 2 月から 5 回開催し、同年 9 月には、その中間とりまとめとして「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」を策定、公表した。

また、国際資本市場協会（ICMA）が 2020 年 12 月に発表した「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」という国際原則を踏まえつつ、トランジション・ファイナンスの普及を目的として、「トランジション」とラベリングするための基本的な考え方を取りまとめるために、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を 2021 年 1 月から 5 回開催し、2021 年 5 月に「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定、公表した。

2022 年度には、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を 4 回開催し、トランジション・ファイナンスによる資金調達後の資金調達者と資金供給者の対話の手引きについて検討を進めたほか、「経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検

討会を2回開催し、自動車分野に関する技術ロードマップを発表した。また、トランジション・ファイナンスの第三者評価費用の負担軽減を行う補助事業を実施し、9事業を認定した。

2. 施策の全体像

	実績（2022年度まで）	今後の予定（2023年度以降）
補助	（環境省） ① 脱炭素社会の構築に向けたリースの促進に関する事業（2011年度） 脱炭素社会の実現に向け、脱炭素機器の普及を図る必要があるが、導入時に多額の初期投資費用（頭金）が必要となる点が障壁となっている。そのため、頭金が特に負担となる中小企業等に対して、頭金を必要としない「リース」という金融手法を活用し、脱炭素機器の普及を促進する。 交付決定実績 （エコリース促進事業） 388件、346百万円（2011年度） 1,330件、1,722百万円（2012年度） 1,169件、1,736百万円（2013年度） 1,298件、1,745百万円（2014年度） 1,335件、1,787百万円（2015年度） 1,569件、1,690百万円（2016年度） 1,800件、1,647百万円（2017年度） 2,032件、1,820百万円（2018年度） 1,673件、1,455百万円（2019年度） 1,127件、770百万円（2020年度） （脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業） 1,053件、745百万円（2021年度） 2,024件、1,316百万円（2022年度）	2023年度では、t/CO₂の単位当たりコストや事業としての積極的なCO₂削減効果を実現するため対象の脱炭素機器における補助率の適正化を図り、機器の見直しを行う。 また、優良取組認定制度の活用によりリース事業者を起点とした地域の脱炭素化に貢献する中小企業の好事例を創出し広く共有することでリース業界全体へのESGの取組を促進する。
	②環境金融の拡大に向けた利子補給事業（2013年度） 利子補給を行い、環境配慮の取組を組み込んだ環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質・裾野の	2023年度についても、引き続き、投融资を通じた地域の脱炭素化に積極的に取組む金融機関が行う、地球温暖化対策のための設備投資への融資を対象とした地域脱炭素融資促進利子補給事業を拡大していく。

	拡大と地球温暖化対策の促進を図る。 （環境配慮型融資促進利子補給事業）※2018 年度で新規採択終了 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資が対象。 （環境リスク調査融資促進利子補給事業）※2018 年度で新規採択終了 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資が対象。 （地域 ESG 融資促進利子補給事業）（2019 年度）※2021 年度で新規採択終了 地域循環共生圏の創出に資する ESG 融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資が対象。 （地域脱炭素融資促進利子補給事業） 地域脱炭素に資する ESG 融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資が対象。 交付決定実績 （環境配慮型融資促進利子補給事業） 53 件、648 百万円（2016 年度） 115 件、428 百万円（2017 年度） 45 件、307 百万円（2018 年度） 33 件、256 百万円（2019 年度） 23 件、142 百万円（2020 年度） 11 件、 51 百万円（2021 年度） （環境リスク調査融資促進利子補給事業） 55 件、744 百万円（2016 年度） 71 件、826 百万円（2017 年度） 78 件、802 百万円（2018 年度） 63 件、722 百万円（2019 年度） 46 件、539 百万円（2020 年度） 32 件、395 百万円（2021 年度） 23 件、234 百万円（2022 年度） （地域 ESG 融資促進利子補給事業） 22 件、 7 百万円（2019 年度） 48 件、43 百万円（2020 年度） 80 件、95 百万円（2021 年度）	
--	---	--

	79 件、112 百万円（2022 年度） （地域脱炭素融資促進利子補給事業） 48 件、5 百万円（2022 年度）	
	③グリーンボンド等促進体制整備支援事業（2018 年度） グリーンボンド等より資金調達しようとする者（企業・自治体）に発行等支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。 交付決定実績 38 件、121 百万円（2018 年度） 74 件、146 百万円（2019 年度） 100 件、146 百万円（2020 年度） 116 件、147 百万円（2021 年度） 81 件、97 百万円（2022 年度）	2023 年度についても、引き続き、グリーンボンド等の市場拡大に向けた促進をしていく。
	（経済産業省） ①カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための利子補給事業 カーボンニュートラル実現に向けた、事業者の長期にわたるトランジションの取組を推進すべく、産業競争力強化法において利子補給制度を措置。具体的には、事業者が「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に適合する 10 年以上の長期的な事業計画を策定し、産業競争力強化法に基づく認定を受けた場合に、その計画実現のために指定金融機関が行う融資に対して利子補給金を交付。 2 億円（2021 年度予算額） 6.4 億円（2022 年度予算額）	2023 年度についても、引き続き、利子補給によって、事業者のトランジション推進の取組を推進していく。 4 億円（2023 年度予算額）
その他	（環境省） ① 地域脱炭素投資促進ファンド事業（2013 年度） 一定の採算性・収益性が見込まれる脱炭素化プ	・株式会社脱炭素化支援機構は創設から累積で 14 件（2024 年 3 月末時点）の支援決定を公表。

	プロジェクトに地域の資金を含む民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを出資等により支援する。 出資決定実績 6件、約 11 億円（2013 年度） 8件、約 26 億円（2014 年度） 6件、約 26 億円（2015 年度） 4件、 28 億円（2016 年度） 3件、約 2 億円（2017 年度） 3件、約 30 億円（2018 年度） 5件、約 32 億円（2019 年度） 1件、 20 億円（2020 年度） 3件、約 10 億円（2021 年度） 2件、 6 億円（2022 年度） ・脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を行う官民ファンド「株式会社脱炭素化支援機構」の設立（2022 年度）	なお、同機構において、2024 年度は財政投融資と政府保証を合わせて最大 600 億円の予算を措置しており、引き続き 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資（リスクマネー供給）を行っていく。
	②幅広い投資家によるグリーン投資促進検討業務 環境金融の実態調査、分析及び検討等を実施し、幅広い投資家による環境関連の事業への投資を促進する。 約 2 千万円（2016 年度予算額）	
	③金融のグリーン化推進事業 グリーンファイナンスによる取組をしようとしている具体事例をモデル事例として選定し、各種原則及びガイドラインへの準拠性を確認するとともに、準拠したスキームにするためのアドバイスや、モデル事例の情報発信等を行う。 発行事例選定件数 2 件（2017 年度） 3 件（2018 年度） 1 件（2019 年度） 3 件（2020 年度） 5 件（2021 年度） 4 件（2022 年度）	

	④ ESG 投資等の促進に向けた調査検討業務（2015 年度）、ESG 金融ステップアップ・プログラム推進事業（2019 年度～2021 年度）、ESG 金融実践促進事業（2022 年度～） 環境情報と企業価値に関する価値関連性に対する投資家の理解向上を促すことにより、投資家による環境情報に関する自律的な実務・実践面の実力向上を支援することを目的とした「環境情報と企業価値に関する検討会」を 2017 年度に 9 回開催し、2018 年度にも 3 回開催。 ESG 課題を考慮した資金の流れを一段と広げていくため、金融業界の主要なプレイヤーをメンバーとして、ESG 金融懇談会を 2017 年度に 3 回、2018 年度に 4 回開催。国民の資金を「気候変動問題と経済・社会的課題との同時解決」、「新たな成長」へとつなげる未来に向けた強い意思を共有し、それぞれが今後果たすべき役割について闊達な議論の上、2018 年 7 月に提言を取りまとめた。 2019 年 2 月には、上述の ESG 金融懇談会提言に基づき、金融・投資分野の各業界トップと国が連携のうえ ESG 金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として「ESG 金融ハイレベル・パネル」を設置している。2022 年度までに計 6 回開催しており、日本国内の ESG 金融の議論について、国際的な潮流を踏まえつつ、ポジティブなインパクトを生み出す新しい金融の有り様や、地域金融への ESG 金融の浸透に関し、議論を行ってきた。2022 年度は、「炭素中立型経済社会への移行」と「循環経済・ネイチャーポジティブ経済の実現」に向け、様々な視点からの意見交換を実施している。 約 2 千万円（2016 年度予算額） 約 2 千万円（2017 年度予算額） 約 4 千万円（2018 年度予算額） 3 億円の内数（2019 年度予算額） 3 億円の内数（2020 年度予算額） 3 億円の内数（2021 年度予算額） 3 億円の内数（2022 年度予算額）	2023 年度についても、引き続き、「ESG 金融ハイレベル・パネル」を開催する。
--	---	--

	(金融庁) ① 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立及び運営に係る国際会計基準財団 (IFRS 財団) への拠出金 IFRS 財団におけるサステナビリティ開示の枠組みの策定に日本として積極的に参画するため、IFRS 財団が新設した国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) に関して、ISSB の設立及び運営に係る費用として、IFRS 財団に対する資金拠出を行う。 1.1 億円 (2021 年度予算額)	
	② “サステナビリティ開示に関する国際カンファレンス”の開催 サステナビリティ情報の開示の充実を推進するため、国際会計基準財団 (IFRS 財団) の幹部等、国内外の主要関係者を招聘し国際シンポジウムを開催すること等を通じて、日本が国際的な基準策定の議論をリードするための環境整備を行う。 1 千万円 (2022 年度予算額)	
	③ サステナビリティ報告の諸制度の調査及び意見発信業務 ISSB における国際サステナビリティ基準の作成・改訂等に関する議論の動向等を調査分析し、国際サステナビリティ基準についての我が国の考え方の発信を支援する業務を、サステナビリティ報告に関する専門能力の高い民間法人に委託する。 2 千万円 (2022 年度予算額)	引き続き、ISSB における国際サステナビリティ基準の作成・改訂等に関する議論の動向等を調査分析し、国際サステナビリティ基準についての我が国の考え方の発信を支援する業務を、サステナビリティ報告に関する専門能力の高い民間法人に委託する。 2 千万円 (2023 年度)
	(経済産業省) ①気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえた企業活動に関する調査事業及び普及活動 気候変動をめぐる投資・金融に関する国内外の最新動向、各国における情報開示の実態、日本企業の取組状況・課題等を調査・分析した上で、中長期的に日本企業の価値を高め、国際的な競争力を向上させていくために政府や企業が講ずべき	昨今の気候変動をめぐる動きがますます加速していることを踏まえ、引き続き、気候変動をめぐる投資・金融の動向を踏まえた企業活動に関する調査事業及び普及活動を行う。また、TCFD コンソーシアムの活動を通じて更なる開示の質と量の充実を実現させていく。

施策について調査検討を行う。 また、産業界と金融機関の対話の場（TCFD コソソーシアム）を設け、気候変動をめぐる投資・金融に関する国内外の最新動向や各国における情報開示の実態を踏まえながら、企業の具体的な情報開示について検討を行い、開示の質と量の向上を目指す。 約4千万円（2019年度実績） 約5千万円（2020年度実績） 約5千万円（2021年度実績） 約5千万円（2022年度実績）	予算額 約5千万円（2023年度）
②TCFD・開示に関する国際会合の開催 世界で中心的な役割を担っている産業界、金融界のメンバーや、開示関連団体等が一堂に会する国際会合「TCFD サミット」を開催し、開示情報の評価の在り方等の今後の方向性について議論を行うとともに、関連動向調査や情報発信等を行う。 約 9千万円（2019年度実績） 約1億1千万円（2020年度実績） 約1億2千万円（2021年度実績） 約1億2千万円（2022年度実績）	国際 GX 会合（GGX）と統合する形で TCFD サミットを開催し、産業界・金融界のリーダーによる更なる TCFD 提言の活用や、産業の脱炭素化の推進に向けて必要な取組に関する議論を行うことで、適切な投資判断の基盤となる開示の拡充及び産業分野の脱炭素化を促していく。 予算額 約1億7千万円（2023年度）
③環境イノベーションに向けたファイナンスの調査検討 気候変動対策の着実な移行やイノベーションに向けた取組に対して資金供給が促進されるための方策を議論するために、「環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会」を2020年2月から5回開催し、同年9月には、その中間とりまとめとして「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略2020」を策定、公表した。また、中間とりまとめの主要テーマであるトランジション・ファイナンスについて、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を立ち上げ、基本指針の策定のための議論を開始。 「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を2021年1月から5回開催し、2021年5月に「トランジション・ファイナンス」とラベリン	トランジション・ファイナンスを通じた資金調達後の実効性と信頼性向上を目的として、資金供給者向けに投融資後のフォローアップにおけるポイントを示すガイダンスの策定を進める。また、トランジション・ファイナンス更なる市場拡大を目的に、トランジション・ファイナンスとラベリングする際に要する第三者評価費用の補助を行う事業を実施。引き続き、良質な事例の創出・公表にも取り組んでいく。更に、金融機関の投融資先の排出量（ファイナンスド・エミッション）の一時的な増加を懸念するために多排出産業の脱炭素化に繋がる投融資が

	グするための基本的な考え方としてまとめた「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定、公表した。 また、CO₂多排出産業の2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、分野別技術ロードマップを8分野（鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、セメント、紙・パルプ、自動車）策定した。 更に、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」を2022年8月から5回開催し、「施策パッケージ」を取りまとめ、GX実行会議に報告した。 3億円（2022年度）	控えられてしまう懸念があるという課題について、官民のワーキンググループを立ち上げ、トランジションにむけた資金供給が適切に評価され促進されるような算定・開示の在り方について議論を進める。 予算額 2.6億円（2023年度）
	④アジア版トランジション・ファイナンスの考え方の提示・普及【新規】 アジア各国の多様かつ現実的なエネルギー・トランジションの加速化を支援するため、国際会議等の場を通じて、アジア版トランジション・ファイナンスの考え方の提示・普及を図っていく。 具体的には、普及のための国際会議の開催（アジア・グリーン・グロース・パートナーシップ会議）の上、上記会議でもその重要性が確認されたアジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループを民間企業と立ち上げつつ、トランジション・ファイナンスを実現するための各国のロードマップ策定を支援した。 約5億円（2021年度） 約3億円（2022年度）	アジアの金融機関、グローバル金融機関、各国政府機関を含むアジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループにて本格的に議論を開始。 アジア各国のエネルギーロードマップが策定されていない現状において、金融機関がトランジション案件を支援するための指針となるガイドラインを作成。 また、ERIAを通じてトランジション技術リストを作成することで、金融機関に対して情報提供を実施。 引き続きアジアにおいてトランジションを推進するための共通理解の醸成に取り組んでいく。 約2億円（2023年度）

対策名：	定性-11. 国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備
具体的内容：	・気候変動枠組条約及び京都議定書に基づき温室効果ガス排出量を算定し、排出・吸収目録（インベントリ）を作成、国連気候変動枠組条約事務局に提出する。 ・「家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査（家庭 CO₂ 統計）」を整備する。 ・COP17 決定等を踏まえて定期的に求められる隔年報告書を提出、国際的評価・審査等の対応を行う。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

（インベントリ）

・温室効果ガス排出量算定方法検討会において、温室効果ガスの算定方法の改善を継続的に図っており、同検討会において確認された算定方法を用いてインベントリを作成し、2023 年 4 月に条約事務局に提出した。

・2023 年度以降も引き続き、これまでのインベントリ審査による指摘事項や、我が国の温暖化対策の政策・措置及び最新の科学的知見等を踏まえ、課題解決や精度向上のための検討を行うとともに、品質保証・品質管理(QA/QC)を行う。

・2016 年 4 月に開催された第 42 回 IPCC 総会にて、2006 年 IPCC ガイドラインについて 2019 年に最新の科学的知見を踏まえた改良(Refinement)がなされることとなり、我が国の知見が適切に反映されるよう本改良作業に積極的に関与していくため、日本政府から専門家の推薦を行い、我が国からは計 14 名が執筆者として選出された。当改良版については、2019 年 5 月に京都で開催された第 49 回 IPCC 総会にて採択・受諾された。

・当改良版について、国際的なインベントリへの適用時期は未定であるが、今後のパリ協定下での当改良版の適用も見据えて、2021 年度に引き続き 2022 年度も自主適用に向けた検討を行った。

（家庭 CO₂ 統計）

・2012、2013 年度に行った北海道及び関東地方での試験調査の結果を踏まえて、2014 年 10 月から 2015 年 9 月に全国規模での試験調査を行い、2014、2015 年度にそれぞれ計 3 回、8 名の有識者による検討会において、本格調査に向けた標本設計や調査項目等の見直しの検討がされた。（全国試験調査 2016 年 6 月結果公表：調査世帯 16,402 世帯（集計世帯 11,632 世帯））

・2016 年 11 月に政府の一般統計調査として総務省承認を受け、2017 年度から全国 13,000 世帯を対象に本格調査を開始し、2022 年 10 月には 2021 年度調査結果の速報値を、2023 年 3 月には同確報値を公表した。（2021 年度本格調査：集計世帯 9,804 世帯）また、2023 年 10 月には 2022 年度調査結果の速報値を公表し、2024 年 3 月には同確報値を公表する予定。（2022 年度本格調査：集計世帯 9,479 世帯）

・2024 年度以降は隔年で調査実施のため、次回調査は 2025 年度に実施予定となる。

（隔年報告書・国別報告書）

・我が国の 2020 年目標の達成に向けた進捗状況等については、国際的評価・審査（IAR）が行われることとなっており、2013 年 12 月に条約事務局に提出した第 1 回隔年報告書（BR1）及び第 6 回国別報告書（NC6）について、2014 年 10 月に ERT による訪問審査、2015 年 6 月に多国間評価（MA）を受け、我が国はそれぞれ適切に対応した。

・2015 年 12 月には第 2 回隔年報告書（BR2）を条約事務局に提出し、2016 年 6 月に BR2 の集中審査、2017 年 5 月に MA を受けた。

・BR1、BR2 及び NC6 における審査と MA の結果を踏まえ、第 3 回隔年報告書（BR3）及び第 7 回国別報告書（NC7）を作成し、2017 年 12 月に条約事務局に提出した。2018 年 5～6 月に BR3 及び NC7 について訪問審査、2019 年 6 月に MA を受け、我が国はそれぞれ適切に対応した。

・BR3 及び NC7 における審査と MA の結果を踏まえ、第 4 回隔年報告書（BR4）を作成し、2019 年 12 月に条約事務局に提出した。2020 年 10 月には BR4 に対する集中審査、2021 年 6 月に MA を受け、我が国はそれぞれ適切に対応した。

・その結果を踏まえ、第 5 回隔年報告書（BR5）及び第 8 回国別報告書（NC8）を作成し、2022 年 12 月に条約事務局に提出した。2024 年 1 月には NC8 及び BR5 に対する訪問審査を受け、我が国は適切に対応した。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	①地球温暖化対策の推進に関する法律（1998 年度） ・インベントリ作成のため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、官報に掲載することにより公表する。 ・インベントリの作成及び公表状況 2013 年度分国内公表（2015 年 4 月 14 日） 2014 年度分国内公表（2016 年 4 月 15 日） 2015 年度分国内公表（2017 年 4 月 13 日） 2016 年度分国内公表（2018 年 4 月 24 日） 2017 年度分国内公表（2019 年 4 月 16 日） 2018 年度分国内公表（2020 年 4 月 14 日） 2019 年度分国内公表（2021 年 4 月 12 日） 2020 年度分国内公表（2022 年 4 月 15 日）	①地球温暖化対策の推進に関する法律（1998 年度） ・引き続き、インベントリ作成のため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、官報に掲載することにより公表する。 ・インベントリの作成及び公表の予定 2021 年度分国内公表（2023 年 4 月 21 日） 2022 年度分国内公表（2024 年 4 月 予定）
その他	①温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備 ・精度の高いインベントリを迅速に作成し、国内対策推進の基礎情報を整備するとともに、京都議定書第一約束期間終了後も温室効果ガス排出削減に取り組む姿勢を示し、国際的な MRV の強化を牽引する。	①温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備 ・引き続き、精度の高いインベントリを迅速に作成し、国内対策推進の基礎情報を整備するとともに、国際的な MRV の強化を牽引す

	・透明性の高い隔年報告書及び国別報告書を作成するとともに、報告書に位置付けられた対策・施策の進捗を点検し、削減目標達成の確実性を高める。また、提出した報告書については、審査・評価プロセスを適切に対応する。 ・予算額 389 百万円（2014 年度） 393 百万円（2015 年度） 459 百万円（2016 年度） 436 百万円（2017 年度） 436 百万円（2018 年度） 444 百万円（2019 年度） 444 百万円（2020 年度） 444 百万円（2021 年度） 444 百万円（2022 年度）	- る。 ・引き続き、隔年報告書及び国別報告書に位置付けられた対策・施策の進捗を点検し、削減目標達成の確実性を高める。また、提出した報告書については、審査・評価プロセスを適切に対応する。 ・今後は、パリ協定の下で透明性の高い隔年透明性報告書及び国別報告書を作成し、報告書に位置付けられた対策・施策の進捗を点検し、削減目標達成の確実性を高める。また、提出した報告書については、審査・評価プロセスを適切に対応する。 ・予算額 433 百万円（2023 年度） 433 百万円（2024 年度）
	②森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討 ・インベントリ等の作成責任機関として、土地利用・土地利用変化及び林業分野について、IPCC ガイドラインにのっとりた吸収量・排出量の報告・検証の品質管理を行い、吸収源活動が国際的に認められ、吸収量目標の達成に資するものとする。 ・予算額 33 百万円（2014 年度） 34 百万円（2015 年度） 27 百万円（2016 年度） 33 百万円（2017 年度） 33 百万円（2018 年度） 33 百万円（2019 年度） 33 百万円（2020 年度） 33 百万円（2021 年度） 33 百万円（2022 年度）	②森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討 ・引き続き、インベントリ等の作成責任機関として、土地利用・土地利用変化及び林業分野について、IPCC ガイドラインにのっとりた吸収量・排出量の報告・検証の品質管理を行い、吸収源活動が国際的に認められ、吸収量目標の達成に資するものとする。また、ブルーカーボン等の新たな吸収源について情報整理、評価・検証を強化する。 ※2024 年度当初予算から森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業に名称変更 ・予算額 33 百万円（2023 年度） 73 百万円（2024 年度）

	③家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査事業（2016 年度より「家庭部門における二酸化炭素排出構造 詳細把握業務」から名称変更） ・各家庭における保有機器や消費電力量等の二酸化炭素排出構造を詳細に把握する政府統計調査を実施し、家庭部門の効果的な削減対策の検討に必要な基礎情報を整備する。 ・予算額 199 百万円（2015 年度） 199 百万円（2016 年度） 300 百万円（2017 年度） 300 百万円（2018 年度） 300 百万円（2019 年度） 295 百万円（2020 年度） 295 百万円（2021 年度） 295 百万円（2022 年度）	③家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査事業 ・引き続き、各家庭における保有機器や消費電力量等の二酸化炭素排出構造を詳細に把握する政府統計調査を実施し、家庭部門の効果的な削減対策の検討に必要な基礎情報を整備する。 ・予算額 295 百万円（2023 年度） 200 百万円（2024 年度）
--	---	---

対策名：	65. 国の率優先的取組
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	・政府実行計画の実施・点検 ・各府省庁の実施計画の実施・点検

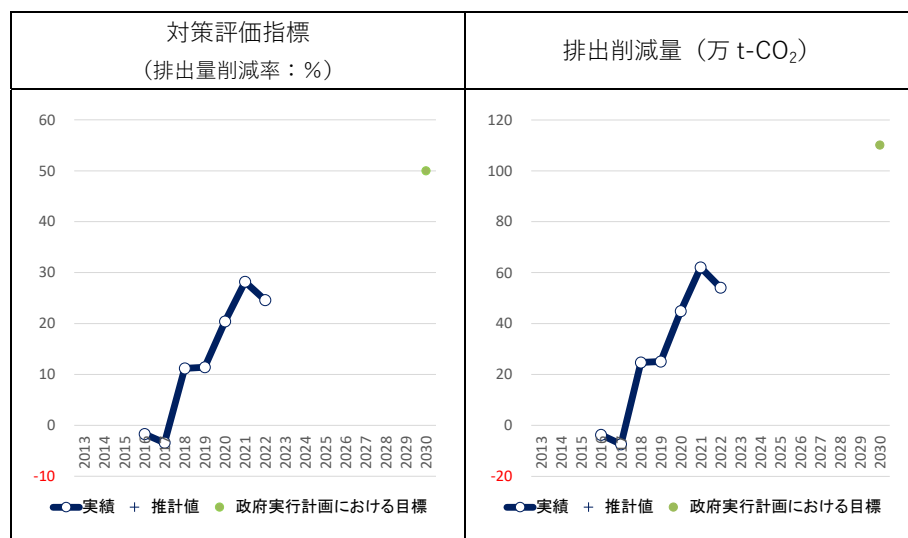
1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 国の率優先的取組

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

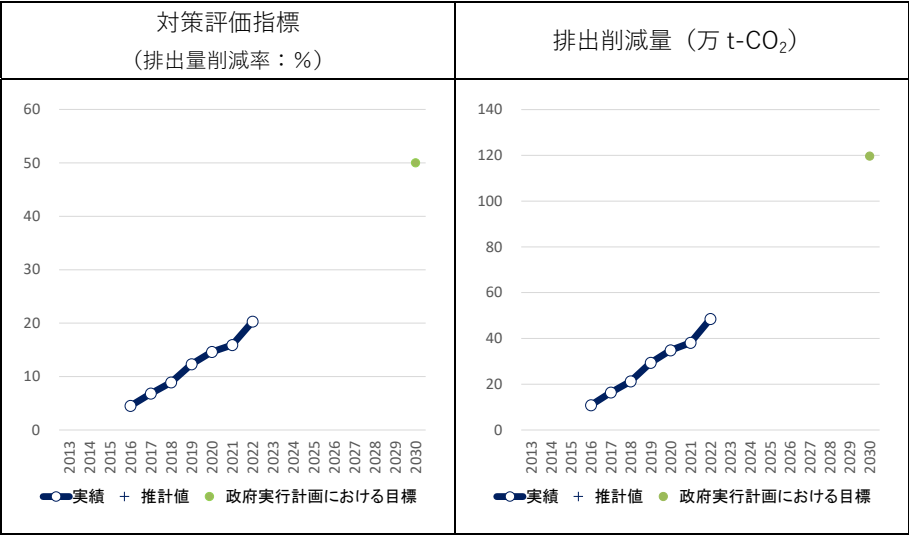
【調整後排出係数】

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 排出量削減率	%	実績	-	-	-	-1.7	-3.4	11.2	11.4	20.4	28.2	24.6								
		見込み																		50
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-3.7	-7.4	24.7	25.1	44.9	62.1	54.1								
		見込み																		110.1



【基礎排出係数】

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 排出量削減率	%	実績	-	-	-	4.5	6.8	8.9	12.3	14.6	15.9	20.3								
		見込み																		50
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	10.8	16.4	21.3	29.4	34.8	38.1	48.5								
		見込み																		119.6



定義・算出方法	< 対策評価指標 > 対 2013 年度削減率
	< 排出削減量 > 対 2013 年度の排出削減量を記載。 政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガス排出量について各府省へ調査を依頼し、集計。
出典	2022 年度における政府実行計画の実施状況（概要）（2024 年 3 月 25 日「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（第 2 回）」）
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	○ 2022 年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出の推計は、調整後排出係数に基づき算出した場合、【1,661,580tCO₂】となった。これは、政府実行計画の基準年度である 2013 年度における総排出量の推計（2,202,728tCO₂）に比べ 24.6%減少している。内訳を見ると、公用車の燃料使用量が 2.1%減、施設の電気使用量変化分が 0.9%増、再生可能エネルギー電力の調達割合の増加等による排出係数変化分が 22.7%減、施設のエネルギー供給設備等における燃料使用が 0.7%減、その他が 0.1%増である。 ○ 温室効果ガス総排出量以外の数量的目標については、電動車の割合、LED 照明の導入割合については基準年度からの割合上昇が確認されている。 ○ また、太陽光発電設備の導入については前年度からの割合上昇が確認されている一

	方、再生可能エネルギーの調達については、ウクライナ情勢による LNG や原油価格の上昇に伴う電力価格の高騰等の影響により、前年度より割合が減少している。なお、新築建築物の ZEB 化については今年度調査から対象となったことから、過年度値はないものの、今年度 ZEB Oriented 相当以上の新築建築物が一定程度確認されている。 ○ 昨年度よりも排出削減量が減少した主な要因としては再生可能エネルギーの調達割合の低下に伴う排出係数の低下が考えられる。このため、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（第 2 回）において、公共機関における再生可能エネルギーの調達に関する具体事例等をまとめた参考資料を共有し、各府省庁へ取組を促した。連絡会議等における PDCA の管理を通じて取組を進めることで、対策評価指標等が 2030 年度に目標水準と同等程度になると考えられることから、対策評価指標等の進捗状況は、対策評価指標、排出削減量のいずれも C としている。 ○ 2022 年度における独立行政法人等の地球温暖化対策に関する計画の策定率は、何らかの計画を策定済みの割合が 82.1%であり、そのうち排出削減目標が政府実行計画に準じている割合が 33.3%であった。 ※2021 年 10 月の政府実行計画の改定により、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、基礎排出係数だけでなく調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を用いて評価することができるものとされた。これを受け、「対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み」では調整後排出係数、基礎排出係数の両方を掲載するとともに、「評価の補足および理由」では調整後排出係数を用いて算出した場合について記載している。 ※数値は暫定値であり、今後精査の結果変更があり得る。
--	---

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に掲げられた取組の推進（2022 年度）	「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」に基づく措置の実施
その他	○「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）	

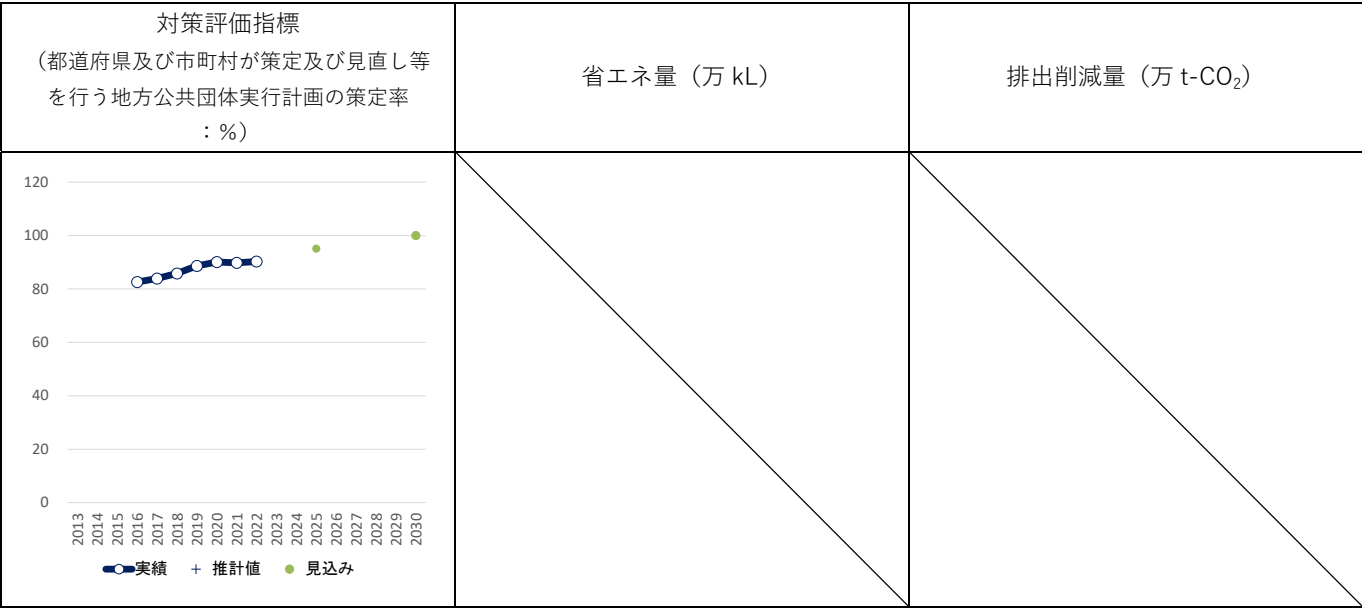
対策名：	66. 地方公共団体の率的取組と国による促進
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定、見直しと実行計画に基づく対策・施策の取組促進を図ることで、温室効果ガス排出量を削減する。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

(1) 地方公共団体の率的取組と国による促進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率	%	実績	-	-	-	82.6	83.9	85.8	88.6	90.1	89.8	90.3								
		見込み													95					100
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
		見込み													-					-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
		見込み													-					-



定義・算出方法	<対策評価指標> 都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率(%)：法律上の策定義務を有する都道府県及び市区町村における地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率で、毎年度実施の地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査（環境省大臣官房地域政策課実施）より抽出。
---------	--

	<省エネ量> <排出削減量> 定量的な数値の記載が困難。 ※ 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルや地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）等による支援等を通じて、地方公共団体実行計画事務事業編の策定、見直しや対策・施策の実施を促す。
出典	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査
備考	2021 年の地球温暖化対策計画改定により、指標が変更となっている。（改定前の指標；地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定率（%））

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 － 排出削減量 －
評価の補足および理由	2021 年 10 月 22 日に閣議決定された地球温暖化対策計画、政府実行計画を受け、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル、簡易版マニュアル等の改定を実施し、地方公共団体実行計画の策定・実行・評価・支援に係る業務を効率化・高度化するための情報システム（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）を開発・運用することにより、事務事業編の策定・改定が進むものと考えている。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ・国・地方公共団体および民間の連携による普及啓発、地方公共団体実行計画の共同策定等を導入（2016 年度） 2016 年 5 月 27 日 公布・施行 2021 年 6 月 2 日公布・2022 年 4 月 1 日施行	
	② 「地球温暖化対策計画」 2016 年 5 月 13 日閣議決定 2021 年 10 月 22 日閣議決定	
	③ 「政府実行計画」 2021 年 10 月 22 日閣議決定	

	④ ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業 ・地球温暖化対策推進法の一部改正等を踏まえた地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定 予算：800 百万円の内数（2021 年度） 800 百万円の内数（2022 年度）	④ ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業 ・地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定 予算：800 百万円の内数（2023 年度） 800 百万円の内数（2024 年度） （事業終了予定年度：2025 年度）
補助	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（2016 年度～2020 年度） ・地方公共団体のカーボン・マネジメント体制の強化を支援（1 号事業） （2018 年度で終了、2019 年度から 2020 年度は継続分のみ） ・公共施設への省エネ効果の高い設備導入を支援（2 号事業） 72 件支援（1 号 66 件、2 号 6 件）963,3 百万円（2016 年度） 118 件支援（1 号 94 件、2 号 24 件）2,153 百万円（2017 年度） 167 件支援（1 号 134 件、2 号 33 件）3,848 百万円（2018 年度） 46 件支援 5,159 百万円（2019 年度） 41 件支援 4,590 百万円（2020 年度）	（本事業は 2020 年度で終了）
教育	① 地方公共団体実行計画を核とした地域の脱炭素化基盤整備事業 ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル等についての地方公共団体職員向け説明会（延べ 7 回、全国 7 カ所）の開催、都道府県主催の管内市町村職員向け地球温暖化対策研修会（8 道府県：延べ 10 回）の開催支援、「地方公共団体実行計画支援サイト」や各種データの更新を実施（2019 年度） ・動画コンテンツの作成・配信（2020 年度）	（本事業は 2020 年度で終了）

	予算：452 百万円の内数（2019 年度） 452 百万円の内数（2020 年度）	
	② ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気 候変動対策基盤整備事業 ・改定マニュアル等についての地方公共団体 職員向け説明会（全 9 回）の開催（2021 年 度） ・区域施策編策定についての地方公共団体職 員向け説明会（1 回）の開催、「地方公共団 体実行計画策定 ・実施支援サイト」や各種データの更新 （2022 年度） 予算：800 百万円の内数（2021 年度） 800 百万円の内数（2022 年度）	ゼロカーボンシティ実現に向けた 地域の気候変動対策基盤整備事業 （2023 年度） ・「地方公共団体実行計画策定・実 施支援サイト」や各種データの更新 予算：800 百万円の内数（2023 年 度予算） 800 百万円の内数（2024 年 度予算） （事業終了予定年度：2025 年度）
その他	①地方公共団体実行計画を核とした地域の脱炭 素化基盤整備事業 地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム （LAPSS）の開発(2017 年度～) ・地方公共団体実行計画の策定・実行・評価・ 支援に係る業務を効率化・高度化するための 情報システムのプロトタイプ開発・実証 （2017 年度） ・システム開発（2018 年度） ・システム開発（2019 年度） ・システム開発（2020 年度） 予算：332 百万円の内数（2017 年度） 580 百万円の内数（2018 年度） 452 百万円の内数（2019 年度） 452 百万円の内数（2020 年度）	（本事業は 2020 年度で終了）

対策名：	67. 地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
発生源：	分野横断
具体的内容：	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の促進を図ることで、地域の地球温暖化対策に関する施策を促し、温室効果ガス排出量を削減する。

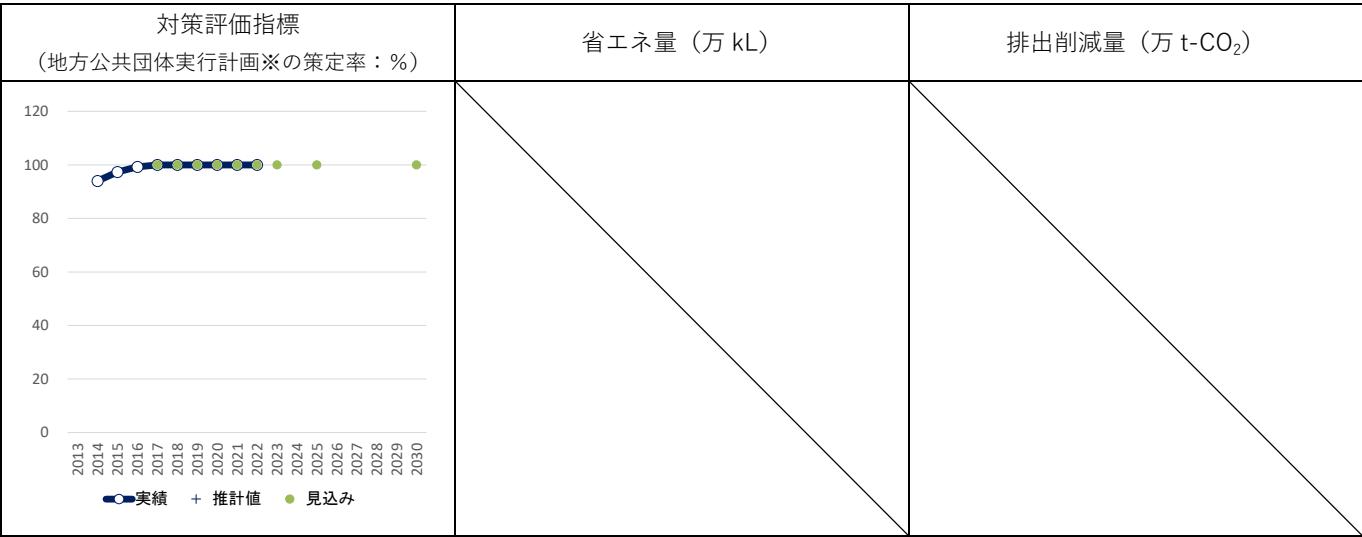
1. 対策・施策の進捗状況と評価

（1）地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 地方公共団体実行計画※の策定率	%	実績	-	94	97.4	99.3	100	100	100	100	100	100								
		見込み					100	100	100	100	100	100	100		100					100
省エネ量	万 kL	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
		見込み								-					-					-
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
		見込み								-					-					-

※ 法律上の策定義務を有する都道府県、指定都市および中核市（施行時特例市含む）



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率（%）：法律上の策定義務を有する都道府県及、指定都市、中核市及び施行時特例市における地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率で、毎年度実施の地球温暖化対策推進法施行状況調査（環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室実施）より抽出。
-------------	--

	<省エネ量> <排出削減量> 定量的な数値の記載が困難。 ※ 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの周知や地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツールの整備などの支援等を通じて、地方公共団体実行計画の策定、見直しや対策・施策の実施を促す。
出典	地球温暖化対策推進法施行状況調査
備考	

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2022年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る 省エネ量 － 排出削減量 －
評価の補足および理由	対策評価指標は2017年度に100%を達成。今後は法律上策定義務のない自治体での策定率の向上及び策定団体の見直し、実施を支援していく。

2. 施策の全体像

	実績（2022年度まで）	今後の予定（2023年度以降）
法律・基準	① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 ・国・地方公共団体および民間の連携による普及啓発、地方公共団体実行計画の共同策定等を導入（2016年度） 2016年5月27日 公布・施行 ・中核市（施行時特例市含む）未滿の市町村の策定努力義務化（2021年度） ・地域脱炭素化促進事業制度の創設（2021年度） 2021年6月2日公布・2022年4月1日施行	
	② 「地球温暖化対策計画」 2016年5月13日 閣議決定 2021年10月22日 閣議決定	
	③ ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業 ・地球温暖化対策推進法の一部改正等を踏	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業 ・地方公共団体実行計画策定・実施

	まえた地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定 予算：800 百万円の内数（2021 年度） 800 百万円の内数（2022 年度）	マニュアルの改定 予算：800 百万円の内数（2023 年度） 800 百万円の内数（2024 年度予算） （事業終了予定年度：2025 年度）
補助	① 地域低炭素化案件形成支援事業（2018 年度） ・専門人材の助言により地域の低炭素化に係る案件形成を支援 7 件支援 20 百万円（2018 年度）	（本事業は 2018 年度で終了）
	② 地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業（2017 年度） ・都市機能の集約による地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等のレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体 2 団体へ委託し、実現可能性の調査や事業計画の策定を支援：予算 100 百万円（2017 年度）	（本事業は 2017 年度で終了）
	③ 地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業（2018 年度） ・都市機能の集約による地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等のレジリエンス強化を両立させる取組や、地域資源である再エネを活用しながら地域活性化や生物多様性保全等の地域課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体 12 団体をモデル地域として選定し、実現可能性の調査や事業計画の策定を支援：予算 200 百万円（2018 年度）	（本事業は 2018 年度で終了）
	④ 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業（2019 年度） ・再エネ等の地域資源を活用しながら、地域	（本事業は 2020 年度で終了）

	の環境・経済・社会の課題に応える脱炭素型地域づくりのモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体 49 団体を選定し、実現可能性の調査や地域関係者との合意形成を行う協議会の運営等を支援：予算 600 百万円（2019 年度）	
	⑤ 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業（2020 年度） ・再エネ等の地域資源を活用しながら、地域の環境・経済・社会の課題に応える脱炭素型地域づくりのモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体 43 団体を選定し、実現可能性の調査や地域関係者との合意形成を行う協議会の運営等を支援：予算 450 百万円（2020 年度）	（本事業は 2020 年度で終了）
	⑥ 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 ※2021 年度予算までは「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」の名称 ・地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定支援、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制の構築を支援：予算 2,500 百万円の内数（2020 年度補正）、1,200 百万円の内数（2021 年度）、1,650 百万円の内数（2021 年度補正）、800 百万円の内数（2022 年度）、2,200 百万円の内数（2022 年度補正）	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 ・地域再エネの最大限の導入を促進するための、地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定支援、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制の構築支援：予算 800 百万円の内数（2023 年度）、1,885 百万円の内数（2023 年度補正）、758 百万円の内数（2024 年度予算） （事業終了予定年度：2025 年度）
教育	①地方公共団体実行計画を核とした地域の脱炭素化基盤整備事業 ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・	（本事業は 2020 年度で終了）

	実施マニュアル等についての地方公共団体職員向け説明会（延べ 7 回、全国 7 カ所）の開催、都道府県主催の管内市町村職員向け地球温暖化対策研修会（8 道府県：延べ 10 回）の開催支援、「地方公共団体実行計画支援サイト」や各種データの更新を実施（2019 年度） ・動画コンテンツの作成・配信（2020 年度） 予算：452 百万円の内数（2019 年度） 452 百万円の内数（2020 年度）	
	②ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業 ・改定マニュアル等についての地方公共団体職員向け説明会（全 9 回）の開催（2021 年度） ・区域施策編策定についての地方公共団体職員向け説明会（1 回）の開催、「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」や各種データの更新（2022 年度） 予算：800 百万円の内数（2021 年度） 800 百万円の内数（2022 年度）	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（2023 年度） ・「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」や各種データの更新 予算：800 百万円の内数（2023 年度） 800 百万円の内数（2024 年度予算） （事業終了予定年度：2025 年度）

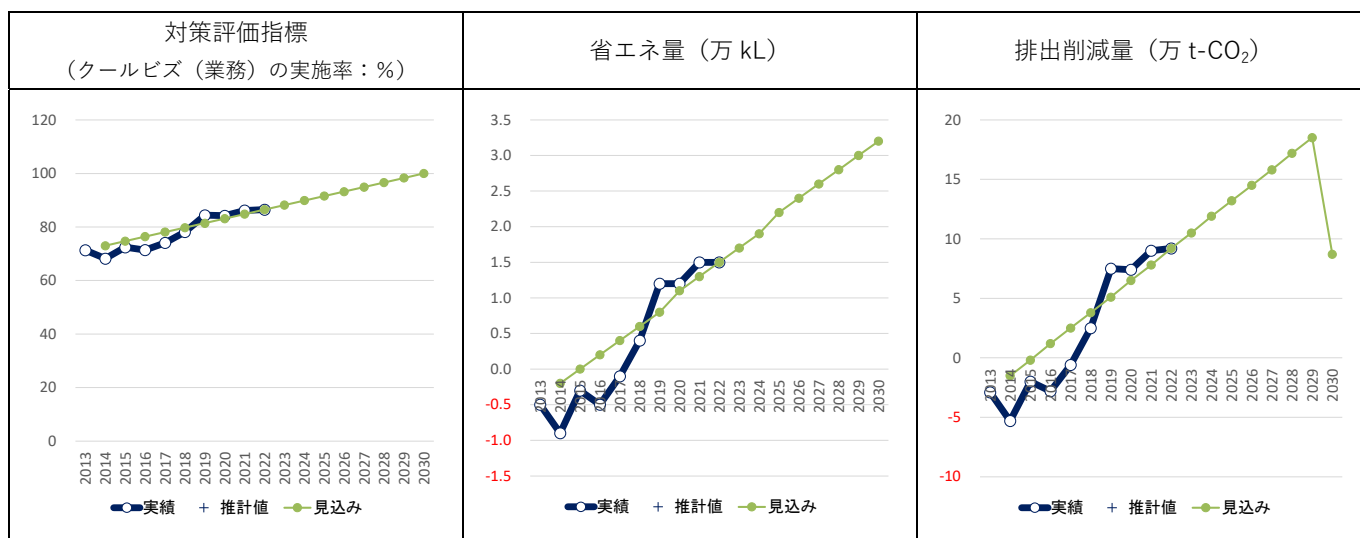
対策名：	68. 脱炭素型ライフスタイルへの転換
削減する温室効果ガスの種類：	エネルギー起源二酸化炭素
発生源：	エネルギー
具体的内容：	地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促すとともに、クールビズ・ウォームビズ、家庭エコ診断を推進する。また、環境負荷の軽減に配慮したエコドライブやカーシェアリングの実施、脱炭素社会実現に向けた食品ロス対策を促進する。

1. 対策・施策の進捗状況と評価

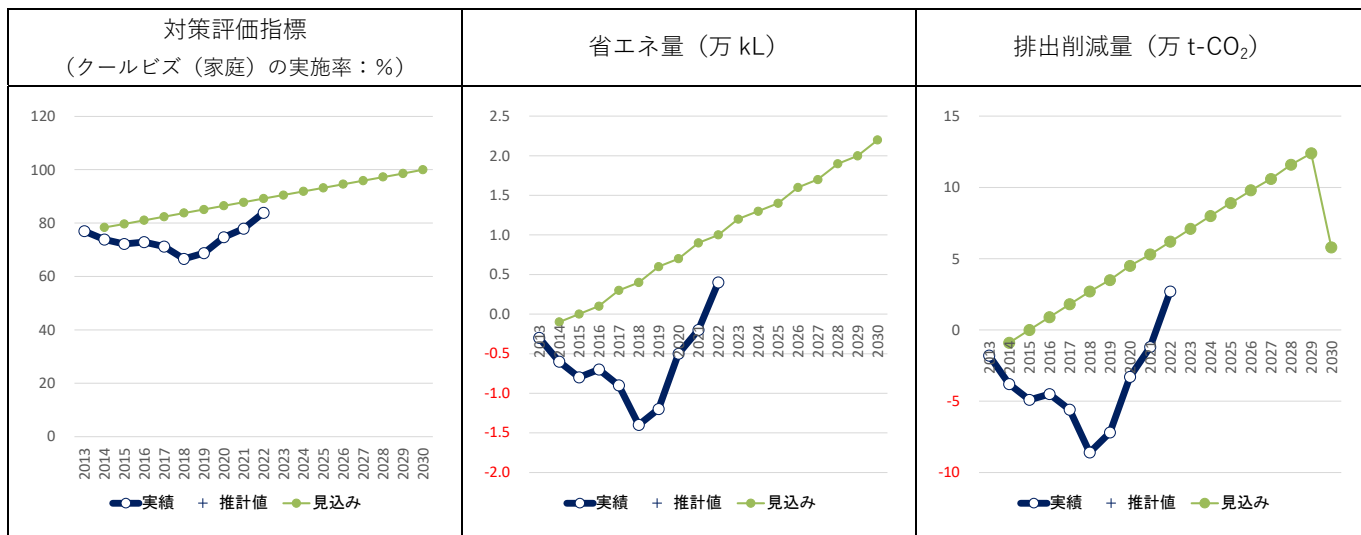
(1) クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

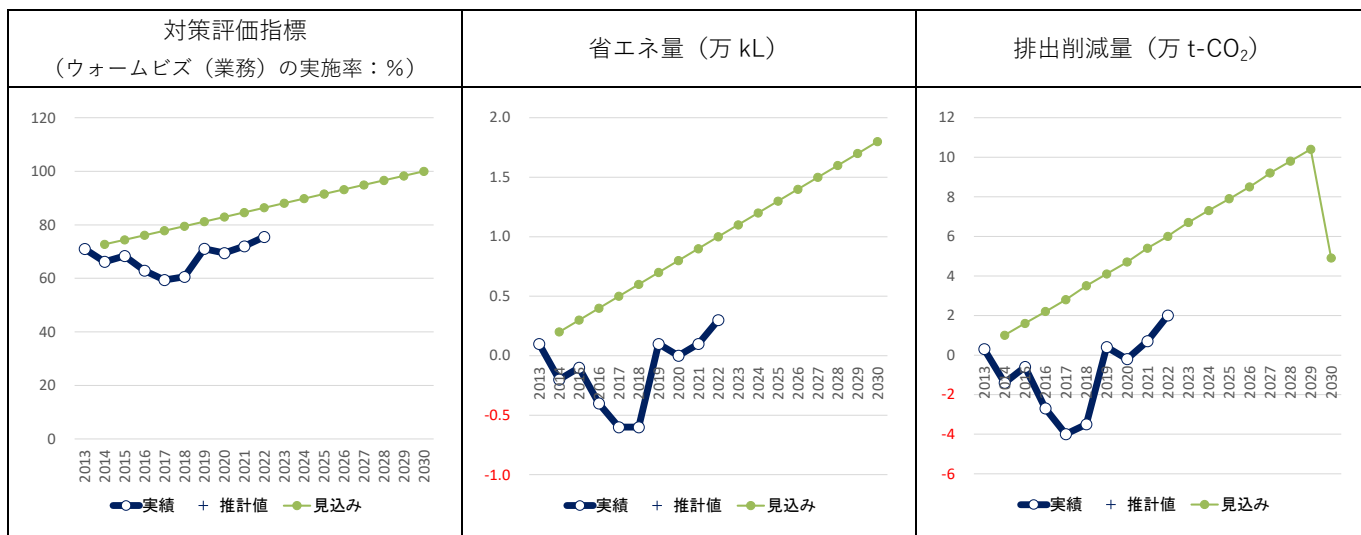
	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 クールビズ（業務）の実施率	%	実績	71.3	68.2	72.4	71.4	74.1	78.1	84.4	84.2	86.2	86.5								
		見込み		73.0	74.7	76.4	78.1	79.7	81.4	83.1	84.8	86.5	88.2	89.9	91.6	93.2	94.9	96.6	98.3	100
省エネ量	万 kL	実績	-0.5	-0.9	-0.3	-0.5	-0.1	0.4	1.2	1.2	1.5	1.5								
		見込み		-0.2	0.0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.1	1.3	1.5	1.7	1.9	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-2.9	-5.3	-2.0	-2.8	-0.6	2.5	7.5	7.4	9.0	9.2								
		見込み		-1.5	-0.2	1.2	2.5	3.8	5.1	6.5	7.8	9.2	10.5	11.9	13.2	14.5	15.8	17.2	18.5	8.7



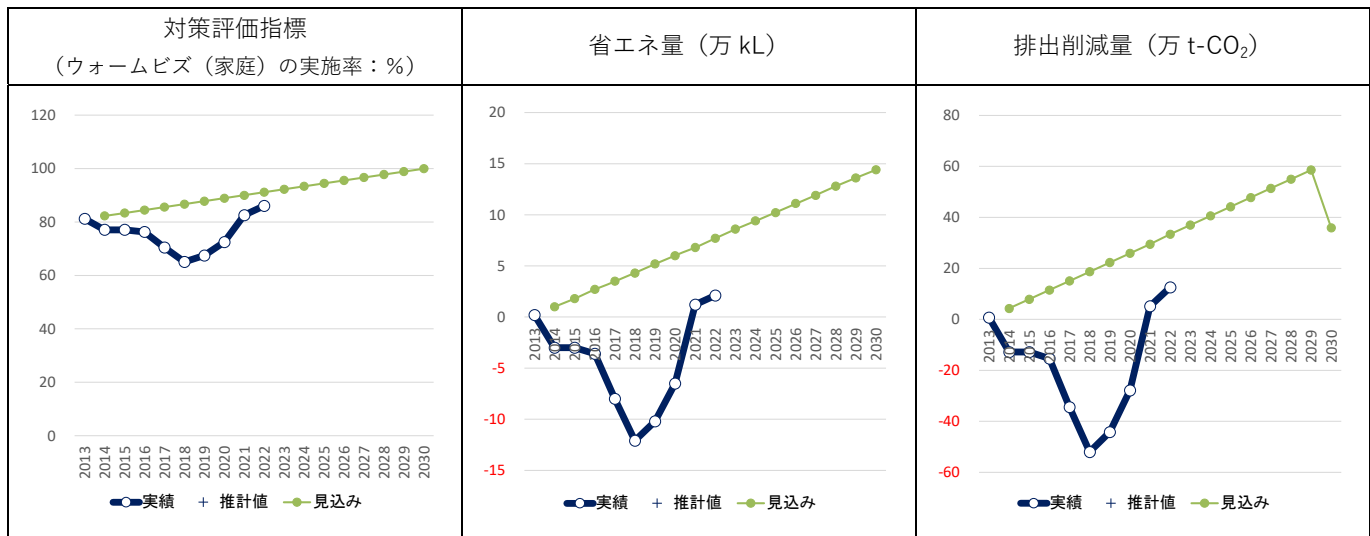
	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 クールビズ（家庭）の実施率	%	実績	77.0	73.9	72.2	72.9	71.2	66.6	68.8	74.7	77.9	83.9								
		見込み		78.4	79.7	81.1	82.4	83.8	85.1	86.5	87.8	89.2	90.5	91.9	93.2	94.6	95.9	97.3	98.6	100
省エネ量	万 kL	実績	-0.3	-0.6	-0.8	-0.7	-0.9	-1.4	-1.2	-0.5	-0.2	0.4								
		見込み		-0.1	0.0	0.1	0.3	0.4	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.3	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.2
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	-1.8	-3.8	-4.9	-4.5	-5.6	-8.6	-7.2	-3.3	-1.2	2.7								
		見込み		-0.9	0.0	0.9	1.8	2.7	3.5	4.5	5.3	6.2	7.1	8.0	8.9	9.8	10.6	11.6	12.4	5.8



	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ウォームビズ（業務）の実施率	%	実績	71.0	66.2	68.4	62.9	59.4	60.6	71.1	69.5	72.0	75.5								
		見込み		72.7	74.4	76.1	77.8	79.5	81.2	82.9	84.6	86.4	88.1	89.8	91.5	93.2	94.9	96.6	98.3	100
省エネ量	万 kL	実績	0.1	-0.2	-0.1	-0.4	-0.6	-0.6	0.1	0.0	0.1	0.3								
		見込み		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0.3	-1.4	-0.6	-2.7	-4.0	-3.5	0.4	-0.2	0.7	2.0								
		見込み		1.0	1.6	2.2	2.8	3.5	4.1	4.7	5.4	6.0	6.7	7.3	7.9	8.5	9.2	9.8	10.4	4.9



	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 ウォームビズ（家庭）の実施率	%	実績	81.2	77.1	77.1	76.3	70.5	65.1	67.5	72.5	82.6	86.1								
		見込み		82.3	83.4	84.5	85.6	86.7	87.8	88.9	90.0	91.2	92.3	93.4	94.5	95.6	96.7	97.8	98.9	100
省エネ量	万 kL	実績	0.2	-3.0	-3.0	-3.6	-8.0	-12.1	-10.2	-6.5	1.2	2.1								
		見込み		1.0	1.8	2.7	3.5	4.3	5.2	6.0	6.8	7.7	8.6	9.4	10.2	11.1	11.9	12.8	13.6	14.4
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0.7	-12.8	-12.8	-15.4	-34.4	-52.0	-44.2	-27.8	5.2	12.6								
		見込み		4.3	7.9	11.5	15.1	18.7	22.3	25.9	29.5	33.4	37.0	40.6	44.2	47.8	51.4	55.0	58.6	35.9



定義・ 算出方法	＜対策評価指標＞
	・クールビズ・ウォームビズ実施率 ・実績値（2013 年度）：毎年のアンケート調査によるクールビズ又はウォームビズの実施率 ・将来の実施率の見込み量：2030 年度実施率 100%を目指し、現状から線形に推移すると仮定 ・対策による電力および燃料消費削減 下記のケースを想定 削減率を更新したケース（出典：経済産業省資源エネルギー庁（2020）「平成 30 年度電力需給対策広報調査事業」） ●業務部門 ○クールビズ 設定温度 2℃上昇による削減率：2.9% ○ウォームビズ 設定温度 3℃低下による削減率：4.0% ●家庭部門 ○クールビズ 設定温度 1℃上昇による削減率：7.0%

	○ウォームビズ 設定温度1℃低下による削減率：8.0%（エアコン） 設定温度1℃低下による削減率：5.6%（石油、ガスファンヒーター） <省エネ量> ●業務部門 省エネ量はクールビズ、ウォームビズともに以下の式で推計した。ただし、設定温度はクールビズでは2℃上昇、ウォームビズでは3℃低下の削減率となっている。 省エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × 設定温度変化（2℃上昇：クールビズ、3℃低下：ウォームビズ）による削減率 × 他対策後の消費量（2030年） ●家庭部門 省エネ量はクールビズ、ウォームビズともに以下の式で推計した。 省エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × 設定温度1℃変化による削減率 × 他対策後の消費量(2030年) <排出削減量> ●業務部門 排出削減量 = 省エネ量 × 原油1Lあたりの電力量 × 電力排出係数 ●家庭部門 クールビズ、ウォームビズ（エアコン）の場合は以下で排出削減量を推計した。 排出削減量 = 省エネ量 × 原油1Lあたりの電力量 × 電力排出係数（クールビズ、ウォームビズ（エアコン）） 一方、ウォームビズ（石油・ガスファンヒータ）は以下で推計した。 排出削減量 = 省エネ量 × 燃料排出係数（石油・ガスファンヒータ）
出典	環境省が実施するアンケート調査
備考	※1 省エネ量は、2012年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算。 ※2 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算。 ※3 目標年度（2030年度）以外の数字は2030年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。

対策・施策の進捗状況に関する評価

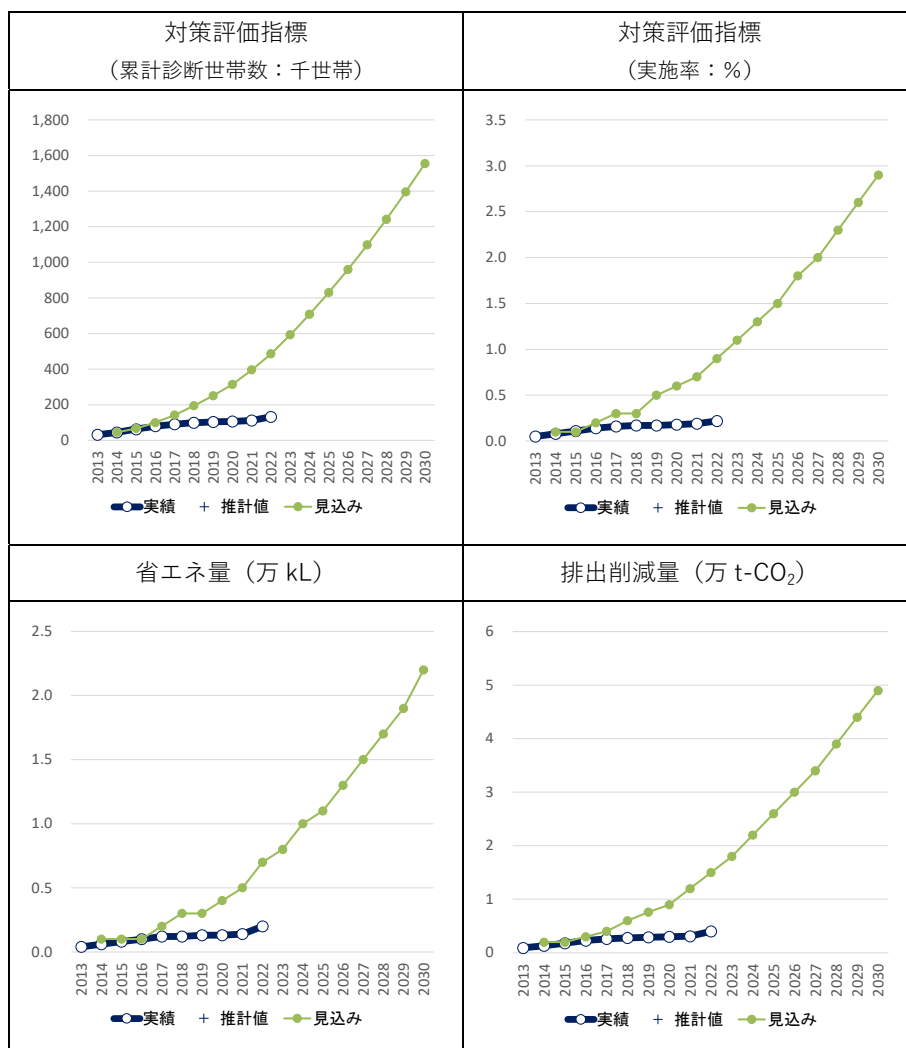
対策評価指標等の進捗状況	クールビズ（業務部門） 対策評価指標 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030 年度目標水準と同等程度になると考えられる クールビズ（家庭部門） 対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 省エネ量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる ウォームビズ（業務部門） 対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 省エネ量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる ウォームビズ（家庭部門） 対策評価指標 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 省エネ量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030 年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補足および理由	クールビズの認知は定着してきており、業務部門については、近年上昇傾向にあり、見込みと同程度で推移している。一方、家庭部門の実施率、省エネ量及び排出削減量については見込みを下回っている状況である。 クールビズについては、2005 年から一定程度取組が進捗し、継続実施している取組であり、業務部門については、より一層の普及・定着に向けて継続的に情報発信が必要。また、家庭部門については、冷房使用時の温度設定（意識的に高めの設定をしているか）を基に計算した実施率であり、一定数から伸び悩む状況となっているが、クールビズで推奨している各種取組（夏期における軽装、通気性のよい素材や吸湿性・速乾性のある高機能素材等を使った衣服の着用等）については一定の広がりが見られているところであり、今後も引き続き啓発を行っていく。 ウォームビズの認知率はクールビズに比べると低いこともあり、業務部門及び家庭部門ともに実施率は見込みを下回っており、省エネ量及び排出削減量についても見込みを下回っている状況である。 ウォームビズについては、2005年から一定程度取組が進捗し、継続実施している取組であるが、業務部門については、クールビズと比較して対策を明確に意識しにくいなどの課題も想定されるため、内容や効果についてよりわかりやすい普及啓発を行うよう努める。また、家庭部門については、暖房使用時の温度設定（意識的に低めの設定をしているか）を基に計算した実施率については一定数から伸び悩む状況となっているが、ウォームビズで推奨している各種取組（ひざ掛けやストールの活用、機能性素材を使った衣服の着用等）については一定の広がりが見られているところであり、今後も引き続き啓

	発を行っていく。 2022年度からは、クールビズ・ウォームビズも含めた普及啓発にとどまらない総合的な需要側対策を講じ、脱炭素社会の実現に向けた国民の行動変容の促進に注力している。
--	---

(2) 家庭エコ診断

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 累計診断世帯数	千世帯	実績	31	44.6	61.8	80.4	90.4	98.7	103.3	106.3	111.8	132								
		見込み		45	67	100	142	194	251	314	396	486	593	708	830	960	1098	1242	1395	1555
対策評価指標 実施率	%	実績	0.1	0.08	0.11	0.14	0.16	0.17	0.17	0.18	0.19	0.22								
		見込み		0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8	2.0	2.3	2.6	2.9
省エネ量	万 kL	実績	0.0	0.06	0.08	0.10	0.12	0.12	0.13	0.13	0.14	0.20								
		見込み		0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1	1.3	1.5	1.7	1.9	2.2
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0.1	0.13	0.18	0.23	0.26	0.28	0.29	0.30	0.31	0.40								
		見込み		0.2	0.2	0.3	0.4	0.6	0.76	0.9	1.2	1.5	1.8	2.2	2.6	3.0	3.4	3.9	4.4	4.9



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > ・ 累計診断世帯数（出典：家庭エコ診断制度の実績（環境省））および実施率（累計診断世帯数／世帯数） ・ 実績値（2013年度）：累積診断世帯数は31千世帯、実施率は0.1% ・ 将来の家庭エコ診断件数の見込み量：2030年度実施件数155.5万世帯(実施率2.9% (=155.5万世帯／5348万世帯))を想定。 ・ 対策による電力消費削減：電力消費の削減効果はHEMSと重複するとみなし、その他の燃料について、各種省エネ対策後の消費量を5%削減と仮定
	< 省エネ量 > $\text{省エネ量} = (\text{実施率(各年)} - \text{実施率(2012年)}) \times \text{対策による削減率 (5\%)} \times \text{他対策後の消費量(2030年)}$
	< 排出削減量 > $\text{排出削減量} = \text{省エネ量} \times \text{燃料排出係数}$
出典	家庭エコ診断制度の実績（環境省）
備考	※1 省エネ量は、2012年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算。 ※2 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある2030年度を除き、2013年度の排出係数に基づいて試算。 ※3 目標年度（2030年度）以外の数字は2030年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。

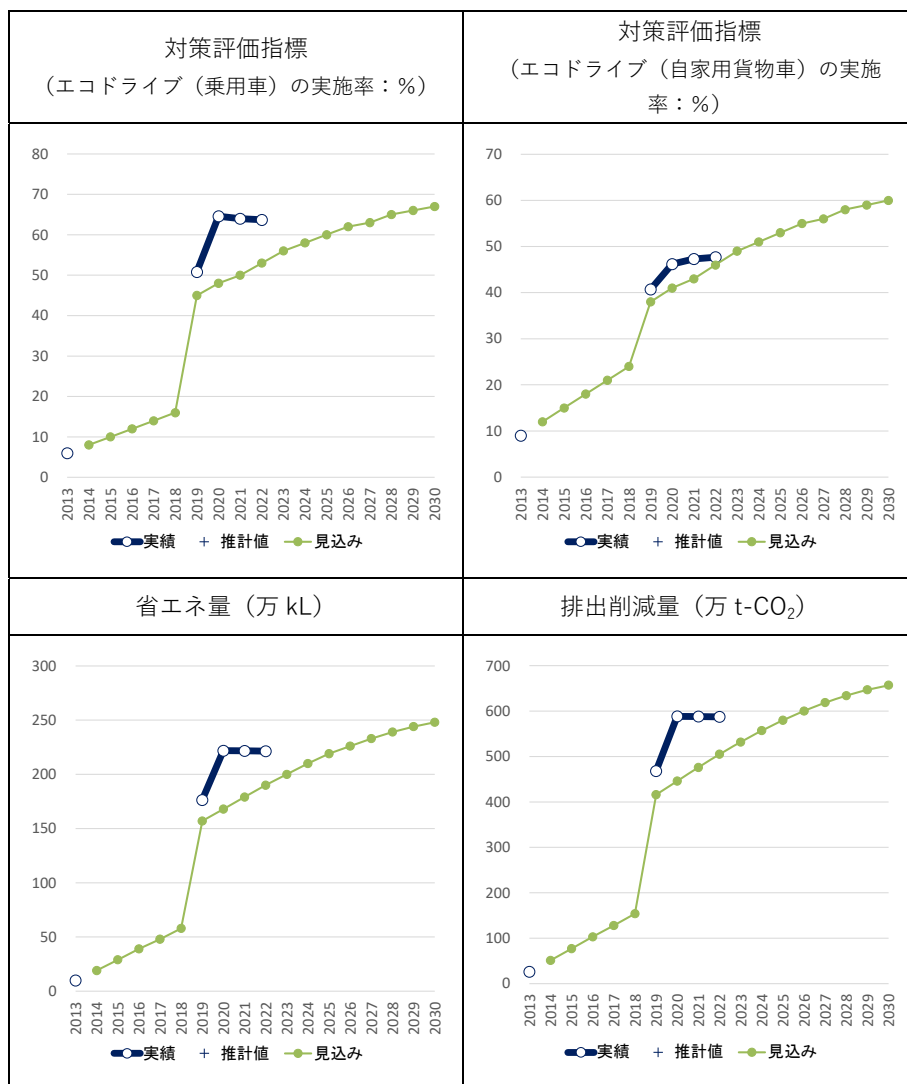
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価 指標等の 進捗状況	対策評価指標（累計診断世帯数） D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる 対策評価指標（実施率） D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる 省エネ量 D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる 排出削減量 D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
評価の補 足および 理由	・ 対策評価指標は、家庭エコ診断の累計診断世帯数及び実施率としている。診断件数、省エネ量、排出削減量は見込みよりも低く推移している。 ・ 引き続き、オンライン診断や、様々なイベント等での情報発信の他、今後はゼロカーボンシティ宣言自治体や民間事業者等による受診勧奨の拡大やこれらの者の提供する類似の取組との連携を目指すなど、診断世帯数の拡大を図っていく。 ・ 2022年度からは、家庭エコ診断も含めた普及啓発にとどまらない総合的な需要側対策を講じ、脱炭素社会の実現に向けた国民の行動変容の促進に注力している。

(3) エコドライブ

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 エコドライブ（乗用車）の実施率	%	実績	6	—	—	—	—	—	50.8	64.6	64.0	63.7								
		見込み		8	10	12	14	16	45	48	50	53	56	58	60	62	63	65	66	67
対策評価指標 エコドライブ（自家用貨物車）の実施率	%	実績	9	—	—	—	—	—	40.7	46.2	47.3	47.7								
		見込み		12	15	18	21	24	38	41	43	46	49	51	53	55	56	58	59	60
省エネ量	万 kL	実績	10	—	—	—	—	—	176.4	221.8	221.7	221.4								
		見込み		19	29	39	48	58	157	168	179	190	200	210	219	226	233	239	244	248
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	26	—	—	—	—	—	468.0	588.4	588.2	587.5								
		見込み		51	77	103	128	154	416	446	476	505	532	557	580	600	619	634	647	657



定義・算出方法	< 対策評価指標 > ・エコドライブ実施率 ・実績値（2013年度）：乗用車は6％、自家用貨物は9％と仮定 ・将来の実施率の見込み量：
---------	--

	2030年度実施率について乗用車67%、自家用貨物60%と仮定 ・エコドライブによる省エネ効果：10%削減 <省エネ量> 省エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × 対策による削減率(10%) × 他対策後の消費量(2030年) <排出削減量> 排出削減量 = 省エネ量 × ガソリン等排出係数
出典	環境省が実施するアンケート調査
備考	※1 エコドライブの実施率推計方法等は 2019 年 3 月に確立し、2019 年度より集計。 ※2 省エネ量は、2012 年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算。 ※3 目標年度（2030 年度）以外の数字は 2030 年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。 ※4 2013 年度の省エネ量（実績）及び排出削減見込量（実績）、2014～2030 年度の省エネ量（見込み）及び排出削減見込量（見込み）について、計算内容を精査し、数値を修正した。

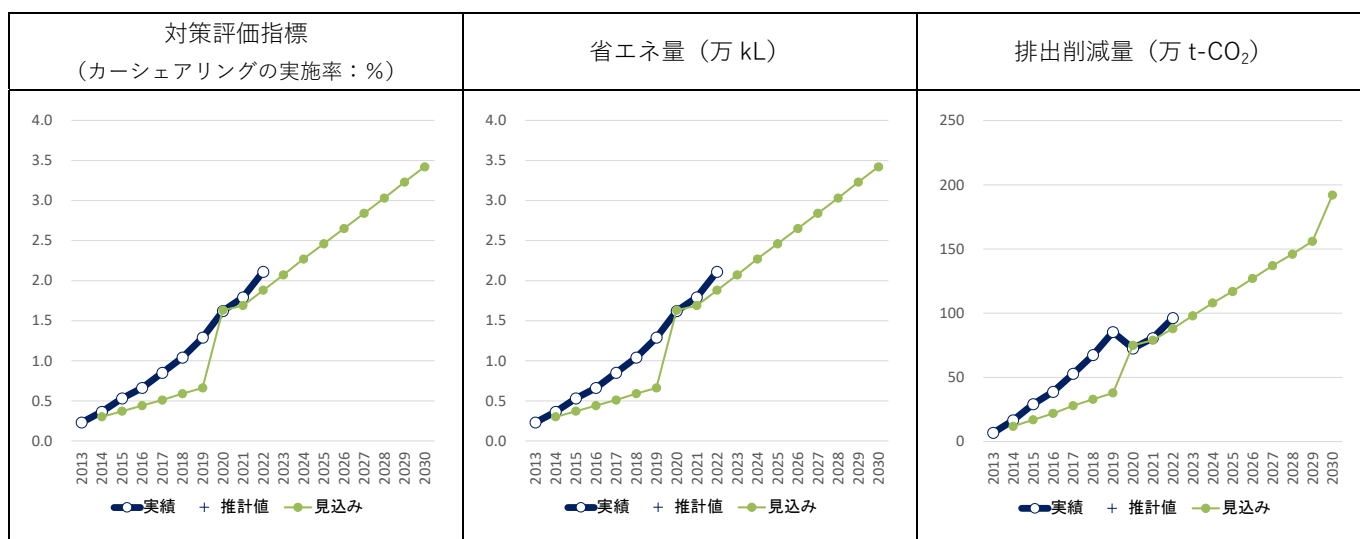
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標（エコドライブ（乗用車）の実施率） B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる 対策評価指標（エコドライブ（自家用貨物車）の実施率） B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 B. 2030 年度目標水準を上回ると考えられる
評価の補足および理由	実態に即したエコドライブ実施率の推計方法を確立したことで、計画策定時の見込より、エコドライブの多様な行動形態を把握することができるようになり、高い実施率となっている。 2022年度からは、エコドライブも含めた普及啓発にとどまらない総合的な需要側対策を講じ、脱炭素社会の実現に向けた国民の行動変容の促進に注力している。

(4) カーシェアリング

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 カーシェアリング の実施率	%	実績	0.23	0.36	0.53	0.66	0.85	1.04	1.29	1.62	1.79	2.11								
		見込み		0.30	0.37	0.44	0.51	0.59	0.66	1.63	1.69	1.88	2.07	2.27	2.46	2.65	2.84	3.03	3.23	3.42
省エネ量	万 kL	実績	2.8	7.0	12.0	15.9	21.6	27.2	34.8	32.5	36.1	43								
		見込み		5.0	7.2	9.4	11.5	13.7	15.9	33	34	39	43	47	51	56	60	64	68	73
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	7	16.7	29.2	38.8	52.9	67.4	85.3	72.6	80.6	96.2								
		見込み		12	17	22	28	33	38	75	79	88	98	108	117	127	137	146	156	192



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > ・カーシェアリング実施率 ・実績値（2013年度）：カーシェアリング会員数と人口との比率で軽乗用車、乗用車ともに0.23%と設定（会員数の出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（http://www.ecomo.or.jp/environment/carshare/carshare_graph2014.2.html）） ・将来の実施率の見込み量： 下記のシナリオを想定 低位シナリオ：現行成長率の伸長 2013～2020年度のカーシェアリング実施率実績値の近似直線から2030年度の実施率を推計（同3.42%） （出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（2020年6月）「わが国のカーシェアリング車両台数と会員数の推移」から推計）
	< 省エネ量 > 各年の省エネ量は、2012年度における実施率、2030年度における実施率および他対策後の輸送量等を用いて、各年の実施率を変数として推計した。また、排出削減量は軽を含む乗用車（電気自動車）の場合、省エネ量にガソリン等排出係数（原油1L

	あたりの電力量と電力排出係数) を乗じた。 ○乗用車・電気自動車(軽を含む) (1) 省エネ量 省エネ量 = 乗用車の走行距離削減による省エネ量 - 電気自動車の走行距離増加による 増エネ量 乗用車の走行距離削減による省エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × {対策による削減率(37%) + (1 - 対策による削減率(37%)) × EV比率(50%)} × 他対策後の輸送量(2030年) ÷ 乗用車の燃費 電気自動車の走行距離増加による増エネ量 = (実施率(各年) - 実施率(2012年)) × (1 - 対策による削減率(37%)) × EV比率(50%) × 他対策後の輸送量(2030年) ÷ 電気自動車の電費 × 原油換算原単位 <排出削減量> 排出削減量(乗用車) = 省エネ量 × ガソリン等排出係数 排出増加量(電気自動車) = 省エネ量 × 原油1Lあたりの電力量 × 電力排出係数
出典	実施人数：交通エコロジー・モビリティ財団 人口：住民基本台帳
備考	※1 省エネ量は、2012 年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算。 ※2 電力の排出係数は、将来の電源構成について見通しを立てることが困難であることから、エネルギーミックスのある 2030 年度を除き、2013 年度の排出係数に基づいて試算。 ※3 目標年度(2030 年度)以外の数字は 2030 年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。

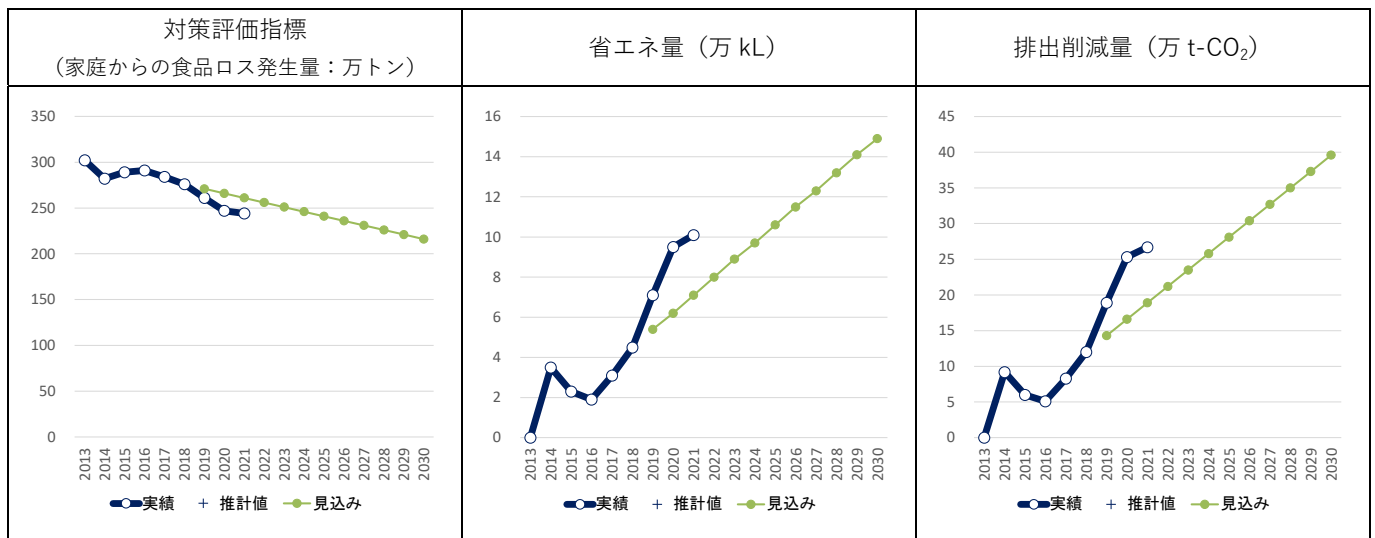
対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる 省エネ量 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる 排出削減量 C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
評価の補足および理由	カーシェアリング会員数が急速な伸びを示しているため、排出削減量が見込みを大幅に上回る実施率で推移している。これについては、社会的なニーズの増加及び企業・業界団体による努力が主たる要因と考えられるが、2022年度からは、カーシェアリングも含めた普及啓発にとどまらない総合的な需要側対策を講じ、脱炭素社会の実現に向けた国民の行動変容の促進に注力している。

（５） 家庭における食品ロスの削減

対策評価指標、省エネ量、排出削減量の実績、推計と見込み

	単位		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
対策評価指標 家庭からの食品ロス発生量	万トン	実績	302	282	289	291	284	276	261	247	244									
		見込み							271	266	261	256	251	246	241	236	231	226	221	216
省エネ量	万 kL	実績	0	3.5	2.3	1.9	3.1	4.5	7.1	9.5	10.1									
		見込み							5.4	6.2	7.1	8.0	8.9	9.7	10.6	11.5	12.3	13.2	14.1	14.9
排出削減量	万 t-CO ₂	実績	0	9.2	6.0	5.1	8.3	12.0	18.9	25.3	26.7									
		見込み							14.3	16.6	18.9	21.2	23.5	25.8	28.1	30.4	32.7	35.0	37.3	39.6



定義・ 算出方法	< 対策評価指標 > ・家庭からの食品ロス発生量 環境省「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」により測定 ・実績値（2013年度）：302万トン （出典：「地方自治体における食品廃棄物等の再生利用等の取組実態調査（平成25年度推計）」） ・将来の食品ロスの見込み量：2030年度216万トンと仮定 （第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月閣議決定）において、2030年度までに家庭から発生する食品ロスを2000年度比で半減することを目標としていることを踏まえ設定） ・2025年度の発生量は、2030年度の半減目標を踏まえた発生量（216万トン）と2018年度の実績値（276万トン）を踏まえた推計
	< 省エネ量 > 食品ロス削減量 = 食品ロス量（各年） - 食品ロス量（2013年）

	<排出削減量> $\text{排出削減量} = \text{食品ロス削減量} \times \text{食品ロスによるエネルギー起源CO}_2\text{の排出原単位}$
出典	環境省「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」
備考	※1 省エネ量は、2013 年度からの対策の進捗による省エネ量であり、排出削減量は当該省エネ量に基づいて計算 ※2 目標年度（2030 年度）以外の数字は 2030 年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。 ※3 2022 年度家庭系食品ロス量実績については現在集計中のため、集計次第公表予定

対策・施策の進捗状況に関する評価

対策評価指標等の進捗状況	対策評価指標 B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる 省エネ量 B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる 排出削減量 B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
評価の補足および理由	2021年度における家庭からの食品ロスの削減は目標を上回る結果となった。引き続き、2019年に施行された食品ロス削減推進法に基づき、mottECOや、てまえどり、フードドライブの推進など、国民運動としての食品ロスの削減に関係省庁と連携して取り組んでいく。 2022年度からは、家庭における食品ロスの削減も含めた普及啓発にとどまらない総合的な需要側対策を講じ、脱炭素社会の実現に向けた国民の行動変容の促進に注力している。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
法律・基準	2021 年 5 月に、パリ協定に定める目標を踏まえ、2050 年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定した改正温対法が成立。	改正温対法の趣旨等も踏まえ、全国各地域において、地域における創意工夫を生かしつつ、地球温暖化の防止と豊かな国民生活の実現の統合的な推進を図ることを旨とし、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するための施策を展開する。
補助	低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業（2014 年度～2017 年度）	

	家庭向け診断事業に対し補助金による支援を実施 2014 年度：36 件（39 百万円） 2015 年度：46 件（56 百万円） 2016 年度：50 件（170 百万円） 2017 年度：64 件（170 百万円）	
普及啓発	ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業 （１）COOL CHOICE 運営による危機意識醸成も含めた総合的な情報発信事業 （２）日常生活における具体的な行動を国民に呼びかける「ゼロカーボンアクション 30」の情報発信事業 （３）個別診断に基づき対策を助言する「家庭エコ診断制度」情報発信事業 （４）断熱リフォーム等と呼びかける「おうち快適化チャレンジ」情報発信事業 （５）発信力の強い者による率先行動を効果的に発信する情報発信事業 5 億円（2022 年度）	ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業 ・「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」推進事業 国民・消費者における脱炭素に向けた取組の拡大及び官民連携でのライフスタイル変革に向けた取組を国内外へ広く展開する国民運動を実施。 6 億円（2023 年度）

対策名：	定性-14. 環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
具体的内容：	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）（以下「環境教育等促進法」という。）等に基づき、国民が、幼少期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、環境教育の取組を総合的に推進。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

環境教育は、学校において学習指導要領に基づき実践されていることに加え、職場、家庭、地域のあらゆる場において更に効果的に実践されるよう、地域で推進役となる者の育成や体験活動への参加促進等を着実に実施する。施策の性格上、直ちに CO₂ 排出量の削減に寄与するものではないが、企業が教育の主体として参画し始め、組織や地域の実情に応じた創意工夫のある環境教育の取組が生まれている。例えば、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の認定数の増加により、多くの国民が体験活動に参加できているなど、様々な取組を通じて対策が進んでいるものと評価できる。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
補助	○新たな森林空間利用創出事業のうち全国規模の緑化運動の促進（2019 年度） ・全国規模の緑化行事の開催等を通じて、緑化や森林・林業に対する国民理解の醸成を図る。 32 百万円（2019 年度当初予算） ○新たな森林空間利用創出対策のうち全国規模の緑化運動の促進（2020～2021 年度） ・全国規模の緑化行事の開催等を通じて、森林空間利用や緑化をはじめとした森林と人との関わりに対する国民理解の醸成を図る。 32 百万円（2020 年度当初予算） 32 百万円（2021 年度当初予算） ○カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策のうち国民参加の植樹等の推進（2022 年度） ・全国規模の緑化行事の開催等を通じて、森林空間利用や緑化をはじめとした森林と人との関わり	○カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策のうち国民参加の植樹等の推進（2023 年度） ・全国規模の緑化行事の開催、国民の幅広い参画による森林づくりの推進等を通じ、森林と人との関わりに対する国民理解の醸成を図る。 118 百万円の内数（2023 年度当初予算） ○森林・山村地域振興対策のうち国民参加の植樹等の推進（2024 年度） ・全国規模の緑化行事の開催、国民の幅広い参画による森林づくりの推進等を通じ、森林と人との関わりに対する国民理解の醸成を図る。 952 百万円の内数（2024 年度当初予算案）

	りに対する国民理解の醸成を図る。 212 百万円の内数（2022 年度当初予算）	
	○ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成（2019 年度） ・消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進する取組等を支援 91 百万円の内数（2019 年度当初予算） 201 百万円の内数（2020 年度当初予算） 150 百万円の内数（2021 年度当初予算） ○カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策のうち「木づかい運動」の促進（2022 年度） ・消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進する取組等を支援 212 百万円の内数（2022 年度当初予算）	○カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策のうち「木づかい運動」の促進の今後の予算措置 118 百万円の内数（2023 年度当初予算案） ○花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギの需要拡大のうち建築物へのスギ材利用の機運醸成の今後の予算措置 6,000 百万円の内数（2023 年度補正予算） ○木材需要の創出・輸出力強化対策のうちウッド・チェンジ拡大促進支援事業の今後の予算措置 298 百万円の内数（2024 年度当初予算案）
普及啓発	○国民参加の森林づくり 幅広い国民の理解と協力のもと、木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、企業や NPO 等の森林づくりへの幅広い参画を促進 ・国民運動の認知度を高めるため、企業、NPO 等に対して、森林づくりへの参画の呼びかけ等を実施。各界の代表が参加して国民運動を推進する「森林づくり全国推進会議」の発足や「フォレスト・サポーターズ」への登録を通じた幅広い情報提供等、国民運動の展開や民間における推進組織の支援等を実施 （予算額は[補助]の項に前掲）	○国民参加の森林づくり 2022 年に発足した、経済、地方自治体等各界の企業・団体で構成する「森林づくり全国推進会議」及び関連する勉強会の開催や「フォレスト・サポーターズ」への登録を通じた幅広い情報提供等、国民運動の展開や民間における推進組織の支援等を実施（2023 年度）
	○木づかい運動 広く一般消費者を対象に、木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動とし	建築物等における木材利用拡大の機運醸成を図る「木づかい運動」を推進する情報発信等の普及啓発の

	て「木づかい運動」を推進 ・木の良さや価値を再発見させる製品や取組等について、特に優れたものを消費者目線で表彰する「ウッドデザイン賞」の普及を支援。 ・消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進するため、各種コンテンツによる広報・普及活動や木づかいの普及啓発を行う実践者を養成するセミナーの実施、各種展示会への出展等を支援。 ・木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の実践活動や団体間連携、木育授業の実施等を支援。 (予算額は[補助]の項に前掲)	取組を引き続き進める。
	○エシカル消費の推進 消費者庁において、地域の活性化や雇用などを含む、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の意義や必要性などについて、広く国民に情報提供を行うとともに、地方公共団体による主体的な普及・啓発活動の促進を目指すことを目的としたシンポジウム「エシカル・ラボ」を 2015 年度～2019 年度にかけて、全国で開催した。2017 年度は鳥取と徳島、2018 年度は秋田、山口、京都、2019 年度は、石川、兵庫、静岡において開催した。その際、環境省、林野庁などと連携し、環境教育に資する会場内展示などを行った。また、小中学生を対象とした啓発ワークショップも実施した。2020 年度にはエシカル消費の普及・啓発のために、動画やポスター、パンフレット等の啓発資材を作成するとともに、エシカル消費をテーマとしたライブシンポジウムを愛知、大阪で開催した。また、「エシカル消費特設サイト」を開設し、情報発信の充実強化に向けて、取組事例の収集・発信等を行った。2021 年度には動画やポスター、パンフレット等の啓発資材を活用し引き続き取組を消費者に広く周知、継続するとともに、エシカル消費の一つであるサステナブルファッションの推進に向け、特設ページの開設やサポーター制度の創設、動画の作成等により、消費者のサステナブルファッションへの関心を高め、実践している人の輪を広げる取組を実施。	サステナブルファッション等のエシカル消費の推進に向けた取組を引き続き進める。

	2022 年度には、SNS 公式アカウントを開設し、エシカル消費に関する情報の発信を開始した。 ・開催回数：シンポジウム 10 回(2017 年度：鳥取、徳島、2018 年度：秋田、山口、京都、2019 年度：石川、兵庫、静岡、2020 年度：愛知、大阪)、小中学生向けワークショップ 13 回 (2017 年度：東京、2018 年度：東京、京都、2019 年度：東京、石川、兵庫、2020 年度：千葉、2021 年度：東京（2 回）、大阪、2022 年度：東京（2 回）、埼玉（1 回）)	
	○食品ロス削減に関する消費者への普及啓発（2012 年度～） ・食品ロスの現状や削減に効果的な取組を消費者に広く周知、継続 チラシ 4 万 8 千枚印刷（2014 年度） チラシ 32 万 2 千枚印刷（2015 年度） チラシ 28 万枚、ポスター 200 枚印刷（2016 年度） チラシ 20 万枚、ポスター 200 枚印刷（2017 年度） チラシ 20 万枚、ポスター 4 千枚印刷（2018 年度） チラシ 25 万枚、小冊子 8 万部印刷（2019 年度） ポスター約 1 万枚、小冊子 5 万部印刷（2020 年度） チラシ 3 万枚、ポスター約 1 万枚、小冊子 5 万部、ガイドブック 7,300 部印刷（2021 年度） チラシ 5 万部、ポスター約 1 万枚、ガイドブック 8,000 部印刷（2022 年度） ・食品ロス削減シンポジウムの開催（消費者庁、農林水産省、環境省主催）（2016 年度） 参加者：197 人 ・食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムの開催（内閣府、消費者庁主催、農林水産省、環境省共催）（2020 年度）（神奈川県、福島県、愛媛県、鹿児島県、北海道、京都府、鳥取県）	教材の作成等を通じて、食品ロス削減の普及啓発を引き続き進める。

	・食品ロス削減全国大会の開催、継続（開催地自治体、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会主催、環境省、農林水産省、消費者庁共催）（2017 年度～） 第 1 回食品ロス削減全国大会（松本市）（2017 年度） 参加者数：約 800 人、参加自治体数：約 100 自治体 第 2 回食品ロス削減全国大会（京都市）（2018 年度） 参加者数：約 500 人、参加自治体数：約 100 自治体 第 3 回食品ロス削減全国大会（徳島県・徳島市）（2019 年度） 参加者数：約 600 人、参加自治体数：約 80 自治体 第 4 回食品ロス削減全国大会（富山県（会場参加と併せて WEB 配信））（2020 年度） 会場参加者数：約 200 人、参加自治体数：約 90 自治体、WEB 視聴：約 600 人 第 5 回食品ロス削減全国大会（豊田市）（2021 年度） 会場参加者数：320 人、WEB 視聴者数：184 人、参加自治体数：約 100 自治体 第 6 回食品ロス削減全国大会（さいたま市）（2022 年度） 会場参加者数：706 人、WEB 視聴者数：137 人、参加自治体数：約 47 自治体 ・「食品ロス削減推進大賞」の実施（2020 年度～） 令和 2 年度食品ロス削減推進大賞（応募総数：106 件） 令和 3 年度食品ロス削減推進大賞（応募総数：95 件） 令和 4 年度食品ロス削減推進表彰※令和 4 年度から環境省と合同（応募総数 128 件） ・「「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト」の実施（2021 年度～） 令和 3 年度「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト（応募総数：6,636 件）	
--	---	--

	令和4年度「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト（応募総数：13,708 件数） ・コンビニエンスストアにおける「てまえどり」キャンペーン 令和3年度「てまえどり」キャンペーン（参加企業数：4 社） 令和4年度「てまどり」キャンペーン参加企業数：6 社） ・「食品ロス削減推進サポーター育成講座」の実施（2022 年度～）【新規】 令和4年度オンライン講座2 回（計 6 日間）（参加人数：約 1,600 人）	
教育	○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく人材認定等事業登録制度等（2004 年度～） 民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を国が登録し、公示する制度。近年、本制度の登録事業及び登録事業利用者数が共に増加傾向にある。登録認定資格が国や地方公共団体が発注する公共事業等の入札要件となるなど、雇用の確保に寄与している例も認められるところ。 登録事業数：48（2018 年度） 49（2019 年度） 50（2020 年度） 51（2021 年度） 53（2022 年度） 利用者等数：約 6,600（2017 年度） 約 6,400（2018 年度） 約 13,000（2019 年度） 約 12,000（2020 年度） 約 21,000（2021 年度） 約 21,400（2022 年度）	人材認定等事業登録制度の運用を通じて、民間における環境人材の円滑な活用等を図る。
	○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく体験の機会の場の充実・拡大（2011 年度～） 土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する	・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく体験の機会の場に関する情報提供等に係る今後の予算措置（事業終了予定年度：無し）

	場合に、申請に基づき、都道府県知事等の認定を受けることができる制度。認定を受けた事業者等は、その提供する体験活動を通じて、学校や地域社会との連携を図ることが可能となり、企業価値の向上にもつながっている。2018 年度に環境教育等促進法基本方針が変更され、体験の機会の場の積極的な活用、認定の促進を図ることとされたため、国において取組を強化している。 場の認定数：15（2017 年度） 17（2018 年度） 18（2019 年度） 25（2020 年度） 27（2021 年度） 30（2022 年度） 体験者数：約 26,000 人（2017 年度） 約 27,000 人（2018 年度） 約 26,000 人（2019 年度） 約 16,600 人（2020 年度） 約 32,200 人（2021 年度）	55 百万円の内数（2023 年度予算） 52 百万円の内数（2024 年度予算案）
	○環境教育・学習を地域で推進する教師等の育成（2012 年度～） 学校や地域における質の高い環境教育・ESD を実践・推進するリーダーとなる人材を育成していくことを目的とする研修。 本研修では、学校におけるカリキュラム・マネジメント等の実践力向上を目指すカリキュラム・デザイン・コースと、環境教育における体験活動の実践力向上を目指すプログラム・デザイン・コースを実施している。 研修参加者数：220 名（2017 年度） 515 名（2018 年度） 795 名（2019 年度） 301 名（2020 年度） 458 名（2021 年度） 489 名（2022 年度）	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修事業に係る今後の予算措置（事業終了予定年度：無し） 16 百万円（2023 年度予算） 14 百万円（2024 年度予算案）
	○ユネスコスクールの取組活性化 ESD の推進拠点と位置付けるユネスコスクールの学校間や地域の多様なステークホルダーと	・引き続き、ネットワークの機能強化及び登録後の活動の質の担保のため、定期的なレビュー等を実施す

	のネットワークの機能強化及び登録後の活動の質の担保のため、ユネスコスクール全国大会の開催や定期的なレビュー等を実施。	る。 ユネスコ未来共創プラットフォーム事業 87 百万円の内数（2023 年度予算） 88 百万円の内数（2024 年度予算案）
	○ESD 推進ネットワークの整備・運用 ESD（全国・地方）活動支援センターを設置し、ESD の全国的な展開、支援体制の充実等の推進のためのネットワークを形成。ESD に関わるステークホルダーの地域における取組を核とした、様々なレベルでの分野横断的な協働・連携を推進。	・引き続き、ESD 実践のための支援を受けられる体制を整備するとともに、テーマ別の学びあいの仕組みの導入により ESD 活動の高度化を図る。 116 百万円の内数（2023 年度予算） 116 百万円の内数（2024 年度予算案）

対策名：	定性-15. 脱炭素先行地域づくり
具体的内容：	地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」を、2025 年度までに選定し、2030 年度までに実現することで、農村・漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による 住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げていく。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

2022 年度には 4 月に第 1 回脱炭素先行地域として 26 提案、11 月に第 2 回脱炭素先行地域として 20 提案を選定し、公表を行った。選定した脱炭素先行地域については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を交付し、地方環境事務所を中心に伴走支援を行なった。

引き続き、2030 年度までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域を創出していく。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
補助	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（2022 年度） 200 億円（2022 年度当初） 50 億円（2022 年度補正）	地域脱炭素の推進のための交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金） ※2023 年度当初予算から特定地域脱炭素移行加速化交付金を創設し、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」から名称変更 350 億円（2023 年度予算） 135 億円（2023 年度補正） 425 億円（2024 年予算案） （事業終了予定年度：2030 年度）
普及啓発	脱炭素先行地域及び重点対策加速化事業の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信（2022 年度）	・脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信 ・第 1 回及び第 2 回に選定した脱炭素先行地域について、フォローアップを行ない、その評価を公表

		(2023 年度) ・既選定計画の先進性・モデル性について類型化し公表 (2023 年度)
その他	・地方公共団体やステークホルダーが脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、「脱炭素先行地域づくりガイドブック」及びその参考資料として「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」の公表。(2021 年度・以降定期的に更新) ・2022 年 4 月には脱炭素先行地域の第 1 回として 26 提案を選定し、2022 年 11 月には第 2 回として 20 提案を選定 (2022 年度)	・脱炭素先行地域の選定・公表(2022 年度～2025 年度) (2023 年 4 月には脱炭素先行地域の第 3 回として 16 提案を選定し、2023 年 11 月には第 4 回として 12 提案を選定)

対策名：	定性-16. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）
具体的内容：	地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、2030 年 46%削減目標に向けて、地方公共団体が目標を掲げ、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対して支援を行う。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

2022 年度に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設するため、予算要求を行った。なお、2022 年度当初予算に 200 億円、2022 年度補正予算に 50 億円を計上し、2022 年度の実績として、重点対策加速化事業の募集を行い、32 団体を採択した。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
補助	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（2022 年度） 200 億円（2022 年度当初） 50 億円（2022 年度補正）	地域脱炭素の推進のための交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金） ※2023 年度当初予算から特定地域脱炭素移行加速化交付金を創設し、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」から名称変更 350 億円（2023 年度予算） 135 億円（2023 年度補正） 425 億円（2024 年度予算） （事業終了予定年度：2030 年度）
普及啓発	脱炭素先行地域及び重点対策加速化事業の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信（2022 年度）	脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信（2023 年度）
その他	・重点対策加速化事業の募集を行ない、32 団体を採択した。 ・地方公共団体やステークホルダーが脱炭素先	（重点対策加速化事業として、2023 年には 78 団体を採択）

	行地域の実現に向けた検討を行うため、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」の公表（2021 年度・以降毎年度更新）	
--	---	--

対策名：	定性-17. 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築
具体的内容：	地域の脱炭素を実現するために、脱炭素先行地域づくりや重点対策の全国実施など、特に今後5年間で集中期間として、あらゆる分野において脱炭素への移行に繋がる取組を加速化する必要がある、このような地域脱炭素の取組に対し、①人材派遣・研修、②情報・ノウハウ、③資金の観点から、国が継続的かつ包括的に支援するスキームを構築し、地方支分部局も連携しつつ、積極的に支援する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

地域の脱炭素の取組を支援するため、人材育成支援として、地域での再エネ導入計画を立案するための実践的なセミナーや、先進地域の視察等を行う支援を32地域において提供するとともに、地域新電力に関するオンラインセミナーを開催し、約1300名が受講した。さらに、地方創生人材支援制度にグリーン分野を新設し、再生可能エネルギーの導入などの脱炭素の取組を通じて地域課題の解決を図ることができる専門人材の市町村への派遣を強化した。

情報・技術の観点からは、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報を提供するシステム（REPOS）の機能拡充を行い、再エネ導入に係る基盤情報を提供するとともに、REPOS利用者増加に向け、地方自治体への説明会等を実施。加えて、地方公共団体やステークホルダーが脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みを更新した。資金面では、2022年度に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設するため、予算要求を行った。なお、2022年度当初予算に200億円、2022年度補正予算に50億円を計上している。また、2022年10月設立の株式会社脱炭素化支援機構について、令和4年度財政投融资として、200億円を計上し、2022年度中に計5件の支援決定を行った。

2030年度に向けて、2022年度創設の各地方環境事務所の地域脱炭素創生室をはじめ、国の地方支分部局間の地域脱炭素のための会議等を組織することなどにより、引き続き、積極的に支援を行っていく。

※ESG金融については『定性-10_サステナブルファイナンスの推進』を参照

2. 施策の全体像

	実績（2022年度まで）	今後の予定（2023年度以降）
補助	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（2022年度） 200億円（2022年度当初） 50億円（2022年度補正）	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金） ※2023年度当初予算から特定地域脱炭素移行加速化交付金を創設。 350億円（2023年度予算） 135億円（2023年度補正）

		425 億円（2024 年度） （事業終了予定年度：2030 年度）
普及啓発	・脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信（2022 年度）	・脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信（2023 年度）
教育	・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 800 百万円の内数（2022 年度予算） 当該事業においてオンラインセミナーを開催し、約 1,300 人が受講した。（2022 年度） ・自治大学校において、地方公共団体の職員を対象とした地域脱炭素研修を実施。 ＜開催実績＞ 研修参加者数： 34 名（2022 年度）	・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 800 百万円の内数（2023 年度予算） 758 百万円の内数（2024 年度予算） （事業終了予定年度：2025 年度） 当該事業においてオンラインセミナーを開催。また、「脱炭素まちづくりアドバイザー制度」を創設し、脱炭素の専門家を派遣。（2023 年度） ・自治大学校において、地方公共団体の職員を対象とした地域脱炭素研修を実施。
	・2021 年度に実施した市町村と企業等のマッチング協議を受け、2022 年度より 13 市町村に 14 名のグリーン専門人材を派遣した。（2022 年度）	・2022 年度に実施した市町村と企業等のマッチング協議を受け、2023 年度より 7 市町村にグリーン専門人材を派遣。（2023 年度）
	・地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、地域に不足している専門家を紹介するとともに、専門家を招へいする際の費用の 1/2 を補助。	・地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、地域に不足している専門家を紹介するとともに、専門家を招へいする際の費用の 1/2 を補助。（2023 年度） ・地方公共団体の GX の取組を支援するため、「GX アドバイザー」の派遣を実施。（2024 年度～）
その他	・地方公共団体やステークホルダーが脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、地域脱炭	・株式会社脱炭素化支援機構は創設から累積で 14 件（2024 年 2 月末時

	素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みの公表。（2021 年度） ・脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を行う官民ファンド「株式会社脱炭素化支援機構」の設立（2022 年度） ・再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報を提供するシステム（REPOS）の機能拡充を行い、再エネ導入に係る基盤情報を提供するとともに、REPOS 利用者増加に向け、地方自治体への説明会等を実施。（2022 年度）	点）の支援決定の公表を行った。 なお、同機構において、2024 年度は財政投融資と政府保証を合わせて最大 600 億円の予算を措置しており、引き続き 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資（リスクマネー供給）を行っていく。
		・ESG 金融については『定性-10_サステナブルファイナンスの推進』を参照

対策名：	定性-18. グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション
具体的内容：	・製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量の算定・表示を支援することにより、事業者の排出削減の取組を促進するとともに、各製品・サービスの排出量情報の表示を通じて消費者の行動変容を促進する。 ・脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けて、ナッジ等の行動科学の知見と AI/IoT 等の先端技術の組合せ（BI-Tech）により、国民の前向きで主体的な意識変革や行動変容を促進する。 ・環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に、企画・開発・調整等の費用を補助する。 ・ふるさと納税の返礼品としてその地域で発電された再生可能エネルギー電気を取り扱うに際し、必要な条件について明確化し、地方公共団体の取組を応援する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

（１）製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化

2020 年度は、製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量の見える化について検討を開始した。

2021 年度は国内外の温室効果ガス排出量見える化に係る制度調査、先進事例調査を実施し、さらに製品・サービス単位の温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）の算定方法を整理した上で求められる制度の方向性について検討を実施した。

2022 年度からは、国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、カーボンフットプリントの算定・表示を通じ、排出削減の取組とビジネス成長を両立させる先進的なロールモデルとなる企業の創出を目指すモデル事業を開始した。モデル事業を通じて得られた知見を踏まえ、「CFP 実践ガイド」において、カーボンフットプリントについての具体的な取組方法を整理した。

（２）二酸化炭素削減ポイントやナッジの普及拡大

2030 年度に向けて、過年度で一定の効果が実証されたナッジ手法の社会実装を拡大させるとともに、引き続きナッジ等を活用した実証を行って国民一人ひとりの行動変容を促し、脱炭素型のライフスタイルへの転換を推進していく。2022 年度は、ナッジ等の効果の異質性（地域差・個人差）や持続性（複数年に及ぶ行動の維持・習慣化）を明らかにするための予備実証を実施した。2023 年度以降はその予備実証の結果を踏まえて小規模での予備実証や、規模を拡大しての大規模実証を順次実施する。また、見える化と消費者選好との関係を把握し営業上の影響・効果を明らかにする実証実験を実施する。

2022 年度において、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイ

ントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助する食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業を実施した。48の実施事業者によりポイントの発行が開始されており、拡大している。

2. 施策の全体像

	実績（2022年度まで）	今後の予定（2023年度以降）
補助	食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業（事業終了年度：2022年度） 101億円（2021年度 第1次補正予算）	
普及啓発	ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業 600百万円（2022年度）	ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業 600百万円（2023年度）
その他	①企業の脱炭素経営実践促進事業のうち、製品・サービスの温室効果ガス排出量見える化等促進事業 601百万円の内数（2022年度） ②低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業（2017年度） 20億円（2017年度） 30億円（2018年度） 30億円（2019年度） 30億円（2020年度） 27億円（2021年度） ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業（2022年度～2026年度） 18億円（2022年度）	①製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業 1,401百万円の内数(2023年度予算) 1,401百万円の内数（2024年度予算案） ②ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業（事業終了予定年度：2026年度） 18億円（2023年度予算）
	・ふるさと納税の返礼品としてその地域で発電された再生可能エネルギー電気を取り扱うことができる旨を告示においても明確化。（2022年度）	・対応済み

対策名：	定性-19. 社会全体を脱炭素に向けたルールイノベーション
具体的内容：	導入に時間を要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たって、支援措置に加え、①地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨益型再生可能エネルギー促進、②風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進、③地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化、④住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応といった制度改革等により、実効性を確保する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

（地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨益型再生可能エネルギー促進）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）の一部改正（令和 3 年 6 月公布）を行い、再エネの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクト（地域脱炭素化促進事業）を促進するための制度を創設した。なお、令和 4 年 4 月に本制度は施行され、地方公共団体による地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）等の設定に資するよう、同月に地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定を行い、地域脱炭素化促進事業に係る内容を拡充した。

あわせて、区域における CO₂ 排出量や地域の経済循環等の把握に役立つツールの提供や再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報を提供するシステム（REPOS）の機能拡充、地域の合意形成に資する環境アセスメントデータベース（EADAS）の収録情報の拡充等を行った。

（風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進）

陸上風力発電については、2021 年 6 月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの風力発電に係る適正な制度的対応の在り方について 2022 年度に迅速に検討・結論を得ることとされ、環境省及び経済産業省は、2021 年 7 月から具体的な検討を開始し、2022 年度に現行制度の課題を整理した上で、新制度の大きな枠組みについて、取りまとめた。

また、洋上風力発電については、2022 年度に関係省庁とともに検討を行い、新たな環境アセスメント制度の方向性を取りまとめた。

（地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化）

自然環境と調和した地域共生型の地熱利活用を促進する観点から、全国の地熱発電施設数の 2030 年までの倍増等を目指した「地熱開発加速化プラン」を 2021 年 4 月に発表し、同プランに基づく取組を進めている。

2021 年 9 月には自然公園法及び温泉法の運用見直しを行い、国立・国定公園内の地熱開発の取扱い通知及び温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の改正を行った。具体的には、自然公園法の自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件の明確化や、温泉法の離隔距離規

制や本数制限等の科学的知見を踏まえた考え方や方向性の提示などを行っており、これらの見直しを踏まえた法運用のもと、地域共生型の地熱開発が各地で進められている。また、2021 年度から IoT を活用した連続温泉モニタリングについても試行的に実施し、2022 年度から全国を対象に実施した。

2030 年に向け、引き続き同プランに基づく関係法の運用や、IoT を活用した連続温泉モニタリングなどの科学的データの収集・調査を行うことによって、地熱開発に伴う地域調整の円滑化を通じた開発加速化を図っていく。

（住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応）

2021 年 8 月に国土交通省・経済産業省・環境省が連携して設置した「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の検討を踏まえ、住宅を含む省エネルギー基準適合義務付け等の規制措置の強化、ZEH・ZEB の普及拡大、既存ストック対策の充実等の対策強化に関するロードマップを策定。当該ロードマップに基づき 3 省において対策強化を進めている。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(2021 年 10 月施行)が施行され、木材利用を促進する対象が公共建築物から建築物一般に拡大されるとともに、木材利用促進本部や建築物木材利用促進協定制度が創設された。「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(2021 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定)に基づき、都市(まち)の木造化に向けて、協定締結事業者等に対する支援、中大規模建築物の木造化に資する CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及への支援とともに、木材利用を拡大していく国民運動としての「木づかい運動」の推進に資する取組への支援等を実施した。

木材利用の促進のために、3,000 m²超の大規模木造建築物の全体をあらわしの木造で造ることを可能とする等の防火規制の見直しや簡易な構造計算で建築可能な 3 階建て木造建築物の範囲を拡大する等の構造規制の見直し等の建築基準の合理化を行った。

先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物を 4 件採択・支援したほか、中高層建築物の木造化の普及に資する優良なプロジェクトを 18 件採択・支援し、2021 年 2 月に開設した非住宅・中高層の木造建築物の設計支援情報を一元的に提供するポータルサイトの充実を図り、設計者等の育成を行った。

2. 施策の全体像

	実績(2022 年度まで)	今後の予定(2023 年度以降)
法律・基準	地球温暖化対策推進法の一部改正 ・地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設 2021 年 6 月 2 日公布・2022 年 4 月 1 日施行	
	地球温暖化対策推進法の一部改正等を踏まえた地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定(2021 年度～)	地球温暖化対策推進法の一部改正等を踏まえた地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定

		(2023 年度以降)
	①「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(2011 年度) 及び「同通知の解説」(2015 年度) ・2021 年 9 月 30 日付けで改訂を行い、従来、国立・国定公園の第 2 種・第 3 種特別地域内における開発は、原則認めないという方針だったものを、小規模な地産地消型の地熱開発や自然環境との調和が図られた優良事例については容認し、積極的に進める方針に転換した。 ②温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(2011 年度) ・2021 年 9 月 30 日付けで改訂を行い、温泉法の運用において、開発事業者が持続可能な形で地熱資源を利用する計画を策定した場合は、蒸気を取り出す井戸の掘削許可において、離隔距離規制等を設けないこととした。	
	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(2021 年度) ・基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大。 国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みを設け、国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対して必要な支援を実施。 政府における推進体制として、農林水産省に木材利用促進本部を設置し、基本方針の策定等を実施。 令和 3 年 6 月 公布 令和 3 年 10 月 施行	「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定)に基づき、建築物等における木材利用を促進。
	建築基準法の一部改正 ・3,000 m²超の大規模木造建築物の全体をあらわしの木造で造ることを可能とする等の防火規制の見直しや、簡易な構造計算で建築可能な 3 階建て木造建築物の範囲を拡大する等の構造規制の	建築基準法施行令の一部改正 ・中層建築物への木材利用の促進を図るため、階数に応じて要求される耐火性能基準について、最上階から数えた階数が 5 以上 9 以下の階を

	見直しを実施 令和4年6月17日公布（防火規制については令和6年4月1日施行予定・構造規制については3年以内施行） ・建築基準法に基づく告示の一部改正 木造の準耐火構造・防火構造の外壁の構造方法に係る仕様を追加 令和3年6月7日公布・施行 ・建築基準法に基づく告示の一部改正 CLTの基準強度に7層7プライ等の強度を追加 令和4年3月31日公布・施行 ・建築基準法に基づく告示の一部改正 CLTを用いた建築物等の設計が容易になるよう、中層のCLT建築物の構造計算方法を合理化 令和4年11月8日公布・施行	90分耐火性能で設計可能とする等の合理化を実施 令和5年2月10日公布（令和5年4月1日施行） 建築基準法に基づく告示の改正 ・CLTパネル工法の小規模建築物に対して、構造計算によらない仕様規定のみによる設計法の整備を推進（2023年度以降） ・事務所以外の用途の建築物について、準耐火構造（燃えしろ型）の仕様基準の整備を推進（2023年度以降）
補助	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 ※2021年度予算までは「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」の名称 ・地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定支援、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制の構築を支援：予算2,500百万円の内数（2020年度補正）、1,200百万円の内数（2021年度）、1,650百万円の内数（2021年度補正）、800百万円の内数（2022年度）、2,200百万円の内数（2022年度補正）	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 ・地域再エネの最大限の導入を促進するための、地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定支援、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制の構築支援：予算800百万円の内数（2023年度）、1,885百万円の内数（2023年度補正）、758百万円の内数（2024年度予算） （事業終了予定年度：2025年度）
	木材産業・木造建築の活性化や、木材需要の創出・輸出力強化への支援 新たな木材需要を創出するため、木材利用が低位	97億円の内数（2023年度予算） 144億円の内数（2024年度予算案）

	な都市部の建築物等における木造化・木質化を推進するための製品・技術の開発・普及や、木質バイオマス、更には、消費者等の理解の醸成のための幅広い普及啓発など様々な分野での地域材利用の拡大に対する支援を実施。 129 億円の内数（2020 年度） 123 億円の内数（2021 年度） 116 億円の内数（2022 年度）	
	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）（2015 年度） ・先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物の整備に対して支援を行う。 ・2015 年度より 65 件支援 60.8 億円の内数（2015 年度） 109.5 億円の内数（2016 年度） 103.6 億円の内数（2017 年度） 102.2 億円の内数（2018 年度） 99.8 億円の内数（2019 年度） 90.7 億円の内数（2020 年度） 74.9 億円の内数（2021 年度） 66.3 億円の内数（2022 年度）	・サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に係る今後の予算措置（事業終了予定年度：2023 年度） 66.29 億円の内数（2023 年度）
	優良木造建築物等整備推進事業（2022 年度） 中高層建築物の木造化の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。 200 億円の内数（2022 年度） 都市木造建築物設計支援事業(2020 年度) ・非住宅や中高層の木造建築物（中大規模木造建築物）に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、中大規模木造建築物の設計支援情報を集約一元化して提供するとともに、設計者を育成する取組を推進する。 5 億円の内数（2020 年度） 5 億円の内数（2021 年度） 5 億円の内数（2022 年度）	優良木造建築物等整備推進事業に係る今後の予算措置（事業終了予定年度：2030 年度） 279.18 億円の内数（2023 年度） 447.10 億円の内数（2024 年度） 都市木造建築物設計支援事業に係る今後の予算措置（事業終了予定年度：2030 年度） 279.18 億円の内数（2023 年度） 447.10 億円の内数（2024 年度）

技術開発	木材産業・木造建築の活性化への支援 ・中大規模建築物の木造化に資する CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及への支援を実施。 129 億円の内数（2020 年度） 123 億円の内数（2021 年度） 116 億円の内数（2022 年度）	97 億円の内数（2023 年度予算） 144 億円の内数（2024 年度予算案）
普及啓発	・木づかい運動 広く消費者を対象に、木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として「木づかい運動」を推進 ・木の良さや価値を再発見させる製品や取組等について、特に優れたものを消費者目線で表彰する「ウッドデザイン賞」の普及を支援。 ・デジタル技術を活用した情報発信等による広報活動やシンポジウムの開催、各種展示会への出展等を支援。 ・木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」の実践活動や木育の実施を促す取組等を支援。	・木づかい運動 建築物等での木材利用促進の機運を醸成するため、木の良さや木材利用の意義の普及啓発を図る取組への支援等により、木材利用を拡大していくための国民運動として「木づかい運動」を推進
教育	・改定後の地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル等についての地方公共団体職員向け説明会（全 9 回）の開催（2021 年度） ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定についての地方公共団体職員向け説明会（1 回）の開催、地域脱炭素化促進事業制度に係る都道府県基準及び促進区域設定に関する説明会（全 2 回）の開催（2022 年度）	・地方公共団体実行計画策定研修の開催（2023 年度以降）
その他	・都道府県、市区町村の CO₂排出量等を「見える化」した自治体排出量カルテの提供 ・地域の経済循環を「見える化」した「地域経済循環分析ツール」の提供 ・再エネ導入に向けたゾーニング等の取組や環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進に資する地域の自然環境・社会環境等の情報を提供する Web-GIS「EADAS」（2021 年度）	・都道府県、市区町村の CO₂排出量等を「見える化」した自治体排出量カルテの提供（2023 年度以降） ・地域の経済循環を「見える化」した「地域経済循環分析ツール」のデータ更新、改良、提供 ・再エネ導入に向けたゾーニング等の取組や環境アセスメント等の場面における情報交流・理解促進に資する地域の自然環境・社会環境等の

		情報を提供する Web-GIS「EADAS」 (2023 年度以降)
	・再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) の機能拡充を行い、再エネ導入に係る基盤情報を提供するとともに、REPOS 利用者増加に向け、地方自治体への説明会等を実施。 (2022 年度)	・再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) の機能拡充を行い、再エネ導入に係る基盤情報を提供する。 (2023 年度)
	陸上風力発電の環境アセスメントに係る現行制度の課題を整理した上で、新制度の大きな枠組みを取りまとめた。 (2022 年度)	2022 年度に取りまとめた新制度の大きな枠組みを基礎としつつ、制度の詳細設計のための検討を実施。 (2023 年度以降)
	洋上風力発電の環境アセスメントに係る新たな制度の方向性を取りまとめた。 (2022 年度)	2022 年度に取りまとめた方向性に基つき検討すべきとされた論点を踏まえ具体的な制度について検討を実施。 (2023 年度以降)
		洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業 450 百万円 (2023 年度予算) ・洋上風力発電の導入が見込まれる海域における環境調査の実施等 ・洋上風力発電の導入に係る環境保全手法の最適化 環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業 720 百万円の内数 (2024 年度予算) ・洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査・提供の実施 ・洋上風力発電における順応的管理等実証の実施
	・IoT を活用した連続温泉モニタリングによる科学的データの集約、適切な管理・評価、公開の仕組みの構築に向けた本格的な実証事業の実施 250 百万円 (2022 年度予算)	・IoT を活用した連続温泉モニタリングによる科学的データの集約、適切な管理・評価、公開の仕組みを構築

		(事業終了予定年度：2024 年度) 210 百万円 (2023 年度予算) 200 百万円 (2024 年度予算)
	・脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネルギー対策等のあり方検討会の検討を踏まえて、住宅を含む省エネルギー基準適合義務付け等の規制措置の強化、ZEH・ZEB の普及拡大、既存ストック対策の充実等の対策強化に関するロードマップを策定。(2021 年度)	・ロードマップに基づく各省での取組を実施。 ・改正建築物省エネ法(2022 年度改正)に基づき、2025 年度の住宅を含む新築建築物の省エネ基準への適合義務化、既存ストックの省エネ性能向上に資する規制の合理化等を実施するとともに補助・税制・融資による支援を実施。 ・ZEH・ZEB や次世代建材の支援を行うとともに、省エネ法に基づく建材トップランナー制度における断熱材等の目標基準値の見直しを実施。 ・政府実行計画や地方公共団体実行計画に基づく省エネ・再エネの率先した取組について、適切にフォローアップを実施。住宅・建築物の省エネ化・脱炭素化について国民・事業者等への普及啓発等を実施。

対策名：	定性-21. 相手国の政策・制度構築
具体的内容：	・ 二国間の環境政策対話の実施 ・ アジア太平洋統合評価モデル（AIM）による長期戦略策定支援及び NDC 改訂支援

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

1. 二国間の環境政策対話の実施 新興国・途上国における温室効果ガス削減等の環境改善を目的として、包括的な環境協力の覚書等に基づき、環境政策対話等を実施した。 2. アジア太平洋統合評価モデル（AIM）による長期戦略策定支援及び NDC 改訂支援 日本の国立環境研究所や京都大学などが共同開発している大規模シミュレーションモデルである AIM を用いて、政策オプションを評価し、様々な将来シナリオの定量化を行うことを通じて政策検討、NDC 更新及び長期戦略策定につなげていく支援を、ベトナム、マレーシア、タイ等に対して行った。

2. 施策の全体像

	実績（2022 年度まで）	今後の予定（2023 年度以降）
その他	1. 二国間環境政策対話 これまでに環境協力覚書に署名した、中国、モンゴル、インドネシア、ベトナム、シンガポール、イラン、タイ、ミャンマー、インド、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、ブラジル、ウズベキスタンとの、温室効果ガス削減等の環境改善を目的とした、環境政策対話を継続的に実施している。 <予算額> 189 百万円の内数（2018 年度） 326 百万円の内数（2019 年度） 458 百万円の内数（2020 年度） 467 百万円の内数（2021 年度予算） 497 百万円の内数（2022 年度予算）	新興国・途上国における温室効果ガス削減等の環境改善を目的として、環境政策対話等を実施していく。 <予算額> 492 百万円の内数（2023 年度予算）
	2. 長期戦略策定支援及び NDC 改訂支援 日本の国立環境研究所や京都大学などが共同開発している大規模シミュレーションモデルである AIM を用いて、政策オプションを評価し、様々	1.5 度目標を含むパリ協定の目標達成に向けた脱炭素移行支援の一環として、AIM を活用したシナリオ策定や長期戦略策定に向けた支援を、

	な将来シナリオの定量化を行うことを通じて政策検討、NDC 更新及び長期戦略策定につなげていく支援を、ベトナム、タイ、マレーシア等に対して行った。 <予算額> 74 百万円の内数（2019 年度） 201 百万円の内数（2020 年度） 221 百万円の内数（2021 年度） 221 百万円の内数（2022 年度）	対象国を広げながら引き続き実施していく。 <予算額> 206 百万円の内数（2023 年度予算） 206 百万円の内数（2024 年度予算）
--	---	--

対策名：	定性-22. 国際ルール作りの主導
具体的内容：	・各国・地域の産業別エネルギー消費効率の「見える化」を進めるためのデータ整備 ・鉄鋼のエネルギー使用量評価の国際標準化 ・グリーン建材の省エネルギー性能の国際標準化 ・一般的な温室効果ガス排出測定などの評価方法の国際標準化 ・市場メカニズムを活用するための適切な国際ルールの構築及びその実施 ・国際海事機関（IMO）における国際的な枠組みの策定の主導 ・国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論の主導

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

1. 各国・地域の産業別エネルギー消費効率の「見える化」を進めるためのデータ整備 日本が主導する官民協働イニシアティブである Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN (CEFIA) を通じ、同地域におけるエネルギー効率改善及び再エネ導入等による脱炭素化の具体的なプロジェクトの組成に取り組んだ。 2. 鉄鋼のエネルギー使用量評価の国際標準化 2020 年度には、製鉄所からの CO₂ 排出量・原単位の計算方法に係る国際規格（ISO14404 シリーズ）を導入する際のガイダンスとなる国際規格（ISO 14404-4）を発行した。 2021 年度以降は、製鉄所における総合的な省エネルギー対策のガイドラインに関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める予定。 3. グリーン建材の省エネルギー性能の国際標準化 2020 年度には、2018 年に国際標準化提案した木材・プラスチック再生複合材（WPRC）に係る国際規格（ISO 20819-1）が発効するとともに、その物性試験方法に関する新規提案を行った。また、遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準案を検討した。 2021 年度以降は、WPRC の物性試験方法に関する国際規格発行を目指すとともに、遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める予定。 4. 一般的な温室効果ガス排出測定などの評価方法の国際標準化 東南アジアの企業等の温室効果ガス排出量の把握を促進するため、ASEAN 地域の能力構築等に加え、「施設レベルの GHG 排出量測定・報告に関する ASEAN ガイドライン」を策定（2023 年）した。 5. 市場メカニズムを活用するための適切な国際ルールの構築及びその実施 ・2021 年 11 月の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）において、JCM も位置づけられるパリ協定第 6 条（市場メカニズム）の実施ルールが採択されたが、日本政府は JCM の経験
--

を活かして、政府承認に基づく二重計上防止策等の当該ルールを提案し、それが決定文書に反映される等、採択に大きく貢献した。

- ・2022年11月の国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）では、パリ協定第6条関係では実施に必要な報告様式や登録簿等に関する詳細規則の議論が行われたが、日本政府はJCMの経験を踏まえて報告様式等の提案を行って議論を主導し採択に貢献した。また、パリ協定6条実施に関する能力構築に向けた国際的な連携の促進とともに、優良事例等の情報共有や実施に関する体制整備支援等を実施するため、日本主導で「パリ協定6条実施パートナーシップ」を立ち上げた。本パートナーシップを通じて、引き続きJCMを含むパリ協定第6条（市場メカニズム）に沿ったグローバルな「質の高い炭素市場」の構築に貢献する。

6. 国際海事機関（IMO）における国際的な枠組みの策定の主導

IMOは2018年に「GHG排出削減戦略」を採択し、2050年までに国際海運からのGHG排出量を半減すること等の目標を掲げていたが、2021年11月に、我が国は「2050年カーボンニュートラル」を新たな目標とすることを、米、英等と共同で提案した。また、2022年12月に開催された第79回海洋環境保護委員会（MEPC 79）では、GHG削減のための具体的な対策についても審議され、ゼロエミッション船の普及促進のためには、first moversへの支援が重要であり、課金・還付型の経済的手法が有効であるとの我が国の主張を支持する意見が多く表明された。

7. 国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論の主導

国際航空分野における二酸化炭素排出削減に係る長期目標については、その実現可能性調査を行う検討グループにおいて我が国が議長となり、科学的分析に基づく報告書を取りまとめた。その後、2022年10月の第41回ICAO総会において、当該報告書を基に「国際航空における2050年までのカーボンニュートラル達成」をグローバル長期目標として採択した。

2. 施策の全体像

	実績（2022年度まで）	今後の予定（2023年度以降）
法律・基準	5. パリ協定6条（市場メカニズム）の実施指針について 2021年11月に開催されたCOP26において、市場メカニズムに関する実施指針が採択された。特に、我が国が提案した政府承認に基づく二重計上防止策が決定文書に反映される等、採択に大きく貢献した。 2022年11月に開催されたCOP27においてはCOP26で採択された実施指針に基づき、パリ協定第6条の実施に必要な報告様式や登録簿等の細則が決定した。我が国からは、JCMの経験を踏まえた報告様式等の提案を行い、これらが決定された細則に含まれた。	2023年11月から12月にかけて開催されるCOP28において、6条の実施に関する国連への報告等に関する詳細事項について議論される。

	6-1. 国際海運における燃料油消費実績報告制度の導入（2017 年度） 船舶が使用する燃料の消費を見える化し、省エネ運航を更に促進するため、運航データ（燃料油消費量、航海距離及び航海時間等）を IMO に報告する制度が 2016 年 10 月の海洋汚染防止条約附属書VIの改正により創設された。当該制度を国内法制化すべく、国土交通省令等を改正した。 （平成 30 年 3 月公布・施行） 6-2. 国際海運における新造船の二酸化炭素放出（燃費）規制の基準引き上げ（2019 年度） 海洋汚染防止条約附属書VIに基づく、新造船の二酸化炭素放出（燃費）規制の 2020 年 1 月からの強化を国内法制化するため、国土交通省令を改正した。 （令和元年 12 月公布・令和 2 年 1 月施行） 6-3. 国際海運における新造船の二酸化炭素放出（燃費）規制の基準引き上げ（2020 年度） 当初 2025 年から予定されていた EEDI 規制値強化（フェーズ 3 規制）について、CO₂排出量が多いコンテナ船をはじめ、一部の船種について、規制値の更なる強化や適用時期の 2022 年 4 月への前倒し等を盛り込んだ MARPOL 条約附属書 VI の改正案を国内法制化するため、国土交通省令を改正した。 （令和 3 年 3 月公布・令和 4 年 4 月施行） 6-4. 既存船燃費規制及び燃費実績格付制度の導入（2022 年度） 2021 年 6 月、我が国が提案し国際条約化に向けて交渉を主導してきた、世界の外航船への新たな CO₂排出規制「既存船燃費規制（EEXI）・燃費実績（CII）格付け制度」に関する改正条約附属書VIを国際海事機関（IMO）において採択した。これにより従来は新造船のみが対象であった CO₂排出規制が既存船に対しても適用され、国際海運からの CO₂排出量の大幅削減に寄与した。加えて、海洋汚染防止条約附属書VIの改正を国内法制化するため、国土交通省令等を 2022 年 7 月	IMO において正式採択された EEDI 規制値に関する海洋汚染防止条約附属書VIの改正を国内法制化するため、国土交通省令等を改正する。
--	--	--

	に改正した。 7. 国際海運における新造船の二酸化炭素放出（燃費）規制の基準引き上げ（2019 年度） 海洋汚染防止条約附属書VIに基づく、新造船の二酸化炭素放出（燃費）規制の 2020 年 1 月からの強化を国内法制化するため、国土交通省令を改正した。 （令和元年 12 月公布・令和 2 年 1 月施行） 8. 国際海運における新造船の二酸化炭素放出（燃費）規制の基準引き上げ（2020 年度） 当初 2025 年から予定されていた EEDI 規制値強化（フェーズ 3 規制）について、CO₂排出量が多いコンテナ船をはじめ、一部の船種について、規制値の更なる強化や適用時期の 2022 年 4 月への前倒し等を盛り込んだ MARPOL 条約附属書 VI の改正案を国内法制化するため、国土交通省令を改正した。 （令和 3 年 3 月公布・令和 4 年 4 月施行）	
その他	1. CEFIA を通じた脱炭素技術の普及・促進 CEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）は、ASEAN の脱炭素化及びエネルギーランジションを進めるため、脱炭素技術の普及、そのための政策・制度構築及び資金動員を官民連携で進めることを目的として日本政府が提案したイニシアティブであり、2019 年 9 月より取組を開始している。ASEAN におけるエネルギー協力行動計画（APAEC）に貢献することを、活動の基本方針としている。 上記目的実現のため、IoT を活用した工場最適操業（RENKEI）、実質的にエネルギーを消費しない建物（ZEB）の構築、強風に強い風車を使った風力発電付きマイクログリッド、日本の優れた省エネ技術の導入による製鉄所の省エネ（SteelEcosol）の 4 つの具体的プロジェクト（フラッグシッププロジェクト）を進めるとともに、国際金融機関や ASEAN 地場銀行と協力して脱炭素技術に資金動員するためのファイナンスのあり方について検討を進めている。また、APAEC への貢献の道筋を定めるため、コラボレーション	活動を進めている 4 つのフラッグシッププロジェクトに加えて、省エネと快適性を両立する空調の導入（AC-ECP）、バイオマス発電及びバイオ炭の活用（Biochar）等、ASEAN のニーズも踏まえながら新たなフラッグシッププロジェクトを組成する。また、横断的な取組として、温室効果ガス排出削減量の見える化、起業家育成について議論を行う。 フラッグシッププロジェクト等の活動状況を報告するために、2023 年 8 月にインドネシアで第 5 回 CEFIA 官民フォーラムを開催する。

	ロードマップを策定した。 第4回 CEFIA 官民フォーラムを2023年2月16日にフィリピンで開催し、ASEANの官民の関係者が参加し、フラッグシッププロジェクトなどの活動状況が紹介されたほか、脱炭素技術への資金動員や温室効果ガス排出削減量の見える化、起業家育成といったプロジェクト横断的な取組について議論を行った。 2. 鉄鋼のエネルギー使用量評価の国際標準化 製鉄所からのCO₂排出量・原単位の計算方法に係る国際規格（ISO14404シリーズ）を導入する際のガイダンスとなる国際規格（ISO 14404-4）を発行。（2020年度） 3. グリーン建材の省エネルギー性能の国際標準化 ・2018年に日本から国際標準化提案した木材・プラスチック再生複合材に係る国際規格（ISO 20819-1）を発行。 ・木材・プラスチック再生複合材の物性試験方法に関する国際標準化提案を実施。 ・遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準化提案に向け、国際規格案を検討。（2020年度） 4. 東南アジア企業等の排出量把握を促進する透明性パートナーシップ 東南アジアの企業等の温室効果ガス排出量の把握を促進するため、2017年に立ち上げた透明性パートナーシップ（PaSTI: Partnership to Strengthen Transparency Initiative）の取組として、「ASEAN地域の温室効果ガス排出量の算定・報告に関するガイドライン」（以降、ガイドライン）の作成を開始した。 2022年度には、ガイドライン作成に向けて、各国と協議を進め、2回のワークショップ及びCOP27で実施したセミナーにおいて、ガイドラインに関する討議をし、2022年度内にガイドラインが完成した。 <予算額> 74百万円の内数（2018年度） 74百万円の内数（2019年度） 201百万円の内数（2020年度）	製鉄所における総合的な省エネルギー対策のガイドラインに関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める。 ・木材・プラスチック再生複合材の物性試験方法に関する国際規格発行に向け、国際標準化機構における議論を進める。 ・遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める。 今後パイロット事業を実施し、ガイドラインを改定することで、ASEAN各国における制度構築に寄与していく。 <予算額> 206百万円の内数（2023年度予算）
--	--	---

	221 百万円の内数（2021 年度予算） 221 百万円の内数（2022 年度予算） 5. パリ協定 6 条実施パートナーシップ ・パリ協定第 6 条の能力構築に向けた国際的な連携を促進するとともに、優良事例等の情報共有や実施に関する能力構築支援を実施するパートナーシップとして、日本が中心となって COP27 で立ち上げた。2 月に全体会合、3 月に承認の分科会を開催。 2023 年 3 月時点で 65 の国および 32 の機関・企業が参加 6. IMO を通じた国際交通からの排出削減への貢献 国際海事機関（IMO）において、2018 年に策定した「2050 年までに GHG 排出を 50%削減」を目標とする GHG 削減戦略の見直し作業が 2021 年より本格化した。我が国は、「2050 年までに GHG 排出ゼロ」という野心的な目標を新たな目標にすることを提案し、合意に向けた交渉を主導した。 また、GHG 削減戦略の目標を達成するための新たな対策として、我が国からは、化石燃料船に対して課金し、ゼロエミッション船に対して還付を行う制度（経済的手法）を提案し、支持する意見が多く表明された。 7. 国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論の主導 国際航空分野における二酸化炭素排出削減に係る長期目標については、その実現可能性調査を行う検討グループにおいて我が国が議長となり、科学的分析に基づく報告書を取りまとめた。その	パートナー国への能力構築支援を継続するとともに、パートナーの拡大を図る。また、国際連携のもとで能力構築支援を行う体制を整備する。 <予算額> 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業 60 百万円（2023 年度予算） 2023 年 7 月に開催される IMO の海洋環境保護委員会において、新たな GHG 削減戦略が採択される予定である。 我が国の提案する野心的な目標「2050 年までに GHG 排出ゼロ」が世界共通の目標として合意を得られるよう、各国と連携し交渉を主導する。 特に、2023 年 6 月に開催される G7 伊勢志摩交通大臣会合においては、積極的な働きかけを行い、G7 各国との共通の認識を形成する また、新たな GHG 削減戦略が採択された後、目標を達成するための具体的な対策の立案作業が本格化するところ、各国と連携し交渉を主導する。 2020 年 10 月の第 41 回 ICAO 総会で採択された長期目標の実現に向けた ICAO の取り組みへ積極的に参画するとともに、2023 年に開催が
--	--	---

	後、2022 年 10 月の第 41 回 ICAO 総会において、当該報告書を基に「国際航空における 2050 年までのカーボンニュートラル達成」をグローバル長期目標として採択した。	予定されている、持続可能な航空燃料に関する国際会合において野心的な成果が得られるよう、有志国を中心に各国との調整を行う。
--	--	---

対策名：	定性-23. 都市の取組の推進
具体的内容：	・途上国における脱炭素化を推進するための国際的な都市間連携の推進 ・「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた都市の先進的な取組を世界に広げて「脱炭素ドミノ」を加速させるための国際フォーラムの開催

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

1. 国際的な都市間連携の推進 我が国の都市が有する経験・ノウハウ等を活用して途上国における脱炭素化を推進する都市間連携事業について、2022年度は途上国9カ国23都市と日本の14都市との間で都市間連携事業を実施した。 東京都とクアラルンプール市との間では、東京都の協力によりグリーンビルディング認証制度の導入等が実現し、クアラルンプール市のゼロカーボン宣言に至った。 2021年度は4件、2022年度は3件、都市間連携事業からJCM設備補助プロジェクトを創出した。 2030年度に向けて、海外都市との協力関係を拡大・深化させ、国内において地域脱炭素ロードマップに基づき創出していく脱炭素ドミノを海外にも普及させていく。 2. 国際フォーラムの開催 2020年度は、UNFCCCの協力の下、第1回となる脱炭素都市国際フォーラムを開催した。フォーラムでは、コミュニティに直結する都市の脱炭素政策と中央政府・国際機関による後押しの重要性を確認し、今後、都市の先進的な取組を世界に広げて、世界で「脱炭素ドミノ」の輪を広げていくことを確認した。2021年度からは、「日米グローバル地方ゼロカーボン促進イニシアティブ」に基づき、日米で共催している。2022年度「脱炭素都市国際フォーラム2023」は3月1日に開催し、都市の先進事例を共有した。また、G7とU7との対話の重要性を確認し、国地方協働促進に関するG7・U7での議論をG20・U20に繋ぎ、COP28等に向けて取組の機運を世界的に高めていくことを確認した。 2030年度に向けて、米国、イクレイ等の関係国・機関と連携しながら、国内外の都市の取組を共有・議論する場を主導していく。

2. 施策の全体像

	実績（2022年度まで）	今後の予定（2023年度以降）
その他	国際的な都市間連携の推進及び国際フォーラムの推進 2022年度は途上国9カ国23都市と日本の14都市との間で都市間連携事業を実施するとともに、脱炭素都市国際フォーラム2023を開催した。 <予算額>	世界全体での脱炭素社会の実現に向け、国際的な都市間連携等を通じて世界の都市の脱炭素化を推進していく。 <予算額>

	350 百万円の内数（2016 年度） 400 百万円の内数（2017 年度） 399 百万円の内数（2018 年度） 399 百万円の内数（2019 年度） 469 百万円の内数（2020 年度） 419 百万円の内数（2021 年度） 435 百万円の内数（2022 年度）	465 百万円の内数（2023 年度予 算） 511 百万円の内数（2024 年度予 算）
--	---	--

対策名：	定性-25. グリーン冷媒技術・製品等の国際展開
具体的内容：	・フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ (IFL) の活動を通じてフロン管理の重要性に関して国際的に普及啓発を実施し、途上国の行政官に対する研修等を実施する。 ・二国間クレジット制度 (JCM) を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業による途上国における代替フロンの回収・破壊の実施による温室効果ガス排出量の削減及び途上国における制度構築への支援を実施する。

1. 実施した施策の概要

対策・施策の進捗状況に関する評価

フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ (IFL) は、2019 年 COP25 において設立され、15 の国・国際機関、16 の国内企業・団体が賛同している取組である (2024 年 1 月時点)。2023 年度はフロン管理に関して、気候と大気浄化の国際パートナーシップ (CCAC) と共に COP28 オフィシャルサイドイベントを開催、国内関係者との会合も実施した。2024 年度以降も引き続きサイドイベント等の実施により、フロンのライフサイクル管理の重要性について国際的な啓発を図る。

二国間クレジット制度 (JCM) を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業においては、2018～2020 年度においてタイ及びベトナムにおいて事業実施、2021 年度からはフィリピン及びベトナムで新規事業を開始しており、2024 年度以降も補助事業の継続に加えて新規補助事業の案件発掘を図る。

また、2020 年度から途上国における制度整備等の支援事業を開始し、東南アジアを中心とした途上国の法整備状況等の調査に加え、政府関係者ユーザーなどフロン処理に係る関係者のキャパシティービルディングを実施するとともに、現地の技術者向けにフロン回収技術向上のためのハンドブックを作成した。今後も事業を継続し、途上国におけるフロンの適正処理に関する制度整備等に寄与していく。

2. 施策の全体像

	実績 (2022 年度まで)	今後の予定 (2023 年度以降)
補助	二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業 途上国における使用済機器等からの代替フロンの回収・破壊及びモニタリングを実施するとともに、二国間クレジット制度 (JCM) を通じて我が国の削減目標達成に貢献する事業に対して資金支援を行う。 ・2018 年度～2020 年度は、タイ及びベトナム	二国間クレジット制度を利用した代替フロンの回収・破壊プロジェクト補助事業 ・2023 年度も継続してフィリピン及びベトナムでの事業に対して補助を実施。 71 百万円の内数 (2023 年度予算)

	での事業に対して補助を実施。 ・2021 年度からは、フィリピン及びベトナムでの新たな事業に対して補助を実施。 52 百万円の内数（2018 年度） 52 百万円の内数（2019 年度） 72 百万円の内数（2020 年度） 72 百万円の内数（2021 年度） 71 百万円の内数（2022 年度）	
普及啓発	フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ（IFL）の活動 IFL の活動を通じてフロン管理の重要性に関して国際的に普及啓発を実施する。 賛同機関：15 カ国・地域、16 国内企業・団体（2022 年度時点）	フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ（IFL）の活動 2023 年度以降もフロン管理の重要性を国際的に訴求するために、サイドイベント等を開催する。 2023 年度 ・モントリオール議定書第 35 回締約国会議（MOP35）サイドイベント開催 ・国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）サイドイベント開催 ・第 4 回フルオロカーボン・イニシアティブ国内関係者会合開催
教育	途上国におけるフロン排出抑制戦略策定支援事業 途上国におけるフロン関連制度の調査を実施し、我が国の強みであるフロンのライフサイクル全体にかかる管理制度や冷凍空調技術の国際展開を図るためのフロン排出抑制戦略を策定した。また、戦略に基づき、途上国の政策立案者等を対象にワークショップを実施するとともに、現地の技術者向けにキャパシティービルディングを実施した。	途上国におけるフロン排出抑制戦略策定支援事業 途上国各国におけるフロン排出抑制戦略の精緻化を実施するとともに、各国の状況及び要望に応じたフロン制度や技術に関するワークショップ等を実施する。